

第百十二回国会 衆議院 商工委員会 議録 第五号

昭和六十三年三月二十三日(水曜日)

午前十時一分開議

出席委員

委員長 渡辺 秀次君

理事 甘利 明君

理事 奥田 幹生君

理事 与謝野 馨君

理事 二見 伸明君

理事 石渡 照久君

尾形 智矩君

佐藤 信二君

玉生 孝久君

中山 太郎君

福島 讓二君

牧野 隆守君

宮下 創平君

森 清君

綿貫 民輔君

小野 信一君

関山 信之君

水田 稔君

森本 晃司君

工藤 晃君

出席國務大臣

通商産業大臣 田村 元君

出席政府委員

通商産業政務次官 浦野 休典君

通商産業大臣官 棚橋 祐治君

通商産業大臣官 山本 幸助君

通商産業大臣官 安藤 勝良君

通商産業大臣官 房審議官 島山 襄君

通商産業省貿易局長

通商産業省立地 安楽 隆二君

公署局長 鈴木 直道君

通商産業省基礎 児玉 幸治君

産業局長 飯塚 幸三君

通商産業省機械 山本 貞一君

情報産業局長 小川 平一君

工業技術院総務 濱岡 邦夫君

部長 小川 邦夫君

資源エネルギー 別府 信宏君

庁長官 今村 努君

特許庁長官 青江 茂君

防衛庁装備局開 健作君

発計画官 岡本 行夫君

科学技術庁科学 永田 俊一君

技術政策局調整 松岡 實君

課長 齋藤 太一君

科学技術庁研究 倉田 雅広君

開発局宇宙企画 齋藤 太一君

課長 齋藤 太一君

外務大臣官房外 齋藤 太一君

務参事官 齋藤 太一君

外務省北米局安 齋藤 太一君

全保障課長 齋藤 太一君

大蔵省主計局主 齋藤 太一君

計官 齋藤 太一君

参(新エネルギー) 齋藤 太一君

参(総合開発機構) 齋藤 太一君

参(基礎技術研究) 齋藤 太一君

参(促進センター) 齋藤 太一君

参(商工委員会調査) 齋藤 太一君

室長 齋藤 太一君

委員の異動

三月二十三日

辞任 中川 秀直君

補欠選任 尾形 智矩君

委員外の出席者

防衛庁装備局開 別府 信宏君

発計画官 今村 努君

科学技術庁科学 青江 茂君

技術政策局調整 健作君

課長 岡本 行夫君

科学技術庁研究 永田 俊一君

開発局宇宙企画 松岡 實君

課長 齋藤 太一君

外務大臣官房外 齋藤 太一君

務参事官 齋藤 太一君

外務省北米局安 齋藤 太一君

全保障課長 齋藤 太一君

大蔵省主計局主 齋藤 太一君

計官 齋藤 太一君

参(新エネルギー) 齋藤 太一君

参(総合開発機構) 齋藤 太一君

参(基礎技術研究) 齋藤 太一君

参(促進センター) 齋藤 太一君

参(商工委員会調査) 齋藤 太一君

室長 齋藤 太一君

中山 太郎君 月原 茂皓君  
福島 讓二君 三原 朝彦君  
井上 泉君 小野 信一君  
緒方 克陽君 田口 健二君

同日 尾形 智矩君 中川 秀直君

月原 茂皓君 中山 太郎君

三原 朝彦君 福島 讓二君

小野 信一君 井上 泉君

田口 健二君 緒方 克陽君

補欠選任

中川 秀直君

中山 太郎君

福島 讓二君

井上 泉君

緒方 克陽君

三月二十三日

地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の

促進に関する法律案(内閣提出第三〇号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

産業技術に関する研究開発体制の整備に関する

法律案(内閣提出第三一号)

地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の

促進に関する法律案(内閣提出第三〇号)

○渡辺委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、産業技術に関する研究開発体制の整

備に関する法律案を議題といたします。

この際、参考人出頭要求に関する件についてお

語りいたします。

本案審査のため、本日、参考人として新エネル

ギー総合開発機構理事長松岡實君及び基礎技術研

究促進センター理事長齋藤太一君の出席を求め、

意見を聴取することにしたと存じますが、

御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのとおり決しました。

○渡辺委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。関山信之君。

○関山委員 近年、我が国の科学技術における研

究開発の体制というものについて大変関心が高ま

っている。まさに超電導ブームやら利根川博士の

ノーベル賞受賞など、まさににわかには百家争鳴と

いう感じさえいたすわけですが、どうも、こうい

う動きを背景にしたが、ただいま提案がござい

ました産業技術に関する研究開発体制の整備に関

する法律案というものを拝見いたしました。実

は全体を拝見いたしました。どうしてもこの法律

の位置づけみたいなものがよくわからないので

す。そこで最初に、我が国の研究開発体制全体の

枠組みに対する御認識をお伺いをしていきたいと

思うわけでございます。

まず研究費でございます。科学技術に関する研

究費のレベルでございますけれども、確かに我が

国の研究費は自然科学の分野では約八兆円ほどに

及んでおります。いわゆるGNP対比で見ますと

と、全体的には欧米並みという水準にあること

は、数字の上で承知をいたしておるわけござい

ます。しかし、我が国の研究費の特徴は、いろい

ろな参考文献を拝見をいたしておりますと、一つ

は極めて公費負担が低いということが指摘をされ

ておるわけでございます。しかも公費負担の実質

の伸び率がこれまた低いというわけでございます

し、加えて三番目に、基礎研究比率が非常に低

いということが特徴である。なお、大学研究費の伸

び率がこれまた大変低くなっている、低下をしておるといふことについて指摘をされる方もいらつしやるわけでございます。このような研究費の実態について、まずもって御認識を伺いたいと思うのです。いずれにしても、公的資金が非常に少ないと思ひますけれども、この辺の御認識はいかがでございますでしょうか。

○飯塚政府委員 先生御指摘の我が国における研究開発費でございますが、民間を含めた研究開発費総額について申しますと、一九八五年度におきまして世界第二位でございます。またGNP比率につきましても、御指摘のように西ドイツに次いで世界第二位ということで、欧米並みの水準に上つていくわけでございます。

このように、マクロなベースでは世界有数の水準に達しているわけでございますが、御指摘の政府負担割合につきましては、我が国の場合は防衛研究費のウェイトが少ないということ、あるいは租税負担率や民間活力の差というふうなものがございまして、単純な国際比較は困難と思ひますが、大体二〇％強程度、主要先進国に比べますと低い水準が続いておるわけでございます。また、基礎研究比率は一三％程度というところでございましてアメリカと同様、西ドイツあるいはフランスに比べましても低い水準にございまして、開発研究の割合が高いということは御指摘のとおりでございます。

今後、民間の取り組みが困難な基礎的あるいは先導的な研究開発の重要性がますます高まるであろうというふうな考えられますので、私どもとしては、国における研究開発の取り組みを一層充実強化させることは必要であるというふうな考えをしております。

○関山委員 そこで、公的資金が少ないということ並びに基礎研究比率が低いということをお認めになつていらっしゃるわけでございますけれども、この基礎研究という言葉の概念が非常に難しいのですが、基礎研究が不足している。とかく欧米の基礎研究を借りてきては、開発段階で小器用

にこういう研究を利用して日本の産業が世界を席巻してきたといったような評価があるわけでございますけれども、しかし一方で、必ずしも基礎研究は不足していない、いろいろなものを見つけておりますとそういう御意見も散見をしておりますが、基礎研究について不足しているのかいないのか、この辺の認識についてはいかがでございますでしょうか。

○飯塚政府委員 基礎研究の定義についてはいろいろあるわけでございますが、現在一般的には、特別な応用、用途を直接考慮することなく、理論の形成とかあるいは新しい知識取得のために行うものというふうな定義されているところでございまして、そのような定義に基づく基礎研究について申しますと、我が国の比率が先ほど申しました一九八六年度で一三％ということで、欧米に比べて低い水準にとどまっているということでございます。

今日、マイクロエレクトロニクスあるいはバイオテクノロジー、新素材などを初めといたしまして、科学的な原理あるいは現象に立ち返つて研究開発を行うことが大切でございまして、そういう意味で科学と技術の距離が非常に接近したと申しますか、またお互いに非常に裨益し合つて共鳴をしますという傾向が顕著になっておるわけでございます。したがつて、私どもとしては、そういう意味の基礎研究については今後一層重要となるであろう、また、我が国の技術開発を進める上で、基礎研究の推進をさらに図つていく必要があるというふうな認識をしております。

○関山委員 今御説明の中にもあったのですが、総務庁の科学技術調査報告というものがあつて、今お話がございましたように「特別な応用、用途を直接に考慮することなく、仮説や理論を形成するため若しくは現象や観察可能な事実に関して新しい知識を得るために行われる理論的又は実験的研究」、これが基礎研究と呼ばれているものだと

いでの必要性から基礎へと逆行することは普通のことであつて、そういうものとしての基礎研究という二通りの理解が絶えずつきまとう。

ここで基礎とは何かということをお伺いしておりますのは、いわば独創的な、オリジナリティを有するものについて、やはりそのところをひとつ整理をして基礎研究というものの位置づけをしないと、今日の時代的ないわば基礎研究に対する要求といましようか、課題にはこたえていけないのではないのか。しかし、現実には絶えずその間の問題が錯綜しながら全体として進んでいるということになるものですか、これは工業技術院の院長として、どちらが大事だということお答えじやなくて、どちらがという意味ではまさにどちらなんでしょうかと申すことを、重ねてお尋ねをしておきたいわけですが。

○飯塚政府委員 先ほどもお答え申しましたとおり、現在、科学と技術というのは非常に接近をしております。それで、基礎研究と申しても、全くその応用とか用途を考えないでやるというふうなもの、例えば純粹基礎研究と、それからある程度そういうものを念頭に置くのを目的基礎研究というふうな分類をしておる向きもあるわけでございますが、現在、科学と技術が非常に接近したために、非常に純粹な基礎から直ちに応用の方に近づくと申すことも、非常に両者の間の距離が縮まったということ、先ほど申しましたようにお互いに刺激し合つて、その境界というものはますますはつきりしてなくなつていっているという実態があるかと存じます。いずれにいたしまして、私どももいたしましては、そういう科学と技術の接近あるいは共鳴と申しますような事態を十分に考慮した上で、応用研究と基礎研究との境界領域というものが今後ますます重要になるであろうというふうな認識をしております。

○関山委員 私は、なぜこのところにお話つて聞いているかといふと、まさに基礎研究と技術の間が非常に狭まってきた、その認識はわかるのですけれども、しかしこれは、全体とし

ての日本の研究開発体制の中で役割分担というものがそれぞれあるわけでございますから、そういう中で国としてはどういふ位置づけが必要かということもあるものですからお尋ねをしておるわけでございます。これは少し先のところでも触れてまいりますので、一応の見解として承つておきます。

私は、もう少しやはり本来の純粹基礎研究というところにウェイトを置いていただかなければならぬのじやないか、こういう認識があるものですから申し上げておるわけでございますけれども、一方で企業は今、基礎研究ブームという状況がございまして、御承知のとおりでございます。

そこで、この企業の基礎研究ブームというものについて、つまり目的や効果というものを期待をしない企業の基礎研究ブームというのは、まず一般的に常識的でないわけですね。もつと通産省の研究所にいらつしやいました植村さんという方の書かれたものを拝見をいたしておりました、一昨年度ですか、ここでは日本機械学会の関西支部のセミナーが開かれた。そのセミナーの中身の紹介があるんですけれども、まさにこのセミナーに参加された企業の皆さんがすべてそうだとおっしゃるからなれないような基礎研究をべんべんとやられたのはたまつたものでない、という意識は、絶えずやはり企業の側とすればあるものでしょうね。

しかし一方で、この方の御指摘があるわけですが、私どもも、まさに研究者の獨創性、自主性の尊重を越えることができない。そういう研究者の自主性尊重というものがより企業の存亡をかけた企業利潤への従属というものを強要するやうな環境というもので、創造性豊かな成果とは本来的に両立するものではない、本来両立しがたいものであるという御指摘があります。私もそうだと思うのです。だから最近の企業の基礎研究ブームがけしからぬとかだめだと言つていられるのではなくて、本来、企業の基礎研究というものについては一定の

限界があるだろう、まさに純粹基礎研究の分野へはなかなか立ち入り切らない限界があるのではな  
いか、こんなふうに思うのですが、その辺の御理  
解はいかがでございますか。

○飯塚政府委員 近年、企業におきましても第二  
次研究所ブームと言われるような傾向が続いてお  
りまして、基礎研究への取り組みを実際に始めて  
おる、あるいは基礎研究を重視しているという傾  
向が見られておると思えます。民間における基礎  
研究費の比率も上昇の傾向が見られるわけござ  
います。これは、例えば最近の高温超電導材料の  
発見のように、非常に基礎的なものと応用とが結  
びついておるという状態というふうなことが一層  
そういうものに拍車をかける一つの原因になって  
いるかと思うわけでございますが、しかしながら  
先生御指摘のように、確かに企業の基礎研究活動  
というものは、なかなか直接の商品開発には結び  
つくわけございませんので、開発に非常に長期  
を要するものとかあるいはリスクの大きいもの、  
巨額の費用を要するものというふうな投資効率が  
悪いものに対する取り組みはやはり限界があろう  
かと存じます。ただ、最初に申しましたように、  
最近企業におきましても基礎研究重視の傾向は確  
かに見られるわけございまして、そのような盛  
り上がり傾向に現在ある企業の基礎研究意欲と  
いうものを、私どもとしては一層促進してまいり  
たいというふうに考えております。

○関山委員 そこで、研究開発の体制の枠組みと  
いうのは、もちろん通産省だけではないに科学技  
術庁、文部省、その他農水省、いろいろな分野に  
またがって国の予算が執行されておるわけござ  
いますけれども、一般的に国の役割というのはい  
うものだというふうにお考えになっておるの  
か。抽象的には、短期的に収益のつながりがた  
いものであるとかリスクの大きい研究開発とか社  
会的ニーズの高い公共的なものとか、こう言  
うのですが、しかしもう一つ、私は今の段階で、前  
段の議論を申し上げていることの意味もそうい  
うことなんです、公的支出がまだ低いレベルにあ

る、その少ない公的支出というものを全体的な  
研究開発体制の中でどこへ集中をしてお金を使  
うかということになれば、おのずとやはり役割分  
担なり重点の置き方というものを絞っていかなく  
ならないのじゃないかということを感じさせら  
れるのです、いろいろなものを押見をしながら。  
そこで、NIRAが押し出した「一九九〇  
年代日本の課題」という中で「科学技術における  
研究開発の展開」という小さな論文を載せてお  
りまして、これを拝見をしております、そこでは  
いわば研究者の創造的な活動というものにつ  
いてアンケート調査をしております。幾つもある  
うか新しい発明、発見は非常に若い世代で、二  
十代、三十代のところで行われている。それから、  
いわばその自信作の成功というのは決して平たん  
ではなく、その関連が不連続である、あるいは異  
分野からの影響が非常に大きいという指摘が二番  
目にあります。そして三番目に、大胆な仮説提示  
能力、独自の着想の提案というのがあるという  
作を生むに至った背景の一つの契機として介在を  
しているということがございまして、新しい芽と  
なる人を探し出して予算を配分する仕組みが必要  
であるということも述べながら、思い切った年間  
五百万円程度の研究費を五年間与え、何にでも自  
由に使えるようなシステムというのを考えたら  
どうかという提案をなさっているのです。

こういふことは、やはり民間企業サイドの基礎  
研究の分野でなかなかやれないことでありまし  
て、まさに国の責任でどういった道を開くことが  
今日非常に大事ではないか。きょうはもろもろ工  
業技術院のサイドだけ何となくおるのですが、こ  
れは文部省のやる仕事であるとか科学技術庁の仕  
事であるとか、いろいろその辺の仕分けはあ  
るでしょうけれども、いざいざその思い切  
った非採算的な研究への支出というのには困  
りつつ責任を持たなければいかぬ、もつと力を入  
れなければならぬということなんじゃないかと思  
うのですけれども、いかがでございますか。

○飯塚政府委員 御指摘のように、創造的な研究  
開発を今後一層進めてまいることが、我が国の生  
存基盤としても大事なことであり、このように考  
えております。  
それで、私どもの例えば国立の研究所におきま  
しては、先生がたたいま御指摘になりましたよ  
うな非常に芽となるような研究というのに対し  
て積極的に取り組んでおるわけでございますし、  
私どもの予算もございまして、また科学技術庁経  
由の予算もあるわけでございます。また、私ども  
が行っておりますプロジェクトにおきましても、  
非常に基礎的な研究開発の必要なもの、あるいは  
先ほど申しました長期にわたる研究が必要なも  
の、将来初めて応用の芽が開けるようなものにつ  
いても、例えば次世代産業基盤技術等で取り組  
んでおるわけでございます。そういう意味で、御指  
摘の創造的な芽をできるだけ花開くように心がけ  
ておるつもりでございます。

○関山委員 科学技術庁からお願いしたい  
のですが、今申し上げているようなことについて、  
科学技術庁としてはどうお考えになりますか。  
それから、科学技術の開発体制全体についての  
各省庁の役割分担、予算的には文部省が一番多く  
て四七％、科技厅が二六％、通産省が一三％、農  
水省四％、こういう数字ですが、これ以外にもあ  
るいは郵政省あるいは厚生省、それぞれ分野で  
やらなければならぬと言いつつ、みんなそれぞれ  
大きなウエートを持ってこれから展開をしてい  
かなければならないことになるのだが、あらかじ  
め科技厅はこうした各省のいわば調整機能を持  
つべきではないかと、各省はそれぞれ所管の中で  
いったような御答弁を聞こうと思っております。こ  
れは必ずしもそうならないという側面もあるわ  
けでございます。聞けば、今回の法律改正に伴  
って出てまいります無重力の実験施設などは、こ  
れは科学技術庁の方でもまだ予算化はされてない  
けれども計画にあるとか、あるいは超電導の問題  
にしましても、通産省は通産省で国際超電導産業

の強化というふうなことが大きな課題になって  
ございます。科学技術の振興は、政府として総合  
的に推進するためにやはり基本的な方針、共通  
的、横断的な考え方というものを取りまとめる必  
要があるわけございまして、先般、昭和六十  
一年でございますが、閣議決定におきまして科学技  
術政策大綱というものが決められております。  
この科学技術政策大綱におきまして、我が国の  
科学技術を推進するために三つの柱、すなわち創  
造性豊かな科学技術の推進、人間社会のための科  
学技術及び国際性を重視した科学技術の発展、こ  
ういふ基本的政策を打ち出し、さらにそのもと  
で、単に各省の縦割りの行政だけの研究推進だ  
けではなくて、相互の連携、交流を強化しながら  
総合的に推進していくための進め方というものを  
考え方をまとめられております。

○関山委員 そういう御答弁にしかたないの  
だろうと思うのですが、しかし私は、言葉としては  
調整だと協力だとか言うのですけれども、実  
態は必ずしもそうならないという側面もあるわ  
けでございます。聞けば、今回の法律改正に伴  
って出てまいります無重力の実験施設などは、こ  
れは科学技術庁の方でもまだ予算化はされてない  
けれども計画にあるとか、あるいは超電導の問題  
にしましても、通産省は通産省で国際超電導産業

技術研究センターというものを持つ。一方で、科技厅も新超電導材料研究会というものを持つ。物によつてはいろいろな角度でいろいろ多角的にいろいろな研究開発を進むことを必ずしも悪いと言っているわけじゃないのですけれども、どうも拝見をいたしておりますと、それだけの仕分けでいいのだからかという感じがいたします。予算が幾らでもあつて、欲しいだけ各省が何でもやれるという状態ならいいのですけれども、冒頭申し上げたような予算的な枠組みの中にある。

一つは、やはり基礎、応用、開発というこの分野、それぞれのステージの分担というものは、そういう全体の国の役割分担の中でどう位置づけられるのかということをもう一つはつきりしてもらえないものだろうか。それから仕事の中心、今申し上げましたような無重力の実験装置ですけれども、基盤整備とかあるいは企業に対する研究の民間委託、あるいは国際交流、こういうものについてはそれぞれがそれぞれでやらなければならぬにしても、もう少し横割りの整理ができぬものだろうかという感じがするのですけれども、やはりこれは無理な注文なんではないか。

実は、申し上げましたように、特に基礎研究の分野では異分野の刺激が非常に大きいというさっきのNIRAの指摘もございました。現実には昨日、まあ法律も異業種交流の法律が上がつておるわけですけれども、これからはますます各省庁の省際化というのですか、業際化というのが進むでしょう。これはそれぞれ今の縦割りの行政でやっていたら、かつていろいろな繰り返してきている事柄でありますから、日本のお役所の縦割りのシステムがそんなに簡単に変わるものじゃないと思ひますけれども、しかし、この分野はそういうことをやっていたのでは全くだめだという感じがするものですから、そこら辺の仕分けについてはどのようにお考えになつていらっしゃるか、これは科技厅の方から伺ひましょう。

○今村説明員 今御指摘の各省庁横断的な協働体制の必要性ということについては、まさに御指摘

のとおりでございます。

これは基本的には、科学技術に関する諸施策は各省庁におきますそれぞれの行政目的に応じた研究開発が行われる、それを相互の連携、整合性を保ちつつ総合的に推進する、こういう基本的な考え方の中に立つておるところでございますが、そういう中におきましても幾つかの、最近の科学技術庁といたしましての努力の一つのあらわれを御紹介申し上げたいと思つてございまして、例えば先ほど申し上げました振興調整費の中で、昭和六十三年度の新しい施策といたしまして省際の流動基礎研究というのを新しく始めようというふうにいたしております。これは、ある省庁のある国立試験研究機関のしかるべき研究者が提案いたしましたして基礎的な研究を進めたいといふときに、他省庁の研究機関に呼びかけまして、そこで一つの研究チームを組んでいく。その際、縦割りのそれぞれの研究者はそれぞれの機関に所属しているわけですが、場合によりましては併任あるいは異動といふことが、そういう形で研究チームを組みまして、研究の場所も一カ所に集めて進める、こういうふうな形で研究を進める、これを省際基礎研究と言つておるわけでございますが、そういうことも始めようと思つてございまして、こういふ課題は今後、新しい試みでございますので、その成果について適切に評価しながら、さらにその発展を期していきたい。これは一つの事例でございますけれども、そういう努力を進めておるところでございます。それに限らず、先生御指摘のような点に留意しながら、政策の調整に努めてまいりたいと思ひます。

○関山委員 これはひとつ大臣からも御見解を賜りたいと思つてございまして、きょうは中山先生お見えでございますが、自民党の議員の皆さんがお集まりになつてアルファクラブというのをつくつていらっしゃるようで「日本の技術立国」という御本をお出しになつて、私も大変参考にさせていただいておるのですけれども、この中でも幾つか指摘があるのですが、例えば通産省は非常に技術テク

ノクライトがたくさんいて、今日まで技術開発について大きな役割を果たしてきた。しかし一方、文部省というのは科学技術開発の予算というものを一番余計四七〇も持っているのだけれども、決定的に不足をしているのは、文部省に技官のテクノクライトがないということなんです。そのことの指摘があるのです。私も全くそう抱かされたわけなんです。

一方で、申し上げましたように、これだけ業際化みたいなものが進んでいけば「産業技術」とは、鉱業及び工業の技術のうち通商産業省の所掌に係るものをいう」ということだけでは済まなくなつていく。しかも全体的に言えば、再三申し上げておりますような基礎研究というものになかなか力を入れていかなければならない。通産省はそういう中で、科技厅あり文部省あり通産省ありという中で、一体どういふステージの研究をこれから中心に展開していかなければならないのか、全体的な役割分担の中でどういふ位置づけをさせていこうと考えていらっしゃるのか、大臣のお考えをお聞かせいただけたらと思ひます。

○田村国務大臣 おっしゃいましたように、私はこういう問題、余り省庁、官庁といひますが、縦張り感情は出さぬ方がいいだろうと思ひますが、みんなそれぞれお互いに、むしろある意味においては、これはあなたのところの仕事じゃないかとかいふようなことで、我々の協力を必要とするならいつでもおっしゃってくださいというふうなことで、こういう問題は進めるべきだと思ひます。

【委員長退席、尾身委員長代理着席】  
通産省はどういうことをいうことになりますと、鉱工業技術に関する研究開発、これなんかの業務を総合的に遂行するというのが通産省の大きな役割でございます。これまでも鉱工業技術に関する研究開発の実施とか、民間における鉱工業技術に関する研究開発の助成、こういうふうな業務を総合的に推進してまいりました。我が国におき

まして、研究開発のうちには鉱工業技術に関する研究開発はその大宗を占めるものだと思います。でございますから、通産省としては今後ともこういう点で強力な総合的な推進、そうして他省庁に対しても、国益というものをにらんで、あるいは科学者がやりやすいという科学者のニーズを踏まえて、弾力的に対応すべきものというふうな考えでおります。

○関山委員 大物大臣からももう少し突っ込んで物をおっしゃつてくださるのをおもつたのですけれども、さっき文部省のことを言いましたけれども、一方で科学技術庁というのはこれまた逆にいわゆる政治的判断のできる行政官がいなくて、「むつ」の問題を起したり、あるいは今回の無重力のものが、聞けばあの砂川の炭鉱に核廃棄物を持つていつて捨てようというふうなことを科学技術庁が最初に考えたというわけですね。それでさつき地元の評判を落とすしてしまつて、本来科学技術庁がやろうと目をつけておつたのが、今回通産省の方で横取りされたみたいな話がついて回る、これは世間の話ですから。そういう一種の全体的な研究開発の体制における国の対応のアパランスというものが目につくものから、今申し上げておるわけでございます。

余り他省庁のことは言わないでなどと言わずに、せつかくこういう法律をお出しになつて、後ほど伺ひますが、この法律自体がどういふ目的で出されてきたのかよくわからない部分もあつたけれども、通産省は科学技術開発の先駆的な役割を果たしてきた官庁でもありますから、この際大いに物を言つていただければいいかと思つておりますが、いかがでございますでしょうか。

○田村国務大臣 実は砂川の問題は、まさに科学技術の問題ではあります、多分に政治的な配慮という面もあつたわけですが、率直に言つて、炭鉱地帯を救済するという私どもの配慮というものがあれを強引に進めたという点は、御理解をいただきたいと思います。地域の活性化を図るために何かをしてやらなければいけない、そういうことで

野党の心ある方々とも相談をしてああいふことにいたしました。

それはそれとして、おっしゃったとおり、各省庁間で十分横の連絡をとり合うことは必要でございます。率直に物を言えということでございますが、ここまで出かかっておつてもなかなか言えないこともありますが、私はいつもこういうことを言っております。通産省だけではありません、この役人にもこういうことを言っております。国民は、税金を安くしてもらって、そして一層たくさん仕事をする、すばらしい仕事を早くしてもらって、そうして幸せになることが一番の願いなんだから、法務省が堤防を直そうと、文部省が海岸工事をしよう、通産省が学校のことをしよう、それは国民から見れば知ったことじゃない。ということ、日本国政府の名においてやってくれというところなんです。でございまして、私は常にそれを言っておるということで、言外の意味をひとつお読み取りをいただきます。○関山委員　ひとつ大いに、これからの課題でございます。ひつと、積極的な御発言をいただきたいと思っております。法律の改正に少しお尋ねをいたしたいと思います。

まずもってわからないのは、冒頭申し上げましたように、今回の法律改正で新しい三つの事業が行われるわけでございますけれども、なぜ工業技術院自体でやらなかったのか、なぜ基盤技術研究促進センターでやらなかったのか、なぜNEDOなのかかわからないんです。それで、予算折衝の過程では何か新しい組織をといたこともあったようですが、どうもありません。しかしそれにしてもNEDOに比べていろいろの会計法上工業技術院自体がやれないというふうな問題があるのだそうですけれども、しかしそれならそれで工業技術院の方の体制、枠組みを変えればいわけでございます。

さにおじやにならうとしているという感じがしてしようがないのですけれども、あわせて、なぜNEDOにしたのかと同時に、NEDOの性格というものはこれからどうなっていくのかということ、後ほど水田君から詳しくまたお話しあるかと思っております。○山本(真一)政府委員　先生御質問の、まず工業技術院自体でやらないのかという点につきましては、今度私も考えております。事業のうち、特に研究基盤整備事業につきましては、民間の資金も導入しあるいは地方自治体の出資も仰ぎながら、そういう民間の活力を活用してやっていくということを考えております。また、研究開発事業を従来工業技術院が民間に委託しておるわけでございますが、その部分につきましても今後さらに各種の研究プロジェクトを総合的にやっていく必要がありまして、かつまた資金の効率的な活用と運用という点からは、特殊法人に一度出資してまとめて行うというふうな方法の方が合理的であるというふうな考えをいたしました。特殊法人にお願いをすることにしたわけでございます。

また、なぜNEDOかという点でございますが、NEDOは現在サンシャイン計画あるいはムーンライト計画等、代替エネルギー開発につきましたる技術開発、研究開発をやっておるわけでございます。そういうノーハウなり実績なり仕掛けというものを活用できますので、NEDOにお願いするのが一番適切だと考えたわけでございます。なお、先生御指摘の基盤センターの点でございますが、基盤センターにつきましては業務の内容が、民間が研究開発事業を行うために出資をするあるいは融資をするといったような、いわば金融的な仕事をやっていたらいいわけでございます。すなわち私どもとしてはやはりNEDOが適当だと考えたわけでございます。

○関山委員　今の御答弁ではまるっきり私には、なぜNEDOにしたのかという理解が届きません。ね。ほかの省庁のさまざまなやり方を見ていたって、工業技術院に規則的な制約があればそれを換えればいいのでね。幾らでも第三セクターをつくらせて、国が財政的な援助をしながら民営をやるといふ図式は、今や猫も杓子もそういふ方式になつて、まさに民間と政府のけじめもつかないような状態になつていっているんです。

今度もやはりそういう性格が非常に強いと見ていられるのですけれども、工業技術院とNEDOとの関係というものは、将来的にはNEDOの方はこれを契機にしてどんどんそういういろいろな事業の分野をふやしていくという、そういう方向になるわけですか。つまり、従来の資源エネルギー関連の仕事だけじゃなくて、工業技術院は一方で総合的な政策形成あるいは技術のある分野だけをやつて、あとはほとんど——どういふ感じになるのですかね。将来的に何か展望があつてお出しになつていらつしやるのでしょうか。

○山本(真一)政府委員　まず、NEDOが現在エネルギー関係を中心に仕事をしておるわけでございますが、今回研究開発関係あるいは私どもの工業技術院の行つておりますような政策を実行していただくというふうな意味で、事業の追加をお願いしておるわけでございます。工業技術院とNEDOとの仕事の分担なり展望という点でございますが、工業技術院では産業技術審議会等に諮問しながら基本的な施策あるいは方向づけを行う、あるいは予算の確保を行うというふうなことをいたしまして、NEDOでそれを具体的に実行していただくというふうな関係にございまして、そういう意味で現在の新エネルギー部門、すなわちサンシャイン計画、ムーンライト計画等で行つておられます分担関係、そういう関係が今後とも続くというふうな考えをしております。

○関山委員　先に進みます。基盤整備事業についてですけれども、六十三年度の三事業の概要は手元に資料をいただいておりますので一通りわかるのですが、この資料以外にそれぞれに対応する民間の主体、二十五億円の配分、NITの枠といったようなものについてどうなつておりますか。

○山本(真一)政府委員　今回、産業投資特別会計から二十五億円の出資をNEDOに行うことをお願いしておりますが、今度行います研究基盤整備事業におきましては、全体の所要資金の半額を限度といたしまして資本金で賄いたい、残りの半分の借入金で賄うというふうな考えをしております。その資本金の三分の二程度を今度のNEDOが出資をする、残りは民間と自治体の出資を仰ぐというふうな考えをしております。かつ借入金につきましては、そのうちの七、八割程度をNITの無利子融資、これは日本開発銀行あるいは北東公庫等から借入れることを考えておりました。残りの借入金金は民間から借りるといふふうに考えております。

○関山委員　肝心なことは答えてくれないうのですけれども、この無重力環境実験センターとか鉱工業海洋生物利用技術センターとか、もう場所も相手も決まつておるわけでは、まことにけしからぬと思つて、そういうふうなあらかじめテーマやプランがあつて、そういうふうな法律で後で追つかけて枠組みをつくるというやり方は、本当に最近そういう性格のものが非常に多いのですけれども、まさに国会監視とまで大げさなことは言いませんけれども、大体制度があつて、そこからどういふものが必要かという議論があつて、そうして出てくる筋合いのものだと思つております。まあまあこれはいいでしょう。それはそれとして、この利用の方法です。これはまさに門戸開放、個人研究者その他に大いに研究基盤施設というふうなものは使ってもらわなければならないのですけれども、その辺は十分な配慮がなければならないと思つて、いかがですか。

○山本(真一)政府委員　利用の方法という点につきましては、借り入れの希望者と考えております第三セクターが借入契約という使用契約を結ぶことになつておると思つて、かつ私どもとしては、多くの方が共同で使つていただくという趣旨でつ

くるわけでございますから、時間なり日を分けて  
できるだけ多くの人に使っていただくように運用  
をしてまいりたいと思っておりますし、かつその  
場合、国際的な配慮もいたしまして、外国の企業  
から希望があれば、それも特別の差別をしないで  
開放するというのを考えております。利用して  
いただく場合には、もちろん適当な使用料金を払  
っていただくということになるかと思っております。

○岡山委員 これは要望しておきますけれども、  
できたもののイメージが私どもまだよくわからな  
いわけですが、やはり広く門戸を開放し、  
しかもこれだけお金のかかる施設だから国が援助  
をしてやるということになるのでしょうか、それ  
も、逆にNITの株の資金を利用するということ  
なら、これは取り返しをしなければならぬわけ  
ですから、だれでも使えるということにならない  
のですよね。そういうあたりは、これから整備を  
していく問題でもあらうと思っておりますけれども、  
やはりまさに優秀な若い研究者が一定のルールに  
従ってそういう負担をしないでも使えるようなシ  
ステムとか、利用運営についてもやはり将来に  
向けて受け入れの対応の方途をきっちりとお出し  
をいただきたいと思います。十分な門戸開放がで  
きるような体制をつくっていただきたいと思いま  
す。

それから、次は研究開発事業の關係なんです  
けれども、先ほどNEDOと工技院との關係につ  
いていろいろ御説明がありました。私がやはりわか  
らないというのは、今度の研究開発事業につ  
いても、現在の三つの研究開発の制度をNEDOの  
へ移すというわけでしょうか。これは全部移すわ  
けじゃないのでしょうか。予算的に見ても、前年度  
工技院としては二百二十三億ぐらいあるのです  
ね、そのうち三十九億ぐらいがNEDOへ行くとい  
う勘定です。そうすると、そこら辺の仕分け  
は一体どうなっているのか、また役割分担とい  
う問題に返るのですけれども。

それから、時間がなくなってきましたのであ  
わせてお尋ねをしたいと思います、今回の業務  
追加で組織人員はどう変わるのか。十七人ばかり

の人をふやすというふうな説明を伺っているの  
ですけれども、一体そんな程度のことでは責任  
が持てるのか、やれるのかどうか、その辺のこ  
ろはいかがでございますでしょうか。

○山本(員)政府委員 先ほどNEDOと通産省  
との關係を御説明いたしました。通産省では今  
後とも、まず工業技術院傘下の研究所で研究を  
やっていたら、さういふ研究開発の事業  
は従来どおりさらに力を入れてやっています  
し、かつ一部の事業につきましては通産省自身  
がやっています。そういう研究開発事業  
については一部通産省に残るということもあら  
うかと思っております。ただ、基本的には大部分  
の研究開発事業をNEDOにお願いをするという  
ふうにして、先ほど先生御指摘ございました  
二百億のうち四十億程度という点につきましては、  
来年度は十月以降移管することを考えており  
ますので、まず半年分であるということ、それ  
から初年度でございますので、準備期間もござ  
いまして、さらに六十四年度移管するものも考  
えておまして、六十三年度では御指摘のよう  
に全部を移管しておるといっていいわけでは  
ございません。

次に、十七人でできるのかという点につ  
きましては、私どもとしては、今度の三部門の  
仕事を効率的にやっていくために通産省と  
NEDOと協力しながらやっていくと考  
えておまして、十七人は大変厳しい人数でござ  
いまして、最大限努力をしてこの事業を遂行  
していただくように努力をしております。

○岡山委員 六十三年度は三制度三十三  
テーマだけども、六十二年度は少し数が少  
ないようですね。これを、今は何人の  
スタッフで工技院はやっているのですか。

○山本(員)政府委員 今正確な数字は  
ちょっと頭にごいませませんが、ほぼ八十  
名程度というふうなふうに思  
います。

○岡山委員 とりあえず次世代と大  
プロと医療福祉が行くわけですね。今  
後サンシャイン、ムーン

ライトその他民間、いろいろ仕事があり  
ますね、これはみんなNEDOに行くのですか。  
少なくとも次世代と大プロと医療福祉は  
全部NEDOに行くのですか、どうな  
りますか。

○山本(員)政府委員 今、先生御質問  
のとおり、次世代と大プロと医療福祉につ  
きましてはNEDOに全部移管するつもり  
でございます。サンシャイン、ムーン  
ライトにつきましては、従来ど  
おりNEDOにやっていたら、どう  
なっております。

○岡山委員 これだけ伺っても、さう  
なるという話だけで、なぜさうな  
のかということがやはりわかり  
ません。時間もございませ  
んので、そこら辺は水田先生  
の質問に譲っていいかと思  
います。国際共同研究の分野  
は触れている余裕もござ  
いませぬので省略いたします。

今のその体制の問題と絡んで、役員  
の体制です。ここでは運営委員を二人  
ほど増員するということな  
んですけれども、肝心の理事  
会の方は増員がないのです  
か。これは一体どうな  
さうか。これは大臣に聞  
かなければいけません。今  
の理事会の顔ぶれを拜見  
いたしますと、民間の方が  
三人いらっしゃいます。あ  
とはプロパーで上がった  
理事の方もいらっしゃ  
います。もともとただ  
通産省と、皆さん立派な  
方ばかりではあります  
が、それぞれお役所の  
御出身の立派な方であ  
って、これからNEDO  
が性格変更していく  
上で、こういう方たちが  
この責任を負うわけ  
でございます。さうい  
う方たちが、こうい  
う顔ぶれで一体大  
丈夫なのか。新しい機  
構の改革に伴って、理  
事会の構成などはどう  
していかうとお考え  
になっていらっしゃる  
のか、お聞かせを  
いただきたいと思います。

○飯塚政府委員 運営委員会につ  
きましては、新たに二名の方  
の追加をいたしたいという  
ふうに考えております。従  
来の委員の方の中にも  
産業技術に関する造詣の  
深い方もいらっしゃ  
いますし、客観的な立  
場からいろいろ御意見を

賜ってまいりたいと思  
っております。また、実  
際の運営面でございます  
が、御指摘の理事につ  
きましては増員を  
しておりますけれども、  
これまでの体制の中  
で担当の方を決  
めていた上で、実  
際の事業の執行に  
支障のないよう  
な体制が組める  
ものというふう  
に考えております。

○岡山委員 大臣、これは最後  
にお答えいただけ  
ませんか。私、運  
営委員の方は、  
竹下流に言  
えども、これはま  
さに立派な立派  
な方たちばかり  
でございます。さ  
うしてこれは  
NEDOのお仕事  
というより、大  
所高所から見  
ていらっしゃる  
という顔ぶれ  
じゃないかと思  
うのです。円城  
寺さんを中心  
にいたしまして、  
関西電力の会  
長、日本興業  
銀行の会長、  
東京工大の名  
譽教授、石油  
連盟の会長  
といったような  
方たちですか。

これは二名、どう  
いう方を追加  
されるのかわか  
りませんが、私  
どもが心配を  
いたすのはやは  
り理事会なん  
です。ここは従  
来、石炭エネ  
ルギー關係を  
中心にしてや  
はり人選をさ  
れておるわけ  
でございます  
から、当然科  
学技術という  
ことになれば、  
それなりの  
プロパーの方  
たちを選んで  
いらっしゃる  
のかと思いま  
す。個人個人  
の資格につ  
いてはさうい  
うと申して  
上げている  
わけじゃあ  
りません。し  
かし少なく  
とも事業の中  
身が変わって  
いけば、さう  
いふものを  
例え民間に  
研究を委託  
する、しかし  
その成果につ  
いてはやはり  
きちっと専  
門家の立場  
でこの成果の  
判断をする  
、追跡する  
能力を持った  
方たちにお  
座りいただき  
ます。責任  
体制が保た  
ないのじゃ  
ないか、さ  
う思いま  
す。この新  
しい理事  
会の構成を  
どうなさ  
るかと考  
えになって  
いるのか、  
最後に大  
臣にお尋  
ねをし  
て質問を  
終わりたい  
と思いま  
す。

○田村國務大臣 実は私も、理事  
の数をふやすこ  
とは必要ない  
のかという  
ことを工技  
院長にも聞  
きました。こ  
れで十分で  
ございませ  
ん、立派に  
やっています  
、専門的な  
方も十分に  
送り込んで  
あるからと  
いうことで  
ございま  
す。私は実  
務のことにつ  
きましては  
素人でござ  
いますから、  
工技院長  
が大丈夫と  
言えれば大  
丈夫と受け  
とめざるを得

ないのでありますが、それはそれとしても、今後必要に応じて遠慮なく言いなさいよ、もし仮に、そういうことはないと思いますが、行政改革等を意識して実務に支障を来すようなことがあつてはいかぬので、遠慮なく言いなさいよということはおしえておきます。

○岡山委員 終わります。ありがとうございます。

○尾身委員長代理 水田君。

○水田委員 今回の新しい法律案というのは、これまでの新エネルギー総合開発機構、NEDOにこういう新しい事業を追加しよう、こういうことでありまして、一つは、NEDOというのは一体どういう仕事をやっておるか、簡単に結構ですが、それを御説明いただきたいと思つたのです。

○飯塚政府委員 当初、石油代替エネルギーの技術開発を主として担当しておりましたが、その後石炭鉱業合理化事業それからアルコール製造事業と、以上の三つを履行している特殊法人でございます。

○水田委員 この事業というのは、代替エネルギーの開発というのは今日でも重要な我が国の技術開発の課題でしょうか、どういふぐあいにお考えでしょうか。

○飯塚政府委員 御承知のように、我が国のエネルギー基盤は極めて脆弱でございますので、代替エネルギー技術開発は今日でも非常に重要であるというように認識しております。

○水田委員 そこで、このNEDOに追加する新しい事業というのは、具体的にどういふ性格のどういふ事業でございますか。

○飯塚政府委員 三つの事業を追加することを考えているわけでございまして、第一が研究基盤整備事業でございます。先端的な、かつ創造的な研究開発を行うために不可欠な大型の研究施設あるいは設備、そういうものを用意いたしまして内外の研究者に広く開放し共用に供するといふふうなことでございまして、そのために研究基盤整備会社を設立し、それに対して本機構から出資をいた

します。同時にまた、特に先端的な高度な研究設備については、機構がみずからこれを整備いたしまして共用に供するといふものでございます。

それから第二番目は、研究開発事業でございます。国から第二番目によって行われる大型プロジェクトあるいは次世代産業基盤技術、医療福祉機器技術開発、これらのうち今まで民間に委託しておいた部分を主体に、研究開発を総合的、機動的に実施しようというものでございます。

第三番目が国際共同研究推進事業でございます。生体機能及び物性機能の解明、それからそれらの工学的な応用等について国際研究協力を促進するために、国際共同研究チームに対する研究の助成を行うといふふうなものでございます。

以上三つの事業を、今後ますます必要となつてまいります基礎的、先導的分野における研究開発を充実するとともに、国際協力の観点から進めてまいりたいといふふうな考えでございまして、

○水田委員 それでは、これまでのNEDOの研究の対象とは質的には違うものか、どういふぐあいに理解してよろしいですか。

○飯塚政府委員 事業の中身は従来のものと確かに違ふ点がございます。ただし、研究開発事業につきましても、これまでエネルギー分野においてNEDOにおいては民間委託を含めまして十分な実績がございまして、そのような観点からすれば仕組としては非常に類似のものでござい

○水田委員 先ほどの岡山委員の質問に対する答えも、どうしてもやはり納得できないのです。本当のことは言われないのでしようが、これは予算編成なりあるいは外郭団体をつくるに、一つはつふやすのなる一つ削れ、やむを得ぬ、とにかくかへくつつけ、こういうことになつたのじやないか。本来を言えば、通産省の基本的な研究開発というのは、筑波を中心にしたあのたぐい

な研究所を持つておる、ここが基本でしょうね、それをどういふところへ持つていくといふのは、

どうしても私もこれは、これからの技術立国ということでの研究開発ということでは、こういうことではないのだからかという疑問が残るといふことだけまず申し上げておきます、あとそれぞれNEDOなりその他のいろいろな機関の研究開発等お伺いしながら、基本的な研究開発に対する取り組みの問題について伺いたいと思つたわけです。

そこで一つは、六十三年度の予算を見ますと、石炭の液化とガス化、石炭エネルギーの予算が昨年度に比べて三十億円少ない、こういうことになっております。先ほど、代替エネルギーの開発は我が国にとつて極めて重要な研究課題、こう言われたわけでありまして、これはもう既に研究の見通しが立つたからもう必要ないということなん

でしょうか、どういふことなんでしょうか。

○浜岡政府委員 確かに石炭の液化、ガス化の予算は六十二年に比較いたしますと減少いたしておりますが、ガス化の方は余り問題がございませんで、御指摘の減少は、石炭液化の予算が六十二年の百四十二億に對して九十九億に減つておるといふことが影響いたしているものでござい

ます。私も、石炭の液化技術は、今後需要の増大が予想されます特に輸送用の液体燃料の安定供給に寄与するものといふぐあいに位置づけられておりました、いざれ二十一世紀には大きな役目を果たすものではないかと考えております。

現在、サンシャイン計画におきまして、一つは日豪協力プロジェクトという位置づけになっております。もう一つは、歴青炭の液化技術に取り組んでお

るわけでございまして、このうちの歴青炭の液化技術につきましては、六十三年度予算でかなり予算の圧縮を行つておるわけでございまして、前年度の五十七億が二十六億に減つてお

ります。最近の円高あるいは原油安によつてもたらされたような踏ん張りを苦しい財政事情といつたようなものを見直してあります。一つは開発スケジュールを見直してあります。終了年度を六十九年度から七十二年度にずらしてあるわけでござい

ます。もう一つはプラントの規模の見直しを行つて、従来の二百五十トン・パー・デーを百五十トン・パー・デーに縮小したといふような調整を行つておりました、それが影響しているものでござい

ます。しかし、先ほど申し上げましたような位置づけは基本的には変わらないと思つておりますので、今後とも着実に取り組んでいくという姿勢は変えていないつもりでございます。

○水田委員 姿勢は変わらぬけれども金は減らす、だんだん繰り延べにしていこうという事は、姿勢としては後退した、だれが見てもそうとれると思つたのです。これはまた後でまとめて申し上げます。

そこで二番目には、風力発電というのもローカルエネルギーあるいはまた太陽エネルギーのリサイクルするエネルギーとして研究されておるのですが、これは日本では実用化できないのですか。

○浜岡政府委員 御指摘のとおり、風力発電につきましては欧米では実用の域に達している例もあ

るわけでございまして、特に、米国のカリフォルニア州におきましては、一万四千台の風力発電機が動いておりました、合計出力が約二百二十万キロワットに達していると承知をいたしております。

そういう観点から日本でも注目をいたしているわけでござい

ます。けれども、地域地域におきまして風の状況といふことも、風速とか風向きの変わり方とか、こういう状況の違いがあるわけでござい

なものはまだ実用段階に至っておりませんけれども、小規模なものにつきましてはローカルエネルギー対策の一環ということで、その導入に対しても適時助成を行うというふうな取り組みをいたしているところでございます。

○水田委員 日本は技術で実用化できるところまでいっている研究は、これはNEDOで研究しているわけですね。技術的に風向きのコントロールにまだ問題があるのですが、研究開発は終わっているのか、あるいはそれができていないから日本では実用化できないのか、あるいは研究開発はできておるけれども政策的にそれを進める手だてをしてないから日本ではやらないのか、どうということなんでしょうか。

○浜岡政府委員 日本で実用の域に達しつつありますものは小型のものでございまして、これは民間企業等の開発努力を補助金等で助成をしたものでございまして、メガワット級の大型のものにつきましては、御指摘のとおり現在NEDOで積極的に取り組んでいるわけでございまして、今後とも鋭意努力が続けられていくものと承知をいたしております。

○水田委員 長官も御承知と思うのですが、アメリカの風力発電のペラは日本からほとんど輸出しておるわけですね。そういうことをしながら、日本ではエネルギーの大半は輸入ということをやっておりますながら、現実にはそこまでのことを、日本では輸出しながら日本ではなかなか実用化しないのは、NEDOの研究開発よりむしろエネルギー庁の施策の問題という感じがして仕方がないということをお申し上げておきます。

それから次に、NEDOの理事長おいでいたしておりますね。アルコール事業本部が研究をしております燃料アルコールの問題をちょっとお伺いしたいと思うのです。今研究がどこまで進んでおるのか。これはでん粉を使うやり方もあれば、新しい研究開発ではセルロースから直にアルコールという菌を見つづけることは、NEDOもそうですし、また農水省の方

も菌を見つけておるといことですが、こういう研究がどこまで進んで、今やるとしたらエタノールはメタノールほどのくらいでできるのか、お伺いしたいと思っております。

○松岡参考人 NEDOの理事長の松岡でございます。お答えいたします。燃料アルコールは、糖分とかでん粉、セルロースなどの再生可能な資源を活用して、石油に直接代替できる液体燃料として期待されております。NEDOにおきましては、従来アルコール発酵に使用していた酵母にかえまして、昭和五十八年度から、バクテリアを用いてセルロースから効率よくエタノールを製造する技術開発に取り組んでおります。現在すぐれたバクテリアの検索、育種、フラッシュ連続発酵などの技術に取り組んでおり、六十五年度までに小規模なテストプラントを開発する予定でございまして、正直申し上げて、まだ技術的な可能性を研究開発するやや基礎的な段階でございまして、まだこれが十分経済的な情勢で燃料用アルコールになるとい段階に至っておりません。

○水田委員 燃料アルコールじゃなくてアルコールを専門につくられておるわけですが、現在のいわゆるセルロースではなくて、でん粉のある糖みつ等を使つてのエタノールアルコールの原価が一リッター当たり幾らになるか。

それからついでに、ついでというと語弊がありますが、先ほどの風力発電についてNEDOとしては実用化のめどをどこら辺に置いて今研究をされておるのか、その二つの点をお答えいただけますか。

○松岡参考人 現在製造いたしております発酵用アルコールの原価につきまして、今ちょっと手元でございますので、後ほど御報告させていただきます。後の御質問の風力の技術開発の現状でございますが、NEDOはこれまでに百キロワット級のマイクロットプラントを開発いたしましたして、五十八年

度から三宅島において運転研究を行いまして、一応運転は六十一年度に終わり、その後解体研究を行つて終了してあります。また、次の大型化を目指しましてメガワット級のステップに現在研究が入つておまして、羽の軽量化とか制御の簡素化など要素開発を実施しております。今のところ、経済性が得られる見通しで研究開発を進めておりますが、現在は要素研究の段階でございまして。

○水田委員 見通しはいつくらいということに考えたらいですか。

○松岡参考人 ただいまの目標といたしまして、六十五年ごろに研究を終了する予定でやっております。

○水田委員 ありがとうございます。そこで、これは通産省の方で、アルコール燃料を使用する自動車の開発及びその使用というふうなことについて、今どういふうに進んでおるか伺いたいと思っております。

○浜岡政府委員 ただいまの御質問は、メタノールに関する御質問かと存じます。現在メタノールにつきましては、輸送用燃料としての技術開発と発電用燃料としての技術開発を行っているわけでございまして。このうちの輸送用燃料としての技術開発がただいまの御質問にお答えすべきものでございまして、現在の、財団法人石油産業活性化センターにおきましてこの研究開発に取り組んでいるところでございまして。

うなスケジュールを組んでおります。基本的には、液体燃料の重要な供給源の一つと考えておりますので、積極的に取り組んでいくという考え方でございまして。

○水田委員 言葉で積極的ですが、六十三年からというのには、本当を言えば今まででやっておかなければならぬので、私どもが聞いておるのは、自動車産業でも既に数年前からアルコールエンジンが開発、いわゆる素材の問題、材質の問題等の研究は進めておるし、あるいは部品メーカーでもそういう点のアルコールによる変質という問題を研究されておるわけですね。しかし、六十三年からというのには大体過ぎるし、いつをめぐりに、開発の終期をどこに置いておるのか、お答えいただけますか。

○浜岡政府委員 現在やっております研究開発は、昭和六十年度から六十五年度までの六年間にまたがりまして実施をいたしているわけでございまして。

なお、今フリーテストを行うと申し上げましたが、これは路上での実際の走行でございまして、研究所内のテストコースでの走行テストというものは既に行っているわけでございまして。現在の目標といたしましては、繰り返しになりますけれども、六十五年度を目標準年度に置いておるわけでございまして。

○水田委員 これは通産省に聞くのはちょっとどうかと思つてますが、しかし通産省の見解も聞いておきたいのですが、大都市部における環境基準の問題では、NO<sub>x</sub>が幾らやっても環境基準をオーバーするということが環境庁はそれなりの検討をしておるようでありまして、これはもちろんアルコール燃料の場合にアルデヒドの発生という問題もありません。それをクリアしなければならぬという問題はありますが、NO<sub>x</sub>の点では、これはディーゼルエンジンの代替にすれば、そういう意味での効果というのも大変期待できるわけですね。そこらあたりというものをどういふうに進んでおるのか、置いておるのか、置いてないのか。単にエネルギー



一事情だけからくるアルコール燃料の自動車というものを考へておられるのか、そこらあたり通産省自身として、これは発生源の方を押さえている省庁ですから、その点は環境問題についてどう御見解を持っておるか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○浜岡政府委員 たいま御指摘の点も当然念頭に置いておられるわけですが、このメタノール自動車ももちろんでございますが、それ以前から取り組んでおられます電気自動車につきましても、いわゆる自動車公害と申しますか、自動車走行に伴います環境への負荷の軽減という観点から極めて重要であるという意識を持っておりまして、液体燃料の多元化とそれから自動車走行に伴います環境への負荷の軽減、この二つの観点を並行して打ち立てながら取り組んでおられるつもりでございます。

○水田委員 先ほどちょっと、ガソリンと混合して使うか単独で使うかというふうなお話もありましたが、むしろエマルジョンにして使うというのは難しいと思ふんですね。今、答弁はメタノールが中心ですが、NEEDOの研究をしているのはエタノールなんです。私は、一つはアルコールを使う場合に、メタノールは非常に値が下がってしまっている。エタノールをつくれれば、今大変高いものになる。しかし、全部をするのではなくて、例えばこういう計算をしてみたらどうですか。走っておる自動車の一割をアルコール燃料に変える、そしてその中の一割を日本で作る、九割は輸入する。そうすると、例えば非産油国であるところから粗製アルコールで輸入するの、あるいはまたタピオカのようなもので向こうから輸入するとか、それは東南アジアの国との貿易収支が改善され、向こうの開発にもつなげるわけですね。ですから、一つはセルロースからというのは、まだ効率の点からいって菌がそこまでの能力がないものですから、大分時間がかかるだろうと思ふんですね。ですから、いわゆる合成のメタノール、さらに輸入のメタノール、そしてこれはエタノールと混合しても構わぬわけですから、国産のエタノールが高いものについても、そして、ガソリンの値段の大体半分じゃないと、カロリーの半分ですからね。そういう計算をしながら、一日も早い例えはアルコール燃料の自動車というのを実用化していくということも、我が国の石油の需要を減らすという点からいけば、これは大きな課題であります。

ですから、NEEDOの仕事としても大変大きな仕事だろと思うんです。私、今NEEDOと申し上げましたのは、いざにしても、例えば我が国がエネルギーをほとんど輸入で大変だ大変だ、そして何か口を開けば、エネルギーは備蓄はするための最優先、こう言うのです。ここへなせもって金をかけ人をかけてやらぬのか。例えば国産のアルコール燃料は、太陽エネルギーのリサイクルする燃料ですから、これは永続的に国内で生産することができ、風力発電でもそうでございます。石炭はもちろん輸入が多いわけでありまして、これは賦存率が一番大きくて安定的な、ホルムズ海峡を越えないで分散した地域から国内に輸入できるエネルギー、それを一つの柱にするというのは大事なことでありまして。

ですから、NEEDOの仕事というのは、予算を減らされて、気持ちだけは積極性を持っておると言いつながら実際にはおくらされるわけですから、NEEDOの大事さというものを考えるならそれに専念して、予算もつける、人もつけてもってやれ、こうやるのが本当で、違ふものを持っていて、先ほど関山君の質問にもありましたように、理事も置かぬで、それでまた今の理事がその問題を面倒見ることになるわけですね。だから理事が担当しなければ、担当しない事業はないですから、そういうことをさすという事は本来すべきでないじゃないか。もっとNEEDOには、代替エネルギーの開発の問題で一日も早い実用化ができる、そういう体制をとるべきではないかと思うのです。が、いかがでしょうか。

○浜岡政府委員 代替エネルギーあるいは新エネルギーの研究開発につきましてのたたいまのお勧めは、私も大変ありがたいお言葉として受けとめております。

確かに、最近におきましては石特会計の事情が苦しいものですから、予算面で必ずしも完全に十分な額を計上しているとは言えないけれども、思っておりますけれども、しかし先ほどから申し上げておきますように、着実に取り組んでおるつもりでございます。例えば石炭液化につきましても、五十四年度から六十三年度までの十年間で千五百四十四億円の予算を計上いたしているわけでございます。またメタノールにつきましても、これは今ちようど先生から御指摘がございましたけれども、今後アセトアルデヒド等の排出に対する対応、それからメタルレセッション等に対する対応等々の問題がございまして、それからニートかブレンドかという問題につきましても、なお詰めるべきところがございましていろいろと取り組んでおられますけれども、研究の性格がそういうことでございますので、年間大体五、六億円くらい予算を計上しながら推進をいたしております。私どもは、これは是非でも積極的に推進をしていかなければならないと思っております。

なお、今回のNEEDOの新業務の追加につきましては、産業技術の研究開発一般の中に、例えばバイオテクノロジーでございましてかあるいは新素材でございましてか、あるいはさまざまの新しい触媒でございましてか、こういう分分野でエネルギーと密接不可分といえますか、エネルギー分野でも積極的に活用できるものがたくさんあるわけでございますので、いわば相互に補い合いながら一層効果を上げていくというふうな成果を期待いたしているわけでございます。

○水田委員 これだけ申し上げておきます。今から四十数年前に日本はアルコールで飛行機を飛ばしたのです。これはメタノールとエタノール混合なんです。飛行機が飛ぶんですよ。地上を走る車なんというのは大したことないと言ふと怒られま

すけれども、それが四十何年かかってなお実用化できない。そして、NEEDOができて何年になりますか。そこはセルロースからのアルコールを研究しておるのですが、通産省としては、これだけ環境問題がやかましくなると、しかも大都市部が大きな工場がないのにもかわらず環境基準をオーパーする。それはNO<sub>x</sub>なんだ。何をしたらいいかわかっているんです。それができないというところ、今に今に思ふわけですから、これは意見として申し上げておきます。これは私が自分で飛んだのですから、アルコールで戦争末期ずっと飛んでおったわけですから、そんな自動車走らすことは問題ない。ただ、その中で何が問題かということを知っています。それが日本の科学技術で四十年かかって解決できないというばかな話はないというところを、ちょっと余談ですが申し上げておきます。

そこで、先ほど関山君の質問にもお答えがありました。今度提案されておる三つの事業というものは、基礎、応用、開発という三つの分類があるんですが、その中では、これは基礎の分野と考えてよろしいですか。

○飯塚政府委員 基礎、応用、開発の仕切りは必ずしも明確でない点がございましてけれども、全般的には基礎的あるいは先導的な研究の充実を目指したものであるというふうにも私ども考えております。

○水田委員 そこで、研究開発が大事だということ、工業技術院の傘下に十幾つの研究所がありますが、筑波だけで九つあります。これは近々新しい体制に見合うように組織改編をやる、こういう報道もあつたわけですが、これはどういう趣旨なんですか。

それからもう一つは、例えば無重力の実験等というの、これはこれからの基本的なもの、だから本来的には筑波の研究所の改編の中でそういう分野の新しいものをどこかの研究所へつけて、その傘下でやるという方がむしろすんなりとした普通

の考え方じゃないかという気がするわけですね。筑波の改編というのは一体どういう考え方でやられるのか。

それから、ここで提案されておる問題が、融資とか金の問題は別として、なぜできないのかということをお答えいただきたいと思ひます。

○飯塚政府委員 最初の御質問の工業技術院傘下の研究所の改編でございますけれども、昭和六十三年度に、一部報道されておりますが、筑波所在の九つの研究所のうち七つの研究所のそれぞれにつきまして所内の再編成を行ひまして、合計で四十二の研究所が刷新されることになっておるわけでございます。例えば電子技術総合研究所におきましては、バイオコンピュータ等の研究を主体に進める超分子部というものを創設することになっております。今回の機構改革は、従来に比べてより一層基礎的な研究分野へ重点を移行いたしまして、時代の要請に一層適合した体制の確立ということを目指したものでございます。今後これらの機関が、国立研究所としての基本的な使命と私ども考えております先導的、基礎的研究開発を積極的に推進いたしまして、独創的な研究開発の中で中心的な役割を果たしてまいりたいというふうなことを考えておるわけでございます。

先生の御質問の第二点は、研究基盤整備事業についてかと思ひます。これらを国立研究機関自身が行うことについては問題がございまして、と申しますのは、もしこれらを国で用意をいたしまして国有の財産ということになりますと、それらを一般の共用に供するというふうなことは困難がございまして、また、非常に高度なそれらの施設を實際に管理運営し、かつサービスを行うということ、国立の研究機関の使命からいたしますと運営が非常に難しくございまして、むしろ第三セクターのような民間の活力を利用して進めてまいりの方が適当ではないかというふうなことを考えておるわけでございます。

○水田委員 例えば、無重力の実験というのは通産省はもうやらないわけですか。やるのであれば、これから一番大事なところじゃないですか。○飯塚政府委員 新素材の開発あるいはバイオテクノロジーの応用等におきまして、無重力環境を使うということは非常に有望な一つの方向であるかと思ひますので、私どもも使つてまいりたいというふうなことを考えております。なお、例えば第三セクターで用意をいたしました研究基盤施設あるいは設備につきましては、私どもの国立研究所も使うということになるかと思ひます。

○水田委員 これは岡山委員の質問とも重複するわけですが、人数が十七人で大変な新しい分野をやるというのです。しかも役員がおらぬということ、決定的にNEDOの中でも問題になるだろうと思ひます。先ほども、十分でないけれどもこれでやらざるを得ない、こういう御答弁があったようでありまして、やはりこの点では、これだけの事業をやる責任体制と十分に成果の上がる体制をとつてもらわなければならぬと思ひます。

この点は大変からお答えいただきたい。私は本来、こういう形を認めたくないのですけれども、これでやらざるを得ぬというのならその点だけははっきりしておいていただきたい、こういうふうな思ひます。

○田村国務大臣 先ほどもお答えをいたしました。新発部を新設する予定でございます。私、たった十七名でこのような事業を効率的に行うことができるのかと実はさつき院長に聞いたわけでございますが、厳しい行政改革の制約の中で最も効率のよい体制で業務を行つていく所存でございます。機構においては事業実施のための事務を行うこととしておりまして、個々の事業の構想、立案は工業技術院において行つたために、と

後とも事業の進展に必要の確保を図つてまいる所存でございますので大臣にもよろしくお願ひいたします。こういうことでございまして、こういう人間の問題はなかなか簡単じゃないから遠慮なく言えよ、場合によっては私が直接その筋へ交渉してあげるからということをお願いしてございまして。

○水田委員 工業技術院の院長、大臣がああ言われるのですから、私もはどどう見ても、本気でこれからの創造的、独創的な科学技術の発展を期すためにこれでは不十分だ、こう思つておられますので、そういう点ではぜひ体制を整えるようにしてもらいたい、こういうぐあいに思ひます。科学技術庁においてなつておられますか。それでは、二つ一緒に伺ひたいと思ひます。

一つは、先ほども岡山委員の方からちよつと出ましたが、科学技術庁も地下無重力実験施設を持つ、まだ予算とかは通つてないようですが、その計画はお持ちですか。それからもう一つは、きょう初めて設計上の四百六十メートルの滑走で各務原で離陸をするものであります。S.T.O.L.飛鳥の開発はこれまで幾らの研究開発費を使つて、実験はどこまで進んで、大体いつ終わるのか、その後どのようにこの開発された技術を科学技術庁としては利用される、生かしていくお考えか、伺ひたいと思ひます。

○貴江説明員 お答え申し上げます。まず、無重力の落下施設についてでございますけれども、科学技術庁におきましても、本施設の特質といましようか、そういうことに着目いたしましてプロジェクトを推進中というところでございます。現在のところ、この施設を利用して行います実験のテーマでございますとかシステムとを詰めてつあるところでございますけれども、その辺の前提といたしましては、私どもは例えば非常に安価に繰り返して行い得るといふあたりを中

落下の距離からいたしましたとしても例えば百メートルであり五秒程度、こういったものを前提にいたしまして今概念を詰めてつあるといった段階でございます。

それから、第二点目のS.T.O.L.の状況でございますけれども、本件につきましては、五十二年度からファンジェットS.T.O.L.機に關しましての必要な各新技術といったものの確立を図るための実験機の開発、それから飛行実験を中核とした研究開発というものを進めてきておるところでございます。飛行実験が今実験最中ということで、今御指摘の短距離での離陸は昨年の十月に成功してござい

ますが、まさに本日、実着陸という実験を行おうというところでございます。今、場合によりましては成功しているかもしれないという状況でございます。

これにつきましての今後でございますけれども、これまでに得られました各種データ、これは膨大なデータになるわけでございますが、そのデータベース化を図つてあるということももちまして、そのデータをこれからの航空機の開発等に御利用いただけるように、多くの皆様方にデータアクセスが可能なるようにということで整備中でございます。六十二年度までに本研究開発に要しました費用は、合計三百五十五億でございます。以上でございます。

○尾身委員長代理退席、委員長着席 ○水田委員 通産省にお伺ひしますが、科学技術庁も無重力の実験をやられるのです。通産省もやる。通産省は北海道、科学技術庁は岐阜、こういうことのようにですが、通産省は八百メートル、科学技術庁は二百メートル、実験の内容なんかは違ふのでしようか。その点はどうか。○山本(真)政府委員 私どもの計画しておりますのは八百メートルでございます。自由落下時間がほぼ十秒でございます。科学技術庁の構想を伺うところによりますと五秒程度でございます。

ので、五秒と十秒との違い、少ないようでございますが、私どもとしては五秒ではできない純粋結晶の成長あるいは新素材の開発のための例えば合金を試作するというような仕事が、より広い範囲でできるというふうに考えております。

○水田委員 STOLの研究開発について、通産省としてはこれまで科学技術庁とどういふ関係にはいりぬ短距離での離着陸の航空機の開発、いよいよ航空機を開発するとなれば、それは通産省の仕事であります。その点で、これまでも相当の行き来があつて検討されて、ここで開発した技術を、六十三年で一応試験飛行も終わることになつております。今からそういう話が、科学技術庁と通産省の間でデータをどういふか、あるいはそれらでどういふかあいに使つか、あるいはそれはだめだとかいうことが検討されておると思うのですが、通産省はどういふかあいに使つか、アプローチをされてきたのか、伺いたいと思つてます。

○児玉(幸)政府委員 STOL飛鳥につきましては、先ほど科学技術庁の方から御報告があつたとおりでございまして、ちょうどさうはその着陸実験ということで、けさから大分報道等もなされておることは私もよく承知してるところでございます。この飛鳥の実験の特色というところは、新しい高揚力技術の開発あるいはコンピュータによります飛行制御技術の開発、さらには高精度の操縦方式といったようなさまざまな新しい技術の開発をいたしてそれを実証するところにあるわけでございます。これまでも実験が進行するにつれまして、私どももいろいろさまざまなデータにつきましては、私どももいろいろそれに今接しているところでございまして、この実験機によつて得られました新しい技術情報をどうするかということでございます。

現在には民間の専門家の方々に集まつてもいいまして、そのデータの分析をいたしていただくようにしております。具体的には申し上げますと、日本航空宇宙工業会の中にSTOL委員会というものがつくつてございまして、これには科学技術庁の

航空宇宙技術研究所の方あるいは航空機メーカー、さらにはユーザーでありますエアラインの人たちが加つてその情報の検討をいたしていただいておりますけれども、さらにオブザーバーといつたしましては、私どものほかに科学技術庁あるいは運輸省からも参加をいただいております。情報の分析をいたしていただくわけでございます。現時点におきましては、この委員会は六十一年からスタートしたところでございまして、現在もほとんど入つてまいつております情報の分析を幅広くいたしていただいております。

○水田委員 基盤技術センターの理事長、おいでになつておりますか。基盤技術研究促進センターが設置されたのは昭和六十一年の四月、この委員会が民間の基盤技術の向上を図るために法案が可決、成立したわけでございます。ところが六十一年度、新年度に当たつて、今は全部解消しておるようでありまして、融資先が決められないで八月の末に公募が延びたために、これに参加して継続研究をしようとするところに大変支障を来たし、その間資金のつなぎができませんので、銀行から借り入れを行つてやつたということが報道されておつたわけでありまして、一体どういふことがなされてきたのか、理事長の方からお答えいただきたいと思つてます。

○齋藤参考人 六十一年度の新規の募集でございますけれども、これは年度当初の事業のスケジュールの予定におきまして、上半期におきましては、既に採択をいたしております昭和六十一年度あるいは六十一年度の案件の継続事業につきまして、その進捗状況等の審査等を行つておりました。その進捗状況等をおきまして、新規の事業につきましても、年度半ばに募集をいたしまして、それから慎重に検討をして年末あるいは年明けに最終的に採択を決定する、こういうふうな年度当初からのスケジュールでございます。

ただいま先生からお話のございましたお話は、既に六十一年度、六十一年度に採択をいたしましたものにつきました。その継続事業資金の交付が八月ごろまでずれた点ではないかと思つてございまして、すけれども、この辺につきましては、六十一年度はまず五月二十日まで暫定予算でございまして、本格的な六十一年度の資金交付の検討はその後にいたしましたわけでございますが、各社の今年度におきまして所要資金が各社の予算を上回つておりましたために、各社の予定しておりました研究計画を予算の中におさめますために一部計画の繰り延べをお願いしたり、その他支払いを若干リース的に何回かに分けて支払うとかといったような資金計画の手直しを各計画ごとに研究会社の方にお願いをいたしまして、そういったことでの調整のために手間取りまして第一回の資金の交付が八月になつたわけでございます。おくれまして、その点は大変反省をいたしております。おくれまして、それで、第二回の出資を九月に行つてございまして、第三回の出資は現在行つておる最中でございまして、第二回以後はスケジュールどおりに進んでおるといふふうに考えております。

○水田委員 昨年のものは、実際の決定はことしの三月三日ですね。大変なおくれようなんです。その原因は今お答えになつたこと以外に、このセンターが通産省と郵政省の共管、さらに申請の内容についての大蔵省のチェックが横から出てきておられる、こういう図式ではないのですか。

○齋藤参考人 六十一年度の新規の審査でございます。出資の場合には今年度から最長七年間継続して毎年その研究に投資をしてまいることになりまして、それから、融資の場合でございます。最長五年間継続して出さなければならぬ、こういうふうなことになっておりますので、今年度の資金所要額だけでなくて、ことし採択します分につきましては今後七年あるいは五年間の資金がどういふふうになるかということの検討が必要なわけでございます。同時に、六十一年度あるいは六十一年度に採択いたしました分の後年度負担も、ことし、来年、再来年と研究がピークになつてまいりまして重なるようになってまいりまして、非常に所要資金が大きくなってまいりまして、そのための後年度負担の見通し等につきまして、関係省庁といふらと検討協議を重ねておりましたために若干時間がおくれた、こういう事情でございます。

○水田委員 この法律がこの委員会で採決された際、いやくも、縦割り行政の弊害が生じないよう対象案件の重要性に即した効率的な資金配分に配慮すること。こういう附帯決議をつけておるわけですね。理事長の立場からは、共管のためにやるといふようなことは答弁できないだろと思つておる。現実には利用する側から言えば、大変な弊害が生じておつたことは事実ですね。それから、その上内容について大蔵省のチェックも、さらに共管の上に出すこと、大蔵省が口を出すという問題がある。

これは通産省にお伺いしたいのですが、やる以上はこの附帯決議にあるように、そういうことのないような運営ができるような何らかの手だてを講じなければ、これは今後やはり続いていくと思つておる。両方から取り合ひです。出すものが違つておるから、通産省側ものと郵政省側、全然違つたものを出してきて枠の分捕り合ひになるわけですから、そういう当初心配されたことがここで明らかに出てくると我々は思つておる。得ないわけですね。通産省の方でこういう点について、そういう弊害をなくするためにどういふことをされるのか、伺いたいと思つておる。

○飯塚政府委員 ただいま齋藤理事長が御説明しましたような経緯によりまして、これまでの決定につきまして若干おくれがあつたことは事実でございますが、今後は関係省庁と早目に十分協議をいたしまして、そのようなおくれの出ないようになつてまいりたいと思つておる。

○水田委員 それでは、外務省おいでになつておりますか。今、日米科学技術協定の改定交渉が行われておるわけでございますが、なかなか難航して

おる、こう聞いておるのです。これはアメリカ側が、従来のままであれば暫定で延びておるのと一緒でそのまゝいくわけですが、どういふ変更を求めておるのか、お伺いしたいと思うのです。

○法務説明員 お答え申し上げます。

先生御案内のとおり、日米科学技術協力協定の重要性というものは、先般の日米首脳会談でも認識が一致したところでございまして、私どもとしてはかかる認識を踏まえまして今一生懸命やっておりますので、交渉内容の詳細について申し上げます。交渉内容の細目について事務的な話し合いを行われておるところでございます。

今週も日本から外務、通産、科技厅等の関係省庁の代表団がワシントンに出かけておりまして、現在まさに交渉が行われておるわけでございまして、ただいま申し上げました以上詳細に申し上げますけれども、今申し上げた今後の適切な枠組みをつくること、強化のための一般原則をどうやって盛り込むか、それから知的所有権の保護等の問題、こういった問題について今詰めを行っておりますのでございます。

○水田委員 もう一つ、日米相互防衛援助協定に基づく日米特許技術協定の附属文書の実施細目についてもお伺いしておるわけですが、この点はどうか行われておるわけですか。

○岡本説明員 昭和三十一年に、防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日米国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定というやや長い名前の条約がございます。これは国会で御承認をいただいておりますのでございますが、この協定の第三条におきまして、米

で秘密に保持されております特許の出願につきましては、一定の手続のもとに我が国におきましても米国内における取り扱いと類似の取り扱いをするという事になってございます。具体的には、米国内で秘密保持の対象となつております特許の出願につきましましては、米国の秘密保持が終るまで我が国におきましてもこれを公開しないということでございます。この条項はこれまで実施されずまいにたつたわけでございますけれども、現在、その実施のための手続の細目について事務的な話し合いを行つておるところでございます。

その内容につきましては、前の答弁者と同じになつて恐縮なつたところでございまして、今話し合いを種々行つておるところでございますし、御容赦いただきたいと思つております。

○水田委員 特許庁、おいでになつておりますか。そういうことをやれば戦前の秘密特許制度の復活につながるのではないかと、うういふふうに思つておるのですが、いかがですか。

○小川政府委員 戦前の特許制度と申しますと、これは日本の国内の企業、個人も含めて出願されたものについて、軍事上の目的から秘密に保持する必要があるものは秘密指定をするという仕組みでございましたが、先ほど外務省から御答弁がございました。先ほど五六年協定と私どもが申しております協定というものは、そういう戦前の秘密特許制度のような一般的な秘密特許制度ではございませんで、先ほど同協定三条の説明としてありましたように、アメリカで秘密保持された発明が一定の手続で日本の特許出願においても公にしないという限定された範囲内での秘密をかける仕組みである、そういう意味では戦前の秘密特許制度のような一般的な秘密特許制度の復活ではないと理解しております。

○水田委員 通産省へお伺いします。交渉中ですから外務省は言わないと言つておりますが、これは一般に報道されており、恐らくこういうことではないかと考えられます。この中には極めて重要な問題が含まれております。一つは知的

所有権の保護の強化という問題、属地主義の変更という問題、これは共同研究の場合に影響するのです。それからもう一つは安保条項の新設、いわゆる秘密特許につながるものでございます。

これは交渉とは無関係に通産省として、我が国の戦後の技術開発が民事を中心にして公開の原則を堅持してきた、そういう中で今日の科学技術の発展があるわけですね。そういう点からして、交渉は論外として、私が今申し上げた例えは二の属地主義の問題、これの変更は相互研究のあり方が大きく変わるわけでございますし、また安保条項が入るといふことはまさに我が国の公開の原則。今日の科学技術の発展の基盤を揺るがすことになる。この点については外務省が交渉しておるのですが、通産省は、例えばこういう条項がもし入るとしたならば、これは許してはならぬこととありますが、今のことに對する通産省の見解は、それは交渉だから仕方がないというのか。我が国の産業あるいはこれからの技術発展を促していくという点からは、この点は守らなければならぬという御見解があれば聞かしていただきたい、こういうぐあいに思つております。

○山本(員)政府委員 先ほどから外務省からも御答弁ございましたように、内容については申し上げられませんが、

今先生の御質問の一つは、安保条項について、仮にそういうものが入つた場合、あるいはそれについてどう考えるかということにつきましては、通産省の研究開発は従来平和目的でやっておりますし、それを原則公開することによっております。その意味で、私どもとしては今後とも極力成果を公表していくという方向で考えたいと思つておるわけでございます。

それから属地主義の問題につきましては、現在、共同研究を行つた場合あるいは研究者が外国へ行って研究した場合、一部その研究者がその国へ帰つた場合、その国についての例えは発明、特許についての権利を有するというのが一般的な慣行でございます。それについては、実際問題では

実際の研究所との契約でその権利を放棄する場合も一部ございますが、実際問題としては、原則としては現時点では純粋な属地主義というふうにはなつておりません。今御指摘の純粋な属地主義、仮にそういう議論についてはどうかということでございますが、私どもとしてはその点については、国家公務員の場合は、国有財産あるいは国家公務員法上の規定との関係等大変難しい問題がございまして、今後検討しなければいけない問題だと思つておる次第でございます。

○水田委員 私は、公開の原則、そして日本が平和目的の研究開発で今日の科学技術の発展を来した、このことは大事にしなければならぬ。今の答弁で、極力という言葉を使われるのです。外交交渉の中でやられたら仕方がないというニュアンスがそこには読み取れる。あるいはまた、国家公務員だから云々ということではなくて、国家公務員であらうと民間であらうと、アメリカとの関係、条約で決まれば、それは属地主義なら全部向こうへ差し上げますということになるのですよ。

ですからその点では、今の交渉がどうかと外務省は言わないのですからいいですが、例えばの話そういうことが起こるのであれば、通産省としては断じてそれはやらしてはならぬ、それが基本的な立場だろうと思つております。

これは大臣、日本のこれからの創造的科学技术の発展のための極めて基本的な条件が崩される、アメリカの技術の中に日本の先端の技術が全部取り込まれて自由に使えないということになりかねないですね。そういう政治的に大変重要な意味を含んでおりますから、外務省の交渉は別問題として、私が申し上げた、三つありますけれども二と三ですね。一は交流の問題ですから、これは六十三年度からふやしていこうということですからそれほど問題はないのですが、二の属地主義の問題、それから安保条項の問題というのは、いわゆる日本の科学技術の点では極めて重要、譲ることができない問題と私は思つておりますが、通産省はいかがですか、再度お答えいただきたいと思つて

す。

○田村國務大臣 今の総務部長の答弁は、私聞いておりました、率直に言って勇氣ある答弁だと思つておられます。非常に明確に通産省の考え方を述べたわけであり、その通産省の考え方も踏まえて今外交交渉が行われておること、これが大事なところから、通産省の答弁として、これがだめならもうぶつ切らしたという答弁は僕にはできないと思つておられます。で、今公開の原則にしては、非常な明確に物を言つたということ、これが私の一層の強腰の外交交渉をやつてもいい、これが私の気持ちでございます。

○水田委員 日本の外交交渉、外務省がやるので、こういう問題については通産省、科学技術庁というのには、国内の科学技術についての責任を持たなざるを得ない、その責任を任すの点では、単に外務省に任せようとするのではなく、一体になって通産省の意向が反映するということ、ぜひ努力してもらいたい。答弁は結構ですから、そういうふうに申し上げておきます。

そこで、いろいろ申し上げたのは大臣お聞きいただいたと思うのですが、一つは、今度のNEDOにこれをくつつけるという問題も、新しく本場に必要ならそれをつくつたらいいのですよ。これは重要なことです。それをくつつけなければならぬというの、行政改革で一つふやすのならばどこか減らすところがないからくつつける、こういうことで、一体日本が今まで——競争なら先頭で行つたら風圧が強いわけですから、だから皆二三番か三番で行くわけです。最後にトップに行くわけです。トップ賞というのは絶対に優勝できぬ、こういうことですね。ただ、今まで日本は二番、三番で走ってきた、ですから、よそで開発されたものを技術導入してやってきました。これからはトップに立って競争しなければならぬ。そういう点でいへば、今までの研究開発の例え、大学の研究のあ

り方もそうです。国の研究機関でもそうです。ですから、さつき関山さんから省際間を超えてということを言われたわけですね。そういう形で考えなければならぬし、あるいはまた予算編成の中でも、行革というけれども、その中でこれが必要なものをつくっていく、そういうことでなければならぬというところから申し上げてきたわけですね。それが一つ。

それからもう一つは、科学技術庁と通産省の間で例えは無重力の実験、どうもおかしいのです。八百メートルが科学技術庁で二百メートルが通産省かと思うと、逆になつておるわけですね。基本的な科学技術が二百、こうなる。STOLについて言えば、私は一遍この委員会をやつたのですが、あれは通産省の仕事だ。毎年科学技術庁の予算のヒアリングへ行つて、これは通産省の予算じゃないですかと言つたら、あつて科学技術庁が説明する。逆になつておるわけですね。ですから、そういう点で、これからの科学技術の開発というのは、一つは行革という枠の中で物を考えるのじやなくて、本場に必要ならそこには思い切つた、財団が必要ならつくればよろしい、金もつける。そして省庁間でもそんな縄張りのなことは、あるいは先ほどの基盤技術センターの問題でも、実は理事長は言いにいけません、あれは取り合ひでなかなか決まらぬということが実態なんです。今の日本の置かれてる科学技術、産業構造の問題を考へれば、従来の省庁間の研究開発のいわゆる統制行政のあれを取つちやうぐらひの思いでやらなければ、これからの時代を日本は生きていけないのではないかという思いがあるから、大臣にも聞いていただきたいと思つて余分なことを一つずつ申し上げてきたわけですね。ですから、このことが大変大事だと思つておられます。

そこで、最後にそのことについて御質問いたしますが、もう一つは、研究開発で大事なことは、利根川博士がノーベル物理学賞を受賞されました、日本でインテンビューに答えておられます。大変我々、考えさせられることを言われておるわけ

でございます。その点について大臣の御見解をちょっとお聞きしたいのですが、三十歳代で自分で研究テーマを選び十分の研究費をもらつてやらなければ、独創的な創造的な研究開発というのはできないというところを言われたわけですね。恐らく日本の大学の研究室もあるいは通産省の研究室も、やはり日本の社会というものは年功序列型、相当御年配の方が上におられて、三十歳代というのは下手間のこと、それをやらされる。一番大事な頭脳を發揮するときに、それがそういう面に生かされてないという面がなきにしもあらずではないかと思つておられます。利根川博士のあの発言について、大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

○田村國務大臣 実は利根川先生のその御発言、私も伺つておりましたが、すばらしい御指摘だと思います。三十歳代の若手の科学者たちに好きなテーマを選ばせて、そして不羈奔放の研究をさせる、私はそういう環境づくりをこれからしていくべき、三十歳代を青年、大人でないと言つていくべき、我々大人といふか、そういうことをしていくのが我々大人といふか、それから政治家としてはなとおさると思つておられます。一つはセクトの中で忠実に生きようとする人たちは、そういうことをなかなか認めたりせん。でございますから、これは政治がそのよりな環境づくりをしていく必要があるというふうな思つておられます。

それから、先ほど関山さんに対して私、若干歯切れの悪い答弁をしたかもしれせん。関山さん今いらつしやいますので、あえて私から申し上げますと、端的に言ひまして、私いろいろな大臣といふのをやりました、官僚の統制り感覚といふものでございます、率直に言つて、それは悪い面ばかりでもないのです。だからこそ、日本の官僚はすぐれておると言つてもいいのかもしれない。ある官僚が私のところへ猛烈にやることを頼みに来る、それが配置がえになつて転勤ではかの

部署についた、もう前のことはけろつとしていただきます。そして、今まで争つておつた相手のことを、自分が今度はその立場になると、自分が今までやつておつたことよりも今までけんかしておつた相手のことの方が正しいやうな——だからこそ優秀な面もあるのかもしれない。それだけ仕事に忠実な面でしょう。けれども、時に行政にはそれが必要な面もありますし、時にそれが困ることもございます。

特に、科学技術という点からいいますと、おさうだと私は思つておられます。学問、いわゆる学理、技術あるいはノーハウ等いろいろなものを持ち寄らなければ、それこそ中小企業ではありませんが、融合化をしていかなければならぬと私は思つておられます。でございますから、そういう点で、これはなかなか言うべくして行つておるでしようけれども、率直なことを言つてこれはやらなければいけないので、それこそその省を担当する、あるいは全体に対する國務大臣としての仕事だとすれば思つておられます。

例えばSTOLのお話でございます。私は、我が意を得たりという気持ちで聞いておりました。私が、今から十二年前ほど前にございまして、しょうか運輸大臣をいたしましたときに、北山愛郎さんがSTOL問題を持ち出しました。當時はまだSTOLという言葉が余り人口に膾炙されてない時代、花巻空港の問題でございまして、千二百メートルの滑走路、あるいは山形空港、松本空港、STOLの必要性を北山さんが切々と訴へられて、自來、私もSTOL病になりました。そして、當時はDC9がSTOLのはしりのやうなことでございまして、今C1が一つのたき台になつておるやうでございまして、五百二十メートルの滑走路まで進んできた、いかに実験機といへども、といふのは、これからコミニティー航空などがどんどん発達するでしようが、どうしてもSTOLは必要なのです。でございますから、こういう点においては運輸省の政策面と

第一類第九号 商工委員会議録第五号 昭和六十三年三月二十三日

通産省の開発面とがドッキングしなければならぬでしょうし、おしかりを受けるかもしれないけれども、防衛庁のノーハウだって技術だって吸収していいと私は思うのですよ。

そういうふうな考えでありますが、今おっしゃった御意見、まことに我が意を得たりという気持ちでございましたので、あえて蛇足としてつけ加えましたけれども、まさにおっしゃるとおりでございます。

○水田委員 もう一つ、国と民間との関係の委託研究というのがありますね。この場合のいわゆる成果というのは、特許権の取得というのには国に帰属するわけですね。それから、今度新しい機構でこういう委託研究をやられた場合の特許権の取得というのは、どういうぐあいになるのでしょうか。

時間がありませんからまとめて言いますと、これまでの国の委託研究、今度はそれがNEDOになるものもあるし、もちろん国もあるわけですが、その場合に、民間が最優秀の研究者を投入しない。なぜなら、研究成果は国に帰属するというので、企業は自分のところがもうけるために、自分の会社で成果を上げるための研究者ですから、どうしても全部とられてしまう、自分のところへ幾らかでもその成果が還元されるということになれば、なかなか最優秀は出さないといいことになってくるのです。五十九年八月の産構審も、国の委託研究開発による成果を国と受託者との間で共有し得る制度の導入というのを提案しておるわけですね。NEDOの場合は、今度もNEDOというネーミングを使うのでしようが、国にかかわってNEDOということになるのですが、それらを含めて民間との共同研究開発ということについての成果の共有のあり方というのは検討すべき問題ではないだろうか、そういうぐあいに思いますが、いかがでしょうか。

○山本(貞一)政府委員 御指摘のとおりでございます。現在、私どもの大型工業技術開発プロジェクトあるいは次世代産業技術開発プロジェクト

あるいは医療福祉機器技術の委託開発につきましては民間に委託をしておるのですが、権利は通産省に所屬するということになっております。今後、この法律で制度を認められればNEDOにその事業をやっていたら、素直にいけばそういうことになると思っています。ただ、私どもとしては、今先生御指摘の受託者、民間サイドで研究陣あるいはそのノーハウあるいはその設備といったようなものを提供して、いわば共同でやっている形でございますので、そういう民間の知的活動の成果への寄与を考える、あるいは民間にも権利を持たせることによって民間の意欲というかインセンティブに資するという発想から、御指摘のような従来の考え方について再検討することも検討をしております。

アメリカでは、数年前に大部分の技術につきまして、国から委託した場合にきましても民間あるいは受託者に特許権等を付与するという制度に変わっております。日本とアメリカと特許の仕掛けはいろいろ違いますが、そのアメリカのとおりやるのはいいかどうか問題はございますが、先ほど申し上げましたような政策的な配慮等も考えますと、私どもとしてはそういう検討を進めたいと思っております。大蔵省等と今相談をしておるところでございます。

○水田委員 大臣、先ほどいわれる各省庁間の対立といえますかセクトというふうにいいますか、そういう点のいい面もあると言われたのですが、私もずっと申し上げましたように、基本的にはこういうことを考えています。

かつて対応できないシステムじゃないだろうか、その改革と今取り組まなきゃならない。行政改革、金の問題だけの行政改革じゃなくて、あり方というのを根本的に考えなければならぬ時代じゃないか。

それからもう一つは、産業界のあり方は、私はこの前も一遍申し上げたと思うのですが、我が社だけでもかればいいということでは、これだけの経済力を持った我が国の産業、突出した産業は、やはり国民に対して、また世界の経済に対して責任があるという思いが、もうけだけじゃないという形が産業界のあり方にもそれは求められる、そういうこと。

それから、研究開発もまさにそういうことではないだろうか。私は、通産省の予算が六千億ぐらいにこれは本当に情けないと思うのです。本当にこれから日本が世界のトップに、まだ行っていないんですが、トップのレベルを維持しようと思えば、通産省の予算が一兆円を超して、もう一十億、二十億という研究開発費がずっとかけられるようなら、それが今の行政改革でやれるものなら、私は自民党の行政改革はいい、こういうぐあいに申し上げることが出来る。金もうけばかりやっている行政改革は、行政改革ではないのです。これは、儉約するのはだれでもできるのです。そういう思いがするわけです。

それからもう一つは、立場上大変難しい言い方ですが、私は納得しかねる、断じてこれは守らなければ。日本がここまで来た最大のものは、やはりよそからの技術導入であるけれども、国内での研究が平和的を中心にして自由に研究でき、そしてそれが公開されるという原則が守られてきたところにある。これは、本当にこれから日本が資源がない中で競争していく、トップのところを競争するということになれば、何としても守ってやらなきゃならぬ問題であるという気持ちがあるわけでございます。そういう点についての最後に大臣の決意のほどをお伺いして、時間も参りましたので、質問を終わりたいと思います。

○田村国務大臣 役人のセクト主義の問題でございますが、私がいい面もあれば悪い面もあると言いましたのは、やはり一つの機構で、その組織の中で、若い人たちが大局的というって周囲のことを乱したら、無責任になることもあり得るでしょう。今度は逆に、だからといって、次官、長官、局長クラスが大局に眼を転ずることができなければ、これはもう問題にならぬと思うのです。自分の局のことばかり考えてあつたことは知ったことじゃない、極端なことを言えば、これを守っておれば日本の国はどうなつたか知ったことじゃない。私は、それじゃ官僚として落第だと思つて。でございますから、やはり次官や局長、局長、官房長等に持ち上げていくのは、まじめなばかりが能ではない、大局を十分見て判断できるような人物を選考の最大の基準にすべきだと私は思っています。おっしゃるとおりでございます。

民間の企業もそうなんです。もうそのとおりなんです。今、国益がどうなるかともうもうかりさすればいい、手段は選ばない。だからこそ、コムの問題もそうでございますし、特に途上国あたりでトラブルを起こしておるのはいかぬと申す。それと、中にはシエラ主義でもってなりふり構わず殴り込みをかける。しかも、自分の企業が大きいからということによって優越感を持つ、これは私はいかぬと思うのです。やはりもう世界一の黒字国家になって経済大国になってきたのですから、企業もやはり国際的な感覚を持つべきだし、自分の祖国の国益ということも十分判断してやらなければ困るというふうな思いをします。そういうことでございます。

それから、公開の原則等を十分に守っていかないと話でございます。それはもう当然でございます。日本は確かに四十年、平和の中に繁栄してまいりました。このことを忘れてはならぬと思っております。ただ、私は職掌柄外国と、アメリカあるいはEC等と随分折衝してきまして、どうしてもかみ合わないのは、日本の平和主義というものを相手は評価しないということ。そして、これは

欧米各国全部、日本に対して、やれスパイ天国だ、あるいは防衛の観念がない、おまえのところは戸籍まじりでもない、要するによそから盗んでくることばかり考えていけばいいのだから、そういうような感覚でなかなかかみ合わない面が多うございます。しかし、だからといって、日本はやはり粘り強く説得していかなきやならぬし、日本人の平和主義というものを軽々に捨てるべきでないと思ふし、なかなか難しい交渉ではあらうし、一〇〇%自分の思うようになるものではない、まして、交渉事ですから、でもその根底に、平和の中で四十年、おかげさまで我々はこのような繁栄をもたらすことができたのだということだけは、忘れてはならぬというふうに思っております。

○水田委員 終わります。

○渡辺委員長 御苦労さまでした。

午後一時三十分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時三十八分休憩

午後一時三十一分開議

○尾身委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。二見伸明君。

○二見委員 NEDOの松岡さん、お見えになられておられますか。お忙しいところ、本当にありがとうございます。国会での答弁というのは余りおなれでないと思ふけれども、どうかかたくならずに、気楽な気持ちで御答弁をいただきたいと思ふ。決して言葉じりをつかんでどうのこうのというよりは、安心してお答えをいただきたいと思ふ。

最初に、今度新しくできるNEDO、今はNEDOですけれども、今度の機構は新NEDOというか、一応とりあえずここでは新NEDOとか新機構という表現をさせていただきますけれども、この開発業務は大型工業技術研究開発制度と次世

代産業基盤技術研究開発制度、医療福祉機器技術研究開発制度から構成されているわけでありま。これについて具体的に、簡単に結構ですけれども御説明いただきたいんですが、松岡さんとしてはこれからなるわけで、この内容については正直言ってまだ的確につかんでいらっしゃらないと思ふので、これは工業技術院が現在やっていることですから、工業技術院の方に説明をいただき、松岡さんとしてはそれを裏打ちをしていただければ結構だと思ふんですが、御説明をいただきたいと思ふ。

○飯塚政府委員 御質問の新機構によって新たに研究開発業務をお願いしようと思っておりますが、昭和四十一年度創設されて、国民経済上重要な先導的な大型の工業技術でございます。産業構造の高度化あるいは資源の合理的な開発利用、産業公害の防止等に寄与する重要な工業技術を取り上げて、製作装置あるいはシステム、パイロットプラント、新製造技術等の研究開発を行う制度でございます。昭和六十三年度におきましては、海洋生物を活用しました高機能化学製品等製造法など九テーマの研究開発を行う予定でございます。この中には、例えばマンガン団塊採鉱システムであるとか、あるいは科学技術用高速計算システム、いわゆるスーパーコンピュータの開発等々が含まれておられるわけでございます。

それから、二番目の次世代産業基盤技術研究開発制度でございますが、昭和五十六年度に創設されまして、航空宇宙、情報処理、バイオインダストリーなど次世代産業の確立に必要な、また広範な既存産業の高度化に必要不可欠な技術でございます。民間の自主的な研究開発だけでは開発が困難な革新的な基盤技術を開発しようという制度でございます。昭和六十三年度におきましては、新材料、バイオテクノロジー、新機能素子、それと超電導の四つの分野で十四テーマの研究開発をする予定でございます。その中には、例えばバイオ素子の開発というふうなものも含まれておる

わけでございます。

それから、三番目の医療福祉機器技術研究開発制度は、昭和五十三年度から進めておりますが、最先端の技術を使いまして、がん、成人病等の診断、治療装置あるいは身体障害者、高齢者の機能補完装置等、社会的に緊急に開発が要請されております医療福祉機器の開発を行う制度でございます。昭和六十三年度におきましては動脈内、これは冠状動脈でございますが、動脈内のレーザー手術装置など十テーマの研究開発を行う予定でございます。

以上でございます。

○松岡参考人 NEDOの理事長の松岡でございます。

先生のただいまの御質問のお答えは、ただいま工業技術院の院長がお答えいたしましたとおりでございます。同じことを繰り返すのもなにかと思つて省略させていただきますが、私も引き続き詳細につきまして目下勉強中でございます。これを担務するまでの間には、十分内容を把握して適切な行動をしたいと考えております。

○二見委員 六十三年度の工技院の予算を見ますと、大型工業技術研究開発予算は百三十五億五千万円、次世代産業基盤技術研究開発予算は六十三億六千八百万円、医療福祉機器技術研究開発予算は六億六千二百万円で、工技院の重点施策になっているわけでありまして、松岡さんのこの新NEDOは、工業技術院のいろいろな仕事の中でもかなり重要な部分を引き受けることになるんだと思つておられますけれども、やはり御認識は同じでございますか。

○松岡参考人 お答えいたします。

研究開発業務につきましては、ただいま御指摘のとおり大型工業技術研究開発制度、次世代産業基盤技術研究開発制度、医療福祉機器技術研究開発制度等をお引き受けすることになります。これは我が国の技術開発能力をより一層発展させるため、また来る二十一世紀における我が国の国際社会への貢献を果たすためにも、非常に重要な業務であると認識しております。

このような重要な業務をNEDOで行わせていただけることは、非常に光栄でございます。

○二見委員 そうすると、工技院は今回の改正によってどういふ仕事になりますか、どういふことになりませんか。研究にこれからは重点を置いていくのか、あるいは企画とかそちらの方に重点を置いていくことになるのか、工技院としての性格はどういふふうになりますか。

○飯塚政府委員 従来どおり、最近の内外における技術動向の十分な調査、それらをもとにした技術政策の立案、また研究開発につきましては、研究テーマ、プロジェクトの計画の立案等を進めてまいるつもりでございます。

○二見委員 そうすると、むしろ企画立案の方にこれからウエイトがかかるというふうに理解してよろしいですか。

○飯塚政府委員 NEDOをお願いをする研究開発事業は、先ほど申しました三つの種類のプロジェクトでございます。これらは私どもの国立研究機関と協力をいたしまして進めてきたものでございます。今後、私も傘下の研究機関と、それから民間に委託する部分は十分な調整をし、また実効ある実施をするための検討をする必要があらうかと思ふし、またそのための管理も必要でございます。したがって、基本的には従来と同じ体制で臨みたいというふうに思っております。

○二見委員 松岡さん、お尋ねしますけれども、きょう大蔵省の永田主計官を呼んでありますので、これからこの国会が終わりますと六十四年度予算の概算要求が始まって予算取りが始まりますから、遠慮なく言っていたいただきたいのですけれども、このNEDOは、もともと石油代替エネルギー

ギーを開発するためにできたものですね、その後、石炭とかアルコールが加わったわけですが、今までの仕事と比べれば関係は希薄ですね。専門ではありませぬ、今度の三つの分野というのは、今までNEEDOがやってきた仕事から比べれば新しいものが来たわけですから。しかも、この陣容は一部三課十七名でしよう。午前中、水田委員もこれじゃ少ないんじゃないかという質問があったんだけれども、出発はこれでもやむを得ないとしても、一部三課十七名でこれだけ大きな仕事が行われると、遂行していきけるだろうか。私、その点についての、勉強中ではありませぬけれども、率直な御意見を伺いたいと思っております。

と同時に、通産大臣は参議院の予算委員会がありますので向こうへ行かれるそうですから、改めてお尋ねいたしますけれども、私は産業技術の開発というの、日本にとって最も大事な、重要な施策の一つだと思います。それを引き受けていく新NEEDOが一部三課十七名という体制で、これは決して十分ではありません。出発はこれでもやむを得ないとしても、有能な人材の確保あるいはこの機構の拡充強化、これはこれから取り組んでいかなければならない大きな課題だと私は思います。通産省は、もともとこれは一つの独立した特殊法人として出発をさせたかったのだけれども、行政改革との関係でもってNEEDOに吸収されたといういきさつがあるわけでありませぬ。ですから、そのいきさつを考へながらも、考へれば考へるほど有能な人材の確保、この機構の拡充強化ということとは本腰を入れていかなければいけません。それは、具体的には予算に、お金の面に、金目にかかってくるものでございますので、その点についての御見解をまず松岡さんの方から伺い、通産大臣にお伺いをしたいと思います。

ムーンライト計画に基づき、新エネルギー技術開発を行ってまいりました。この業務を通じまして、私どもは民間への開発委託、研究管理の実施など、新エネルギー関連の先端的な研究開発に関する各種の経験を蓄積してきたところでございませぬ。今回新たに追加される業務のうち、大型工業技術研究開発、いわゆる大プロ、次世代産業基盤技術研究開発等の研究開発は、従来の新エネルギー技術開発と業務の進み方が類似してございまして、今まで積み重ねられてきた経験が有効に活用できるものと考えております。

新業務の追加に伴い、機構の本部に産業技術研究開発部が新設され、定員については十七名が予定されていると伺っております。この十七名をもつて先ほど申し上げました大プロとか次世代などの研究開発を行い、あわせて国際共同研究推進業務及び研究基盤整備業務を行うこととなりませぬ。特に、今年度は初年度でございませぬ。今までの御担当の通産当局でいろいろ事業の構想、企画、立案等について行ってきたところでございませぬ。本年度は特に所管官庁に対応していただきまして十分な御支援、指示を得まして、そのほかいろいろの面で御支援をいただきまして、私どもも七名プラス、例えば新業務のうちでも総務とか経理等のいわゆる管理業務につきましては既存の管理部門の職員にこれを担当させるなど、最大限の努力をいたしまして円滑なる業務遂行に当たりたい、このように考えております。

○田村國務大臣 率直に言いますと、当初、新規事業の実施主体として新規法人の設立を検討いたしました。しかし、行政改革をやっておるときたしということではいろいろと議論もあつたようですが、既存法人への業務追加を行うことにした次第であります。

新事業部門につきましては、厳しい行政改革の制約の中で最も効率のよい体制で業務を行っていく所存であります。今、NEEDOの方からも御説明があつたとおりであります。この機構におきましては、事業実施のための事務を行うこととして

おりまして、個々の事業の構想、立案は工業技術院において行いますから、とりあえず昭和六十三年度におきましては、産業技術研究開発部十七名の体制で事業の遂行は可能であると考へております。しかし、さはさりながら、今後とも事業の進展に際して有能な人材の確保を図っていかねばならぬことは当然のことだと思ひます。

○二見委員 実は、ちょっと質問が飛んでしまふのですけれども、一九八三年十月にレーガン大統領の科学技術行政に関する第五次年次報告というのがあるのです。その中でレーガン大統領はこう言っているのです。「今日のアメリカは、経済の活性化と国家安全保障という二つの重大な挑戦に直面している。科学技術こそが産業の国際競争力を高め、国防力の技術的優位性を維持することを可能にする。そのためには科学技術、特に基礎研究への政府の支援を大幅に増強する必要がある、それによつて長期的な経済発展と安全保障への基礎が確保できる。また、よく訓練された科学者と技術者を育てることによつて長期にわたる技術進歩が約束される。このような施策は、企業の積極的な研究開発投資と相まって、より大きな安全保障と強力な経済成長に結びつくであろう。」

日本は平和憲法がありますので、日本とアメリカでは国防に対する考え方は違ひますけれども、科学技術が国の発展の基礎をなすということについては、私は同じだろつと思ひます。そうすると、レーガン大統領は、特に基礎研究への政府の支援を大幅に増強する必要がある、こう言っているのです。ところが、日本のいわゆる研究開発に關する支出というのを見ると、全体で見てもあるいは基礎研究の分野で見ても、政府の支出というのはこれは欧米から比べれば非常に低いです。細かい数字の議論は後ほど、大臣御退席された後で担当の方とやりませうけれども、その現実を踏まえて大臣の基本的な考へをお尋ねをして、お答えをいただいで参議院の方にお移りいただきたいと思ひます。

○田村國務大臣 今、二見委員おっしゃつたとおり、日本とアメリカ事情が違ふことは事実です。事実でありませぬけれども、それはそれとして、一般論からいって、科学技術というものが国運を左右する時代にも差しかつてきたということ。それからもう一つは、従来の日本の考へ方というのは、欧米に基礎技術を求め、それをたたき台にしてよりすぐれたものをつくっていくというよりなところがあつて、例えば私の非常に親しい会社でありますけれども、私のおやじが実はつくつた会社なんですけれども、そこなんかでもアメリカに行つて技術を買つてくるわけですね。そして、なぜそういうことをするんだと聞きましたら、その方が安上がりでしかもリスクは少ない、こういうことを言つておりましたが、もうそういう時代は過ぎたと思ひます。

でありますから、今おっしゃつたとおりでありまして、ただ、日本は残念ながらアメリカよりそういう点での出発が後発しておることは事実です。ですから、今すぐにアメリカ並みのようなことが予算面でもできるわけでもありませんけれども、しかしやらなければならぬ。そのためには、政府も与党、野党を問わず、皆で理解し合ひ、協力し合つて進めていきたいもの、このように考へております。

○二見委員 工技院にお尋ねいたしますけれども、今回の法律によりまして工技院の重要な部分をNEEDOに移したわけですね。私が恐れておりますのは、一部参加でこれだけ大きな仕事をやるうとする場合に、結局は陣容の不足のために予算を配分するだけに終わつてしまふのじゃないかというおそれというものを実は持つておるわけですね。出発はそうではなくても、結果として単に予算を配分するだけの機関になつてしまふ、私はこれではいけないと思つておる。先ほど松岡さんの方からも、工技院の御指導を得てというお話がありましたけれども、私は新NEEDOは新NEEDOとしての自主性というものは尊重しなければなりませんし、いつまでも工技院におおきつておるようではいけないと思ひます。



しかし、それはそれとして、当面は工業技術院として今まで蓄積してきた皆さんの産業技術情報、これを新NEDOに提供する、あるいは整備すべき研究基盤施設等の選定だとか研究開発テーマの評価だとか選択だとか、そういうことについては工技院はノーハウがたくさんあるわけですから、新NEDOの自主性を決して損なうわけがない、尊重しながらも、適時的確なアドバイスというのはいく必要が当面はあるのじゃないかなと思いますけれども、その点はいかがでございませうか。

○飯塚政府委員 機構が新規業務を総合的、計画的かつ効率的に実施できるよう、当省といたしましては、通商産業大臣が基本方針をまず策定いたしましたしてこれを機構に指示するなど、適切な監督、指導、助言を行うこととしておるわけでございます。これに加えて、御指摘のように機構の自主性を十分に尊重しつつ十分な予算の確保に努力するとともに、御指摘の産業技術情報の提供あるいは研究基盤施設の選定、研究開発テーマの選択あるいは評価など、的確に支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

○二見委員 やはりこの法律案に沿って二、三お尋ねしますけれども、研究基盤整備事業、今度新NEDOに行くわけでありませうけれども、六十三年度は四カ所所で着工が予定されていると伺っております。ことしは四カ所所ですけれども、今後、六十四年度以降どういうようなプロジェクトを考えておられるのか。恐らく工技院としても、事業は単年度で決めていくとしても、既に三年も五年も前からこの次はこれだということの見通しをつけて進めていくわけですね。ですから、どういふプロジェクトを今後考えられているのか。また、具体的に候補地、我が地でどういふことをやってくれとか、我が県でどういふことをやってくれたいというふうな名を上げていられるところがあるのか。名のりを上げていなくても、工技院の方としてここがいいなというわらい澄ました候補地というのがあるのかどうか、御説明をいただきたい

と思います。

○山本(員一)政府委員 研究基盤整備事業につきまして、六十三年度に三プロジェクト四カ所の予定をしておりますことは、先ほども御説明したかと存じます。

その後のことを御質問かと存じますが、研究基盤整備事業につきましては、そのプロジェクトというか、そういう施設の必要性あるいはニーズの状況、あるいは関係者の熱意あるいは地元の動向、そういうようなものも全体踏まえなければいけないと思っております。私どもとしては、相当煮詰まったものとして、先ほど申し上げました三プロジェクトを六十三年度に考えるわけでございますが、六十四年度以降につきましては、幾つかそういう話は私どもの方に来ておりますけれども、現時点ではどれということ、大変申しわけございませんが、まだ申し上げる段階にまで至っておりません。

○二見委員 今度の研究基盤整備業務というのは、新NEDOが直接実施する業務がありますね。それから、第三セクターが実施するプロジェクトに対して新NEDOが出資する業務、二つに分かれますね。この新NEDOが直接やる仕事と第三セクターに出資をするものと、この区別はどういうような基準でされるのか。これは直轄、これは出資、この基準というのはどういふことになりませうか。

○山本(員一)政府委員 研究基盤施設のうち、整備することその自体が研究開発要素の高いもの、それから先端的なもの、そういうようなものは機構みずからが整備するということを考えております。その他の大部分のものは、研究基盤整備会社に担当させるといふふうに考えております。

○二見委員 言葉の上でいけば、非常にリスキーなものあるいは高度なものは直轄という、そういう言葉の上での区別しかしようがないのかな、これは、どうですか。

○山本(員一)政府委員 言葉の上ではそれ以上申し上げられないと思っておりますが、具体的な例を、こ

れはまだ確定的なものじゃございませんが、私どものイメージしているものを申し上げますと、例えば無重力環境実験装置の中にカプセルを落とし、そのカプセルの中の超電導の部分、制御する部分というところをNEDOが直接やることになるのかなというふうに思っております。

○二見委員 これが完成した場合に、内外の企業等に開放されるということですが、そのとおりでよろしゅうございませうか。

○山本(員一)政府委員 そのとおりでございます。

○二見委員 そういたしますと、これは内外無差別だということになると思っておりますけれども、お尋ねしますけれども、内外無差別だと言いながら、今国内の企業が使っているからちよつと外国企業は勘弁してくれとか、結果として外国企業を差別するような結果が出てくるのかどうか。

それからもう一つ、恐らく利用料金や何かがあるのだと思うのですけれども、そうした利用に関する基準だとか、そういうのはどういふことになりませうか。

○山本(員一)政府委員 まず、結果として差別することになるのかという御質問でございますが、私どもとしては、運用上内外無差別になるようにNEDOをも指導していきたいと思っております。現に、今度の研究基盤施設の整備構想につきましては海外にも非公式にPRもされておりますが、もちろん制度が認められた後の話でございますが、そういう条件つきで、そういう構想があるのを使っていたらいいというところを海外の関係者にもPRをしておるところでございます。それから、利用の方法でございますが、物によって違うと思いますが、一定の期間を限って使用契約を結ぶということになると思っております。その場合は、一月単位あるいは一週間単位、一日単位、一時間単位といういろいろなものがあると思っておりますが、できるだけ多くの企業が使えるような配慮はしてまいりたいと思っております。

○二見委員 それから、今度は国際共同研究推進事業というのがやられるわけですが、外国人研究者を含めた研究チームに対して研究費を支給する、そうした助成をするということですね。それで、実はこれは文部省の例なんですけれども、例えばある大学で国際的な共同研究を行うという場合に、国内の研究費については科学研究補助金というのがある。国際間の共同研究ですから、ロンドンへ行ったりニューヨークへ行ったり、あちこち行かなければなりませんね、向こうでセミナーをやるとかワークショップをやるとか。そういう場合には、旅費を国際研究会というところで別途申請してもらわなければ、外国へ出ていくのいろいろな打ち合わせや何かができない。外国の研究者を今度は日本に呼んでくる。そういうところの場合には、海外研究者招請のための予算というのはまた別途申請して取らなければならぬ。国際会議を開くということになれば、今度は国際学術課の予算でやる。これは文部省の例ですけれども、国際研究というのは、日本の仕組みでいきますと、いろいろなところにいろいろなポタンがあります。全部のポタンがオンにならないければ、実際は何もできないのです。幾ら国際共同研究をやろうといつてもできるものじゃないので

今度新しく新NEDOでそうしたことをやる場合には、やはりこんなに複雑な、あちらこちらからそのたびそのたびに全部別のスイッチを押して予算を取ってこなければならぬような仕組みになっていくのか、もうそうした事務的な仕事は簡素化されるのか、その点はどういふことになりませうか。これは松岡さんよりも工技院の方がよろしいですかね。

○山本(員一)政府委員 海外の研究者に資金が出るというふうな場合、私も今度六十三年度考えておりますのは、日本の研究者も入っている場合というふうな考えておりますので、一定の手続はスムーズにできるのではないかと考えておりますが、それにしても私どもとしては初めての試みで

でございます。いろいろな例をお聞きしましたが、先生御指摘のように、実際は運用上は大変だという覚悟はございます。ただ私もとしては、そのあたりでできるだけスムーズないシステムにできるように関係のところと今御相談をしておるところでございます。手続等もどういふふうにするのかNEDOとも御相談しながら、あるいはNEDOを指導しながら、関係方面と相談して、御趣旨に沿うような努力をいたしたいと思います。

○二見委員 松岡さん、現在のNEDOで、同じような外国人との共同研究みたいなことで、お金の出どころが面倒くさかったようなことがございますか。もしありましたらば教えてください。

○松岡参考人 今までのところ、海外と共同研究した実績がございません。

○二見委員 わかりました。山本さんおっしゃる通りに、この手続はぜひとも簡素化して、スムーズに仕事ができるように、研究ができるように御研究をいただきたいと思っております。

それと、外国人研究者を日本に呼んで、中心は恐らく日本に呼んでの研究が主体となると思うのです。伺いますと、日本にきての不便利というのは言葉ではないらしいですね。日本人の研究者も大抵英語をしゃべりますし、また日本人の研究者は、むしろこの際英語をしゃべって、自分の英語を磨き上げようなんて気持ちがあつて英語をしゃべるものだから、それほど言葉の障害はない。むしろ障害があるとすれば何かというと、住宅だ。安い家賃で、しかも良質な住宅がどだけ確保できるかということが、すばらしい外国人研究者を呼ぶことのできる大きな決め手だと言われております。

国立の研究機関の中では、外国人へ提供する住宅はかなり質がいいという評判があるようですけれども、ところが絶対数が不足しているの、その住宅に入るまでの間に、三月とか半年とかホテル住まいとか、そういう住まいをしなければならぬ。そういうことがあるようですけれども、やはり

り外国人と共同研究をするということになりますと、住宅の確保というのは何よりも大事ですね。しかも円高ですからね、東京にある在外大使館が東京から出ていこうという時代ですからね。これはよほど本腰を入れてかからないと大変なことになると思われますけれども、その点についてはどういふふうにお考えになっておりますか。

○飯塚政府委員 御指摘のとおり、外国人研究者を受け入れる場合の大きな問題の一つは住居の問題であらうかと思つて、これまで短期滞在につきましても、私も工業技術院の場合、筑波でございますが、研究協力センターというホテル並みの宿泊施設がございまして、しかも大変安い料金で泊まっていただけのこと、これを優先的に提供してまいりたいと思つております。

今後増加が予想されております比較的長期の滞在につきましても、外国人研究者用に公務員宿舎から転用した供用施設を提供することにした。低家賃であり、また、例えば筑波でございまして非常に良質な住宅でございまして、そういうものの確保に努力してまいりたいと思つております。

特に六十三年度以降におきましては、長期滞在の外国人研究者が非常に大幅に増加することが見込まれておりますので、私も公務員宿舎の先ほど申しました転用など、安価でかつ良質な宿舎の確保に一層努力してまいりたいと思つております。

○二見委員 筑波には管理者用の公務員住宅がおりますね。あれなんかを外国人研究者に充てるということになりませんか。私のうちの裏だから、あそこはすくよくよわかるのです。

○飯塚政府委員 私も一時そこに住んだことがございますけれども、大変良質な宿舎でございまして、まさにそういうものを使うことにしております。ただし、御承知かと存じますが、現在、政府研究機関、さらに筑波へ移転する予定も他省庁で

あるようでございます。管理用用の住宅、必ずしも十分でございませんで、ある程度限度はあろうかと思つて、一層数多く確保するよう努力してまいりたいと思つております。

○二見委員 午前中、最後に水田委員からも質疑がありました。果実の問題ですね。今現在、国の機関が民間と研究をする場合に三つのケースがあります。国が民間に研究開発を委託した場合、これは国有財産法上その成果は国に帰属することになりまして、受託した企業は実施権のみが与えられるというのが現在の制度ですね。国が民間からお金を集めて、国が受託をするという形で研究開発した場合、第一義的にはその成果は国に帰属しますが、結果としては民間との共有ということになります。国と民間が共同研究した場合には、これは当然の帰結として共有ということになります。

今回は、新NEDOが民間に委託した場合のその成果というのは、国が民間に委託したのとは違つて、工技院が委託したのと特殊法人である新NEDOが委託したのでは違つて、これは今までの国が委託したのとは違つて、かなり緩和されてもいけません。

産業構造審議会は昭和五十九年八月に、国の委託開発による成果を国と受託者の間で共有できるように制度を導入すべきであるという提言をしております。そうしたことも踏まえて、新NEDOが民間に委託をして開発された成果については共有なりなんの仕組みが考えられてもい

いんではないかと思つて、その点についての工技院の御見解を改めて伺いたいと思つて、いかがでしょうか。

○山本(貞)政府委員 今、先生御指摘の産業構造審議会の五十九年の意見書におきまして、御指摘のような提言がなされました。これを踏まえて、昭和六十三年十月に予算決算及び会計令第九十九条を改正いたしました。これを踏まえて、昭和三十九年十月に予算決算及び会計令第九十九条を改正いたしました。これを踏まえて、委託研究開発の成果であります国有特許権等につきまして、受託者に限つて任意契約で売り払い可能とするという措置を講じたところでございます。ただ、先生御指摘の点につきましては、現時点でも国が実施する

あるいは委託するものについては、権利としては

国に帰属するということになっております。NEDOが行う場合でございますが、NEDOが行う場合は、やはり国の補助を受けて民間に委託するという特殊法人でございまして、従来の考えでは、やはりNEDOに帰属するということにして

御指摘の、国とNEDOとは少しそこは違つては、国に比べて財政法上の制約はNEDOについては少なく存じます。先ほど午前中にも申し上げましたが、アメリカの最近の制度では、民間に権利を与えるというふうな制度をつくつておりますので、そういうものも参考にしながら、受託者の寄与度とか、あるいは研究者あるいは研究受託者へのインセンティブという点から何かいい方法がないかということ、関係方面と私どもと

しては御相談をしたいと思いますと思つておるところでございます。一部、御相談を進めておるところでございます。

○二見委員 質問を変えます。先ほど私は通産大臣に、政府の負担率が低いのではないかと話をいたしましたけれども、例えば主要国の研究費を比較いたしますと、一九八五年でアメリカは研究開発費は二十五兆九千億円で対GNP比率は二・七、西ドイツは対GNP比率は二・八、フランスは二・三、日本は二・五と

いうことで、対GNP比率というものは欧米と日本とはそれほど差はないと思つております。ただ、この研究開発費の中に、日本は自然科学のみであり、アメリカや西ドイツやフランスでは自然科学と人文・社会科学が入っておりますので、データの基礎になる点は多少違つておられるので、対GNP比率というものは日本と欧米はそれほど差はないと思つております。

ところが、政府の負担割合ということになりますと、アメリカの政府負担割合は一九七一年は五・一、一だつたんですね。一九八五年は四・六、西ドイツは三・九、フランスは五・三、五、日本は一九・四です。これも、基礎となる点で日

本は自然科学のみですけれども、アメリカ、西ドイツ、フランスは人文・社会科学が入っており、これを抜きましても政府の負担割合の数は低くなるのだと思えますけれども、いざにいたしましても政府の負担割合というのは、これは低いですね。

私は、この政府の負担割合というのは一気に伸びるものじゃないけれども、やはり負担割合、負担率というのは高める必要があるのではないかと思っています。そうしなければならぬというふうな思っておりますけれども、それについての通産省の御見解を承りたいのと、あわせて永田さん、お忙しいところを申しわけございませぬけれども、これから予算をいじる当事者として、具体的にこれからどうふやしますかという、数値の問題はもちろんできないの私ばかりですけれども、そうしたことについて基本的なお考えはどうなのか、通産と大蔵と両方から伺いたいと思っています。

○飯塚政府委員 先生御指摘のように、最近の実績で研究開発費のGNP比につきましては欧米先進国並みでございますけれども、政府負担割合が米国の西ドイツ、フランス等と比較した場合に低い点があることも事実でございます。ただ、これは政府と民間との負担割合の問題になるかとありますが、我が国の場合、国防研究費のウェイトが低いということ、それから租税負担率とか民間の活力も欧米諸国とまたそれぞれ違うわけでございますので、国情的違いによって一概に画一的に比較はできないと思っておりますが、今回の法律改正の趣旨でもございます基礎研究の充実、創造的な研究の充実ということを考えますと、今後民間での取り組みが困難な基礎的あるいは先導的な技術分野に対する取り組みはますます重要になるかと思っておりますので、御指摘のように国における研究開発を一層充実させるよう、私どもとしても努力してまいりたいというふうに思っております。

○永田説明員 お答え申し上げます。ただいま通産省の方からお答えいただきま

したように、また先ほど大臣からお答えございましたように、日本と各国との実情の違いというのはあるかと思っております。また、ただいまお答えにありましたように、国防研究費を除きます我が国の政府負担研究費、これはGNP比でとりましても国民所得比でとりましても大体同じようなものかと思っておりますが、米、英、法、西ドイツ、日本、西ドイツ、フランス、英国を上回っております。そういう意味で、国防研究費が少ないという我が国の事情を考えますと、政府の負担研究費というものは欧米諸国に比べて特に劣っているわけではないというふうに私も考えております。これは、国防費を除くというコンテクストにおいてでございます。

また、研究費におきまして民間のウェイトが大きいということもございませぬけれども、逆に言いますと、これは民間の積極的な対応を示すものだと考えられます。そういう意味で、そのこと自体は民間の活力を活かし、効率的であることの意味しております。むしろ望ましいとも考えられるわけでございます。

先ほど基礎研究の点が出ましたけれども、御案内のとおり、六十三年度の科学技術振興のための予算措置という全体で考えますと、大蔵資源に乏しい我が国は、今後とも一層科学技術の振興発展を期さなければいけないという観点で、長期的な展望に立ちまして重点的に配慮をしておるわけであります。六十三年度の科学技術振興費は総額で四千七百七十三億円、対前年度比百六十六億円の増加、伸び率にしますと四・二％の増加を見ており、これを計上して現在御審議いただいておりますが、内容的に言いますと、基礎的あるいは創造的な研究の推進を初めといたしまして重点的、効率的な科学技術の振興に努めている所存でございます。

○二見委員 日本の政府負担率は欧米に比べて余り見劣りしないという永田さんの御答弁は、ちょっと理解に苦しむところでありませぬけれども、それはまた別途議論をするとして、例えば

分野別研究比率も、やはり基礎研究の比率は日本は欧米に比べて小さいのではないかと。

永田さんは、民間のウェイトが占めるのはそれだけ民間に活力があるからだということですが、これも、それは一面ではそういうことになる。他面で見ますと、民間というのは研究開発に投資した資本を回収しなければなりません。ですから、一番面倒くさいリスクな基礎的な部分よりも、すぐ製品化できる開発の方に、最も製品化に近い分野に投入する。基礎研究、応用開発とこう分ければ、開発の部分に民間は行かざるを得ない、それは商売上やむを得ないのです。ですから、これは商売上やむを得ない基礎的な研究を民間に期待しても無理なのであって、それはやはり政府がやらなきゃいけないんじゃないか、国がやらなきゃいけないんじゃないか。だから、基礎的な分野での研究の政府の負担というか、これはもっともつとふやしていくべきだということに思っております。

それで、本案が成立をいたしますと、リスクな基礎的な研究のウェイトというのは今よりも高まることになるのでしようか。高まらないんだらば余り意味がないなという感じもいたしますけれども、その点についてはどうでしょうか。大蔵省としては、基礎的な研究に対する関心というものをどうお考えになつておられるか、こう分けてお尋ねをしたいと思います。

○飯塚政府委員 御審議いただいております法案によりまして新たにNEDOに追加する事業でございますが、これらの業務はいずれも基礎的な研究開発の推進を図るためのものでございます。当然、研究開発業務はリスクが大きいということから、民間ではできない基礎的な研究、例えば新しい超電導材料の研究というふうなものを行うものもございませぬ。また、先ほど申しました研究基盤整備業務につきましても、基礎的な研究開発には不可欠でございます。民間単独では整備し得ない大型の施設あるいは設備、そういうものを用意して、特に民間が行う基礎研究の開発の用に供し

ようということもございませぬ。そういう意味で民間における研究を基礎研究の分野に誘導する、そういう役割を持っているかと思っております。また、第三の事業でございます国際共同研究推進業務、これは生体機能あるいは物性機能のまさにその基礎研究に対して国際的なチームに助成をするということもございませぬので、基礎研究を助成するものであるというふうに私も考えているわけでございます。

以上によりまして、官民ともに基礎研究を一層充実して、我が国の研究開発における基礎研究開発の比率を高める方向に参るものというふうに確信しております。

○永田説明員 お答え申し上げます。先ほど御説明申し上げましたように、私どもも基礎的な分野についてそれを否定しているわけではございませんで、御案内のとおり、六十三年度の科学技術振興費の予算におきましても基礎的、創造的研究の推進については重点的、効率的な配分を考えているところでございます。

本件につきましても、ただいま工技院長から御説明のありましたように、この業務の実施によりまして我が国の研究開発における基礎研究のウェイトが高まってくるという効果を、我々としても期待しているところでございます。

○二見委員 基礎研究にこだわって申しわけないのですけれども、基礎研究というのは何かというと、私は科学者ではありませぬからよくわからぬのだけれども、素人考えでいって、人のやらないことを研究するのが基礎研究だ、既に人がやったことを研究するのは、これは研究じゃなくってこういうのは勉強というのだ、こう思っています。

人のやらないことをやるわけですから、リスクが大きいのは当たり前であります。そうすると、お金を出す方からいいますと、確かに基礎研究はリスクが大きいんだ、ここまでわかっている。そうすると、こういうことをやりたいということになると、お金を出す方としては待てよ

と。例えば会計検査院だなどというやまかましいのがおられますからね。これだけお金を使ったけれども成功しなかったじゃないかなんて言われるとたまたまのものじゃないというので、どうしても、人のやらないことではあるけれども全くやらないというのじゃなくて、二番せんじのなところにお金を向けていこう、無難な選択をしよう、無難な道に行こうというのが、これは人間の本性みたいなものですね。

しかし、それではやはりまずいんじゃないかな。むしろ、これは俗な言葉で言いますと一か八かもしれぬというふうなことであっても非常に独創的な研究、先ほど水田委員から三十代の独創的な研究というお話がありましたけれども、そうした独創的な研究、もしかするとこれはだめになるかもしれない、しかし思い切ってやってみようかという、こうした勇氣というのが基礎研究には必要なんだと思うのです。この勇氣がなければ独創的な研究というのは育っていかないと私は思うのです。そうした独創的な研究、一か八かもしれぬなというふうなところまで踏み込んで金を出そうというふうな勇氣がこれからは必要だと私は思いますけれども、通産省はその点いかがでしょうか。

また大蔵省も、大蔵省は立場上、なかなかそれはそうだとはいくいはわかるのだけれども、そのぐら少し踏み込んでこれからはいいのではないかと。それぐら少し踏み込まなければ二十世紀、二十世紀を見通しての日本の姿というのはできてこないんじゃないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○田村國務大臣 これは役人じゃちょっと答えないと思いますし、特に大蔵省がおりますからなおさらのこと答えられないと思えますので、私からお答えします。  
それは当たり前のことなんです。応援してやるから必ず成功せい、しかもそれはすばらしいことだ、そんなものは政府に応援してもらわなかつた

て企業が乗りますよ。リスクが大きいからこそ、つまり一種の発明家のようなものですよね。ですから、リスクが大きいからこそ国が援助をする、当たり前のことなんです。わかり切ったこと、大蔵省だつてどかだつて、会計検査院だつて腹の中じゃわかつていっているのです。わかっていると思うけれども、この間いみじくも大蔵大臣が予算委員会答弁されたとおりに、我々は削るのとが商売でという、それは確かに大蔵省が大盤振る舞いをやり出したら日本の国はもたせませんから。けれども、そこいらはやはり削るならうんと削るものがあつてもいいだろうし、伸ばすならうんと伸ばすべきものがあつてもいい。今、総花というか、総括尾花のようなことで削るから世の中おかしくなるのですね。

だから、あえて私からこういう御答弁を申し上げて、さあこれで大蔵省がどう答えますか、私もじっくりと今から拝聴いたします。

○永田説明員 お答え申し上げます。  
大臣に御答弁いただきましたので、私どもの方からはもういいのかと思っておりましたのであれでございますが、私も予算の、何といいますが各省さんとの議論の過程で、もちろんその実効性、あるいはそのプロジェクトの有効性あるいは有用性といったものをやはり一つ一つ議論して、その中で結論を出していくものだと考えております。

○二見委員 大臣の御答弁をいただきましたので、私も大蔵省さんの方は御答弁をいたしたかなくともよろしいんじゃないかと思っておりましたけれども、大臣の御要請もございましたので、永田さん大変苦しかったらどうと思えますけれども、やはり私は大蔵省も本音のうちは言えないのだと思えますけれども、そうした勇氣ある査定といえますか、それが私はいちから日本の活力のためには必要なんだと思えます。切るべきものは切る、つけるものは思い切りつける、めり張りのきいたことをこれからやっていきたいと思います、どうも日本の国もこれからは、今はいいけれども将来ど

うなるのかなという思いがしないわけでもありません。その点を申し上げておきたいと思えます。大蔵省は、私の質問は以上で終わりますので、後の委員の方が要求されていなければお引き取りただいて結構であります。

それで大臣、ヨーロッパでは日本に対してこういう意見があるようですね。日本は応用研究、開発研究、産業革新にのみお金を集中するのじゃないかと、基礎研究開発への財政負担を我々は期待をされているのだ、こういう声がヨーロッパにあるようであります。また、日本は技術開発の重要な部分では外国、他の国と相互に依存することにちゅうちゅうしているのではないかと、お互いに国際共同研究をやりましようとか手を握り合つてやってみましようと言っているけれども、重要な部分ではちゅうちゅうをされているのではないかと、こういう指摘もあるようであります。これは、既に各国が国境の壁を取り払つてお互いに共同研究するのが当たり前になつていっているヨーロッパの動向とは非常に対照的であるという批判も、日本に対してあるようであります。そうして、日本は多くの分野で日本独自のプログラムを実施しようという政策を再検討して、国際的なプログラムに積極的に参加してもらいたいという要請もありますけれども、こういう外国の批判というふうにお考えでしょうか。

○田村國務大臣 私が最近感じておりますことは、批判というより非常に期待が大きいということでしょう。従来の日本に対する考え方というのは、何だ、人の基礎技術を持っていて、そしてそれよりいい物をつくつて逆に我々の方に売り込みに来る、けしからぬという感情が強ございました。今でもそれはないとは言いませんが、ところが最近では、日本の基礎技術の開発というものが非常に高く評価されておりますし、また事実すばらしいものが出ております。それに対する期待というものは非常に大きい。とにかく国際的にどんどん参加してくれ、日本の知識を我々にも教えてくれというところが非常に多うございます。

ウイリアムズベークのサミット、あれは一九八三年でございましたが、このときに合意された十八の研究協力プロジェクト、そのうち我が国が十六のプロジェクト、そのうち通産省関係が五プロジェクトありますが、これに参加して、太陽光発電とか先端ロボット、光合成の三プロジェクトについては我が国がリード国として推進し、活躍をしておるところです。また、IEAの場を通じて、エネルギー関係の研究開発プロジェクトにも積極的に日本は参加しております。ヒューマン・フロンティア・サイエンス・プログラムに対しては非常に大きな期待が寄せられております。おっしゃったとおりでありまして、だからこそこういう法律が要するということにもなりますが、やはり積極的に国際的に貢献をするために、自分の頭も開いて、そして先方様にも開いていただいで大いに協力を合つて、それこそ国際的融合化を図っていくということじゃないでしょうか。

○二見委員 確かに日本に対する期待が大きいから、より積極的に協力をしてくれ、力をかしてくれということが、私が今申し上げたような一つの指摘となつてきているのだらうと私も理解しておりますし、それだけに日本のこの分野での果たす役割というのは、今までになく大きいというふうにも私も思っております。

もう時間も参りましたので、そろそろ質問を締めくくりたいと思えますけれども、私は現在、この現時点ですね、これは科学と技術の新たな接近による第三次革命が始まったという印象を持っておりまして、経済学者たちもそうした時代のとらえ方をしているように私は思っています。それは従来のように、エネルギーを投入して同一規格で大量生産をして、それをケインズ的な有効需要を喚起して売りまくるといふ、そういう経済ではなくなつたのだな。そうではなくて、むしろこれからの経営者、企業者というのは、原子とか分子とか細胞レベルの科学技術を駆使しなければ自分会社自体が成り立つかない、そういう時代に

実は私の知り合い、私の友達がある大手建設会社の専務ですけれども、この間会いました、おまゝ今何やっていると云ったら、おれはバイオテクノロジーとそれから新素材と、何か面倒くさい研究者を集めたその担当の専務だと言ふ。それは全く関係ないですよ。我が建設会社もこれがわからなければ建設業界として仕事ができないというので、全く最先端の分野の研究者を自分の下にに入れて研究をしているという話を聞いて、建設会社も随分変わったなという思いをしたわけでありました。いわばそうした第三次産業革命の時代に入つたなという思いがいたしました、それだけに今度できるこの法律というか、この新しい機構というの役割は大きいなというふうに私は理解いたしております。

しかし、そうするとどういふことがこれからさらに起こっていくかという、一つは、日本を初めとする先進国に蓄積された産業技術、科学技術は開発途上国に今まで以上に幅広く、スムーズに移転されていかなければ、世界全体の経済は伸びていかならないと思ひます。開発途上国に移転されるためには、それがスムーズに移転されるための知的所有権、工業所有権、それを守るための国際的なフレームワークといふものが新しい秩序、そうしたものが構築されなければ、先進国に蓄積された産業技術、科学技術はスムーズには開発途上国に移転していかないだらう、こういう課題がこれからさらに大きくなってくるなというふうに私は理解しております。

位にならう。今までは経済力という物の優位だったけれども、これからは向こうよりも技術的に優位にならうという技術優位が国の利益としてまた出てくるのだらうと思ひます。今行われている経済摩擦というのは物と物の摩擦だけども、それ以上に今度は技術摩擦というものが先進国間で深刻になってくるだらう。これは非常に相反する動きなんです。一方では国際協力が進まなければならぬ、と同時に技術摩擦があり、技術をめぐつての自国対他国の優位関係の争いが起こってくるという、新たな展開がこれから行われるのだらうと思ひますけれども、そういうことに対する通産省としての見通しなり取り組みについて、御答弁をいただきたいと思ひます。

いたしたいと思ひます。先ほどの議論を聞いておりましたが、今、日本が国際経済の中で果たしていかなければならぬ役割を率直に理解をさせていただいておられます。ぜひ産業技術の研究開発の分野においての貢献をこれからさらに進めていっていただきたい。国際社会はなかなか困難な問題を多く抱えておられます。対外経済の不均衡あるいは累積債務の問題、こういう問題を抱えて苦しんでいる国際経済を活性化させていかなければいけない。また、人類は克服していかねばならない多くの課題を抱えておられます。これらの問題の解決を図っていくためにも、私は、産業技術の進んだ研究開発を日本はもと進めていかなければいけないという点では同感であります。その基本的なスタンスは同じであらうと思ひます。ぜひこれからの取り組みで誠意を持って進めていっていただきたい。ただ、若干疑問がありますのでお尋ねいたします。まず冒頭、今回の立法の背景と立法の目的、立法の効果、どのように考へておられますか、お尋ねしたいと思ひます。

私から産業技術研究、これは国際間の協力体制、相互依存関係といふのはこれからますます深まるだらう。先ほど大臣もおっしゃられておりましたように、日本に対する期待が強くなればなるほど日本としても、あるいは日本の企業と外国の民間企業との共同研究とかそうした形で国際間の協力体制、相互依存関係はますます深まっています。

私からお答え申し上げます。御質問の部分について、まさに先生御指摘のとおり、先進国の技術が発展途上国にスムーズに移転するためには、こういうった発展途上国での工業所有権制度が整備されることかどうしても前提にならざるを得ないわけがございます。そういう問題意識から、現在ガットにおきましてTRIPミーティングという場を設けて、工業所有権制度を特に発展途上国においても充実してもらふよういろいろ協議をしておるところでございます。先週の貿易大臣会合におきまして大臣が強調されたところでございますが、日本にとつても先進国の一員としてこの問題は極めて重要であるというところで、工業所有権制度の整備に向けて積極的に日本なりの貢献をしていこうと努力をしておるところでございます。

制度の充実といふこととあわせて大事なことで私ども考えておりますのは、発展途上国におきまして制度を整備するにも、発展途上国であるがゆえにいろいろ思うに任せない問題を抱えておるわけでございますので、そういう問題を打開して何とか制度を充実するのには必要であらうと考へております。したがって、通産省といたしましては、こういうった発展途上国に対しては、従来から制度の専門家の派遣とか研修生の受け入れとかいふことなどを通じていろいろ協力を受けておりますが、今後ともこういうった協力もあわせて行うことによつて、発展途上国での制度の充実を促進していくことにしたいと考へておるところでございます。

このような内外の諸情勢にかんがみまして、私も研究開発の充実、効率化、また民間における先導的、基礎的な研究を支援する研究基盤施設の整備、国際的な共同研究に対する助成などの施策を講ずることとしたわけでございます。これらの業務を新エネルギー総合開発機構に総合的、計画的かつ効率的に行わせる措置を講ずることによりまして、産業技術の向上と産業技術の分野にお

○小川政府委員 御質問の第二段点についてお答え申し上げます。通産省といたしましては、国際的な協力関係あるいは技術摩擦に関連いたしましたして、産業技術の研究開発が人類の将来を左右するかが重要と考へておるわけでございます。国際的な研究協力にも、先ほど大臣からも御答弁申し上げましたが、サミットの場合あるいはIEAの場合も、多国間の協力を行つております。また日米、日独、日仏などの二国間の研究協力も行つておるわけでございます。

○二見委員 以上で終わります。松岡さん、きょうは本当にありがとうございます。どうか新しい機構の中で思う存分力量を振るってください。よろしく願ひいたします。

○飯塚政府委員 二十一世紀に向かひまして、我が国が経済社会の発展の原動力である技術開発の能力をさらに発展させていくことが必要だと考へます。いわゆる技術ただ乗り論というふうな国際的な批判がございますけれども、世界経済発展のために相応の貢献を行うということが必要でございます。我が国みずからがそのために基礎的、先導的な技術開発を積極的に推進するよう図ることが喫緊の課題であるというふうに考へております。

○青山委員 私からも質問をさせていただきます。あるいは朝からの質問者若干やえる点もあるかもしれませんが、立場上げひひとつ御答弁を

ける国際交流の進展を図りまして、国民経済の国際的な経済環境と調和のある中長期的な進展に寄与するということを目的といたしまして、本法案を立案いたしました。今国会に提出したものでございます。

○青山委員 本来はNEDOの根拠法になっておりました例の石油代替エネルギー法の改正、多くの皆さんはそういうふうな形で出てくるのであらうと見ておりましたが、新しい法律を立てられる、新法で取り組まれる、この背景は一体どういうことなんですか。

○山本(員)政府委員 お答えいたします。

石油代替エネルギー法におきましては、石油代替エネルギーの開発、導入という大目的がございまして、法律の名前もそれをあらわすものになっておることは御承知のとおりでございます。今度私どもの考えております産業技術開発の体制整備という目的につきましては、代エネ法とは技術開発という点では共通性はございますが、今申し上げましたような代エネの開発、導入という点と産業技術開発を進めるといふ点とはかなり違う部分がございます。そういう意味で、石油代替エネルギー法の改正という方向を実は私どもも事務的に考えたわけでございますが、法制局とも相談いたしましたして、今申し上げましたような理由から代エネ法の改正ということになれば、目的の改正から名称の改正から代エネ法を換骨奪胎することになるというふうなこともございまして、代エネ法はそのままだしまして必要最小限の修正を加える、別の新法を用意するという事で提案させていただきます。

○青山委員 NEDOの根拠法になっております代替エネルギー法、この問題とNEDOの実態、幾らか違ってきているということについては、このちょっと後に触れさせていただきますかと思っております。

ただ、今回の例の研究開発業務、それから研究整備業務、国際共同研究推進業務、この三つの重要な業務を進めていられるということにな

ってけると、この三つの業務をひとつ三位一体の事業としてこれから進めていこうというそれなりの気持ちばかりですが、それが重要であればあるほど、先ほども出ておりましたが、基礎研究はなぜ国みずからがやらないのかという疑問を持っています。その辺はいかがでしょうか。

○飯塚政府委員 研究開発事業の中に基礎研究部が非常に多いわけですが、それをなぜ国直接がやらないか。今まで事実、大型プロジェクト等は工業技術院が直接やっておったわけでございますけれども、今回、新エネルギー・産業技術総合開発機構の方にこの事業を行わせるということにいたしましたのは、従来民間に工業技術院から委託していた部分を中心でございます。それを先ほど先生も御指摘の三位一体ということで、研究整備業務等と効率的に組み合わせることでございまして、従来の工業技術院が直接やっておりましたものよりもより効果的な研究開発が行われる、そういう判断に基づいてこういう仕組みを考えたいわけでございます。

○青山委員 工業技術院、通産省も、聞くところによりますと、今回の法改正に臨むに当たって新しい機構をつくってそういう構想で進んでいきたというふうな考え方があったようでありますが、なかなかそれが認められなかった、仕方なく既存の特殊法人NEDOにこの事業を進めてもらう、こういう形になったというふうに私は説明を受けておりますが、なぜNEDOなのか、ほかの特殊法人では不適格なのか、そのあたりはいかがでしょうか。

○飯塚政府委員 三つの事業の中の研究開発事業につきまして、先生御承知のように、NEDOは既にサンシャイン計画あるいはムーンライト計画の実施において十分な実績がございます。また、研究開発に関するノウハウの蓄積も十分にあるわけでございます。そのことが、新エネルギー総合開発機構への業務追加とすることに決めた理由でございます。

なお、研究整備業務あるいは国際共同研究

助成事業その他の二つの事業も、研究開発事業と非常に密接に関連をさせながら進めることが効果的でございますので、それらを一体としてNEDOに行わせるというふうにしたわけでございます。

○青山委員 なるほど、NEDOは新エネルギーの研究開発については相当な実績を持ってきております。しかし、先ほどちょっと触れられましたのが、石炭合理化事業も進められたりアルコール製造事業も進められたりという形で、NEDOも当初の設立の業務分野から相当発展的に拡大してきただと言ふべきなんですか、あるいは相当違った分野の研究開発も取り組んできたということなんでしょうか、何となく悪く言うとも寄せ集めみたいなところもありませんか、その上に今度は基礎的な研究、二十一世紀を展望した産業技術の研究開発もお願いをする。しかもそれは、最先端の産業技術の研究開発をお願いしている。これはNEDOが最も適切妥当だと理解しておられるのでしょうか、いかがでしょうか。

○山本(員)政府委員 今先生、発展的解消という言葉を使われて、青山委員、解消じゃない拡大、発展的拡大と言いました。形はそういうことだと思っておりますが、現在のNEDOのやっておりますサンシャイン、ムーンライト等の研究開発事業は、私どもが今直接委託をしております大プロジェクトとか次世代のやり方と極めて似ておりますし、そういう意味でNEDOの今までのノウハウなり仕掛けを活用させていただいてNEDOにやっていただく、これが一番適切ではないかと思つた次第でございます。

もちろん先ほど御指摘ありましたように、私どもとしては当初の段階では別の法人ということも考えておりましたが、諸般の事情からそういうふうなことにしたわけでございます。新たな事業は一部追加になりますが、その新たな技術開発が従来の新エネルギー部門ともフィードバックという

か相互に影響し合いながら、エネルギー部門とそれから産業技術部門の発展というか、両方の合理的な推進が可能になると思っております。

○青山委員 お話聞いておきますと、それなりに私なりに理解して納得をしてはいるんです。ただ、相当重要な産業技術の研究開発ということになってきますと、よほどの体制を整備して、NEDOにもそれらしい受け入れ方をしてもらわなければならない。実は私は理解しております。しかし、なかなかそうでもなさそうで、何となく本當に乏しい人材でNEDOにこれら研究開発業務の遂行をお願いするということでしょうか、やってみようというのでしょうか。本来、NEDOにお願いするのならそれなりの体制を整えて、それらしい人材をきちっと確保して配置をして、そして非常に高い専門的な知識を持った人たちが相当な陣容でもって臨んでいられるべき筋合いのものではないかと思つたのです。どうも実態はそうではないのですが、その辺はいかがでしょうか。

○飯塚政府委員 厳しい行政改革の折でございますので、必要最小限の陣容を効率的に配置することによりまして事業の円滑な進展を図るよう、私どもも全力を挙げて支援してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○青山委員 資料によりますと、運営委員が二名、一部を新規に設立していかれる、その一部には三課で十七名の人員が配置をされていくということでもあります。相当大だんびらで、登場してくるときに新しい立法も備えて、NEDOそのものが根拠法である石油代替エネルギー法との関係が少し体質を変えてきておりますから、私は新しい法律そのものはよく理解します。ただし、その意気込みと実態とは相当な開きがあるような気がいたします。十七名のわずかなスタッフで、これら重要な業務が本當に遂行できるのかなという疑問を持ちます。これが第一点。

そしてNEDOは、いやいや違ふんだ、予算の分配機関にすぎないんだよ、こう言われるのならまた話は別ですよ。しかし、今回の法律改正になつてきたその経過から考えますと、我が国がこれ

まで取り組んできた産業技術の研究開発のそうし  
た取り組み、そうした政策を顧みて、現時点にお  
いて技術革新をひとつ思い切つて進めていかなけ  
ればいけない、そういうこととどうした新しい法  
律を用意して取り組むんだというようなことにな  
ってきますと、何となく随分書きは立派のよう  
ですが、そう言つては失礼だけれども、実態は何  
となく貧弱だ、そういう感じはどうしてもぬぐい  
去れません。

特に、新規の事業になつてきませんが研究開発業  
務では、これだけ見てみても、例えば大型プロジ  
ェクトで九テーマ、あるいは次世代で十四テー  
マ、あるいは医療で十テーマ、研究開発だけでも  
三十三テーマを抱えてやっつけていける。また、研  
究基盤整備の方でも、施設を国みずからやる部  
分と、あるいは第三セクターに出資をしていくと  
いうような業務があります。これはもうなかなか  
の仕事でありましょう。さらにまた国際共同研究  
開発、こういう共同研究のチームに対する援助も  
やっつけていかなければならない。そういうよう  
な相対的な取り組みをしていただけなんだと思  
います。であるからこそ、これまで工業技術院は相  
当なスタッフを抱え、優秀な人材を多く抱えてや  
つてこられたように思います。それに比べてま  
と、今度のスタートというのは、何となくそうし  
た疑問を私は率直にぬぐい去れない。NEDOの  
理事長さん、そうした新しい業務を遂行してい  
けるのに、こうした新しい陣容での取り組みにつ  
いての御見解はいかがでしょう。

○松岡参考人 お答えいたします。  
新業務の追加に伴い、機構の本部に産業技術研  
究開発部が新設され、定員については十七名が予  
定されていると聞いております。

新事業の業務のうち研究開発業務については、  
業務の進め方が従来機構が行ってきた新エネルギ  
ー技術開発事業と類似した業務でございます。の  
で、従来の経験を十分に生かして実施していくつ  
もりでございます。他の国際共同研究推進業務及  
び研究基盤整備業務につきましても、所管官庁の

御指導を受けつつ、役員一同一丸となつて努力  
し、円滑に遂行してまいり所存でございます。特  
に、本年度は初年度でもございまして、個々の事  
業の構想とか企画立案については、主として所管  
官庁が今まで対応してまいりましたところでござ  
いますので、いろいろな面で所管官庁から支援  
御助力を得まして今後進めていきたいと考えてお  
ります。また、新業務のうち総務、経理等のいわ  
ゆる管理業務につきましても、既存の管理部門の  
職員にも業務を担当させるなど、全機構を挙げて  
業務の遂行に当たりたいと考えております。

○青山委員 通産省、工業技術院、この十七名の  
陣容でどうなんでしょう、どういふふうを受けと  
めておられますか。

○飯塚政府委員 新エネルギー・産業技術総合開  
発機構におきましては事業実施のための事務を主  
として行うことになっておまして、個々の事業  
の構想あるいは立案は工業技術院で行いますの  
で、とりあえず昭和六十三年度においては十七名  
の体制で事業の遂行が可能と考えておるわけでご  
ざいます。今後とも、事業の進展に伴つて要員の  
確保を図つてまいりたいと考えております。

○青山委員 NEDOの役員のことでありま  
すが、八名の理事がおられます。新しい業務を追  
加しても役員がなかなかふやせない、行政改革の立  
場からすれば私はよく理解します。ただし、かし、  
新しいこうした産業技術の研究開発を新しい業務  
として加えていく、そうなつてきますと、八人の  
理事の業務担当を変更していけば、技術研究開発  
の担当部門の方は確保することができると思  
うのです。また、そうすべきであらうと思  
うのです。そのあたりはいかがでしょう。

○浜岡政府委員 現在、御指摘のように八人の理  
事がおいでになるわけでございます。そのうち総  
務、経理等の管理業務を御担当の方が一名、代替  
エネルギー関係を御担当の方が三名、それから石  
炭関係、この中には石炭資源開発とか石炭技術開  
発も含まれておりますが、これを御担当の方が三  
名、それからアルコール製造を御担当の方が一

名、合計八名という状況になっております。現在  
それぞれ業務を担当していたらいいわけではな  
いわけですが、先生御指摘のようにリシャッ  
ルをいたしたままか、あるいは現在の分担の上に大  
変御努力をいただきました新しい業務を幾つかに  
分けまして分担していただくか、今後検討をし  
ていくことになると思つております。

ただ、八名の理事のうち六名の方が技術系で  
ございまして、工学部御出身の方が四名、理学部御  
出身の方が一名、農学部御出身の方が一名という  
ような状況でございます。技術問題につきましても  
は、必ずしもエネルギーに限りませんで、一般技  
術につきましてもかなり御経験を積んだ方が多い  
わけでございます。そういう意味で、大変厳しい  
状況ではございませぬけれども、新しい仕事が生  
まれますとそこで一段と知力、体力を振り絞つて  
いただくということを御期待申し上げたいと思つて  
おります。

○青山委員 NEDOも含めてそうですが、他の  
特殊法人でも今までよく言われてきたことでし  
て、例えばNEDOの役員の人事でも、関係官庁  
からの順送り人事がずっと繰り返されてきて  
状況の中で、現場における土気、仕事に取り組む  
意欲、こういうものがそがれてきてきているのじや  
ないかと心配しているのです。いつまでもそ  
ういう取り組みが続いていくのはどうか。そ  
ういうことがずっと続いていると、やはり本来の業  
務にも支障を来されるのではないかと私は心配し  
ております。その辺はいかがでしょう。

○浜岡政府委員 いただいた御質問は一般論かと  
存じますけれども、基本的には、先生御指摘のよ  
うにいわゆる適材適所と申しますか、広く一般か  
らも適材を求めると同時に、それぞれの機構組織  
の職員の中から適材を抜きていくというよう  
な考え方が必要不可欠かと思つておられます。またそれ  
が組織を活性化させてまいります根源かと考えて  
おります。

なお、現在の新エネルギー総合開発機構につ  
きましては、機構設立のときに、産業界の意向とい

うものを十分生かすべきだというふうな観点で、  
かなり多角的に役員構成等につきましても議論  
が行われておまして、ただいま申し上げました  
ような一般的な考え方というのがかなりよく適用  
されているのではないかと理解をいたしてお  
ります。

○青山委員 次に、研究基盤施設の整備業務、研  
究基盤施設をさらに整備していくという仕事があ  
りますが、これは機構みずから行う施設と、第  
三セクターに出資をしていく、融資をしていく形  
で行われる施設とありますが、このプール部分  
どのように考えておられますか。また、所要資金  
の負担の割合をどういふふうにかか  
るか。

○山本(貞一)政府委員 お答えいたします。  
研究基盤施設のうち、整備をすること自体が研  
究開発要素の高いあるいは先端的なもの、そ  
ういふものについては機構みずから整備をして  
いこうかと考えています。そのほかのもの、これは大部  
分でございますが、大部分はNEDOが出資を  
いたしまして、民間活力も活用しました研究基盤整  
備会社が整備するといふふうにかか  
ります。

それから第二の、所要資金の内訳というか負担  
割合でございますが、総事業費のおおむね半額を  
資本金にいたしまして、残り半額を借入金とい  
う形でいきたいと思つております。資本金につ  
きましては、その三分の二を限度としまして機構が  
出資する、残り三分の一を民間と地方公共団  
体が出資した場合に、日本開発銀行などを通じ  
ますNTTの無利子融資を受けることが可能にな  
りまして、一部民間資金借入れということも考  
えておるわけでございます。

○青山委員 先ほど議論の中で出ておりました  
が、日本の産業技術の研究開発に対する予算がヨ  
ーロッパに比べて云々という話が出ておりました。  
あるいはアメリカに比べてどうかという議論  
が出ておりました。アメリカやヨーロッパが持つ

ている研究開発のための産業基盤施設にはどんなものがあるのでしょうか。また、そうした施設を我が国はこれまでどんな形で使ってきたのでしょうか。

○山本(貞一)政府委員 研究基盤施設にはいろいろなものがあると存じますが、私どもが来年度整備を考へておきます同種のものについて、御質問にお答えを申し上げます。

第一は、無重力環境実験センターでございますが、これはアメリカの航空宇宙局、NASAが百メートルあるいは百四十五メートルのものを幾つか持っております。ただ、これはNASAと共同研究を行う場合にのみ一般の人が活用できるという制約がございます。ヨーロッパについては見ますと、西ドイツで今建設中でございますが、百五十八メートルの高さの落下塔を計画中でございます。一九八九年に運用開始予定というふう聞いております。

第二に、イオン工学センターでございますが、これはアメリカのカリフォルニア州等で企業がごく一部分のイオンビーム装置を持って有料で貸しているという例はあるようにございますが、私どもの考へておきますようないろいろないオンビーム装置を総合的に整備する、あるいは持っている、そういう機関はございません。それからヨーロッパでは、西ドイツに重イオン研究所という公的研究施設がございますけれども、これも共同研究の場合にのみ一般の人が使えるという状況でございます。

第三に、鉱工業海洋生物利用技術研究センターに類似したものでございますが、水産関係の研究所は欧米にももちろんございますが、私どもが今考へておきますような総合的な機関の例は、私どもの知る限りないという状況でございます。

以上申し上げましたが、やはり一般の企業あるいは一般の研究機関がそれを使うという例は欧米ではまだ非常に少ない、かつ、日本の企業が借りに行こうとしたとしても、共同研究等といったような非常に狭いというか、厳しい制約がある状況でございます。

況でございます。

○青山委員 先ほども日本の投資額が相当なもので、だといふ話が出ておりましたが、私が聞くところによれば、アメリカの七分の一程度しか投資額がないといふことも言われておりました。それから、先ほどのアメリカでも西ドイツでも百五十メートルぐらいということになりますと、今度日本の砂川は八百メートル以上ですから相当大規模なもので、あるいは世界の国から利用させてほしいという意向が出てくるのではないかと私は思っております。

さてそこで、今後なお整備していく施設、どんなところを考へていこうと思っておられるか、また、立地地点についても検討しておられれば聞かしていただきたい。

それから、頭脳立地法を今検討しておりますが、今回の事業とこの頭脳立地法との関係をどうなふうに考へておられますか。この施設を頭脳立地法の施設として考へておられるかどうか、全く別個に考へておられるかどうか、そのあたりはいかがでしょうか。

○山本(貞一)政府委員 まず第一点の御質問でございますが、先ほども申し上げました三施設、六十三年度に着工したいと思っておるわけですが、その後につきましては私どもまだ明確な予定はございません。ただ、研究基盤施設の必要性、あるいは地元熱意、あるいはニューザーの想定、あるいは民間企業の意欲の高まり、関係者の意欲の高まりというような条件を整えれば、私どもとしては将来の問題として検討したいと思っております。具体的なものが新たな研究基盤施設として整備するの適当かという点については、残念ながら申し上げることはできませんので御了承いただきたいと思っております。

第二点の頭脳立地法との関係でございますが、頭脳立地法は、御承知かと存じますがやはり地域開発、頭脳分散を主目的とした地域立法というふうな私どもも理解しております、一方私ども

の今度の研究基盤施設は、大規模な研究基盤施設を高度な研究なり開発のために使つていただく、あるいは内外の研究者に使つていただく、そういう意味で先端的な大規模な施設をいわばナショナルベースで整備するものと考へております。そういうわかりやすい言葉で申し上げますと、ローカルとナショナルな違いがあるかと存じます。

それから、頭脳立地法では、私どもも何っている限りでは、研究施設とか研究所という単体のものであるというより、研修施設を備えたりあるいは集会所を備えた複合的な頭脳基地のようなものを考へておられるというふうな理解しております。そういう意味で、私どもの研究基盤施設が頭脳立地法の対象と同じようなものというふうには考へておりませんし、運用上も別のものであるというふうな理解しております。

○青山委員 通産大臣に一つお尋ねしておきたいと思つております。

通産大臣も三日間だけヨーロッパへ行つてこられて、それで時差が少しおさまるかと思つたら、むしろ向こうになれたころ日本にまた戻つてこられて、大変厳しい思いをしておられるのでしょうけれども、一つだけ私通産大臣に姿勢といひますか考へ方をお尋ねしておきたいと思つております。国際共同研究開発の業務というものは大変意義深いものでありますし、世界の一体化を担う我が国としては、やはりそれなりの役割を担うべきかと思われるべきではないかと、こうした意義深い共同研究開発のような分野にこそ日本はもっと思い切つて取り組んでいかなければいけないのではないかと、またそういう点で貢献をすることができると私には思つております。その点では、私はひとつぜひ今後もっと大胆に予算をふやして取り組んでいただくというお気持ちを持っていただきたい。その意味で、大臣の決意を一言お尋ねしておきたいと思つております。

○田村國務大臣 国際共同研究推進事業は、我が国産業技術研究開発の国際化を一層促進するものでありますし、基礎的、先導的分野での我が国の

国際貢献の拡大を目指すものとしてございませう。この制度の重要性にかんがみまして、この制度の円滑な運用に努めなければならぬことは当然でございますが、それにも増して、所要の予算の確保には、私も懸命の努力を払つてこれを確保していきたいと思つております。

○青山委員 今回のこの国際共同研究になりますと、参加をされる外国人研究者の人たちにとつて、恐らく外国に比べて日本は提出書類であるとかいろいろの意味でなかなか煩雑で、いやもうこんな国なら余り一緒に研究をやりたいくないというふうな思いをさせてはならないと思つております。そういう意味で、できるだけ提出書類等も少なくして簡素にしていくというふうな取り組みが必要ではないかと私は思つておりますが、その辺はいかがでしょうか。

また、国際共同研究という場合に、日本人の研究者がいなければこれは補助の対象にならないのかどうか、このあたりはいかがでしょうか。

○山本(貞一)政府委員 国際共同研究への補助は、私どもが六十三年度に考へておりますが仕掛けでは、日本の研究者と外国の研究者と双方含まれている場合をとりあえず想定しております。実際にはいろいろ書類等につきましても、日本の研究者に依存することが多いというふうな今考へております。ただ、国際共同研究の場合、そういう資料については従来の例から見ましてもなかなか大変だと思つております。先生の御指摘のとおりだと思つております。

〔尾身委員長代理退席、委員長着席〕

したが、いまして、この趣旨を生かすために、あるいは国際的な研究者の意欲をなくさないように、関係官庁とも御相談いたしまして、できるだけ責任を担うにNEEDOをお願いしたいと思つておるわけでございます。

第二の御質問の、日本人研究者がいる必要があるのかという点につきましては、最初にちよつと申し上げましたが、六十三年度は初の制度の発足でございますが、日本人研究者も中に入つていた



だいたいの私どもとしてはとりあえず考えてお  
ります。

○青山委員 当初はそういう形で進んでいくので  
しょう。しかし、できるだけ弾力的な考え方で国  
際社会に貢献するというスタンスで物を考えてい  
っていただきたいと思ひます。

それから国際共同研究開発、こうした事業で開  
発された成果というものは、ひとつぜひ広く諸外  
国にも活用していただく。日本がお金を出したの  
だ、だから日本がくちばしを入れるのだよとい  
うような姿勢は、これからはできるだけ慎んでい  
くのが日本の立場ではないかと私は思ひます。そ  
ういう点では、こうした研究開発の事業は人類全  
体の研究の成果だといふような考え方で取り組ん  
でいただきたいと思ひます。御見解はいかがでし  
うか。

○山本(員一)政府委員 お答えいたします。

私どもが今考えておるのは、いわば国際的な補  
助金というふうに考えておりますので、その成果  
につきましても、国籍のいかんを問わず研究実  
施者に成果がいくようにしていきたいと思つてお  
ります。それから、内外無差別に活用されるとい  
うような配慮も十分してまいりたいと思ひます。

○青山委員 私は通産省、大蔵省からその考え  
方を示していただきたいと思ひますが、国の委託に  
よるところの研究開発の成果は委託を受けた受託  
企業に譲渡していく、しかもそれは無償もしくは  
廉価で譲渡していくのだ、こういうような姿勢が  
必要ではないかと思ひます。そのことが、受託企  
業にとつても意欲が出てくる、研究者にとつても  
意欲が出てくる、そういう意欲の中から結果とし  
て研究の成果がよい形で出てくるのではないか。  
むしろねらったものよりも、よりすぐれた成果と  
して出てくるのではないかと考えているのです。  
そういう意味では、国から委託をされた研究開発  
の成果というものを、ぜひ委託を受けた受託企業  
に譲渡していくべきではないかと考えておりま  
す。そのあたりは、通産省、大蔵省はいつごろか  
らそんな方向で取り組むのだという考えをお持ち

かどうか、いかがでしょうか。

○山本(員一)政府委員 先生御指摘のとおり、現  
在、国が直接委託するものにつきましては研究成  
果は国に帰属する、それからNEDOが行う場合  
もNEDOというものが現在の制度でございます。  
これを譲渡する場合には、適正な対価が必要であ  
るということになっております。もちろん、その  
研究実施者に優先的に使用権を与えるというよう  
な制度はできておりますが、開発成果の一時的な  
権利の所属は国あるいは機構ということになりま  
す。

ただ、国の場合と機構の場合ではおのずから制  
度上違いがございます。国の場合は財政法ある  
いは予決令の制約がございます。国に帰属する  
ことは法律上明確にされておるわけですが、特殊  
法人の場合につきましては、おおむね国と同じ運  
用を現在しておりますが、今後私どもとしては、  
アメリカの例等も参考にしながら、研究実施者へ  
のインセンティブの付与、あるいは研究実施者の  
提供したノウハウなり頭脳なり設備なりを適正に  
評価して、その成果を配分するといふような仕掛  
けなり検討が何かできないものかといふことを今  
勉強中でございます。関係方面に御相談を申し  
上げておるところでございます。

○永田説明員 お答え申し上げます。

先生御指摘の国が直接委託をした場合の譲渡、  
無償もしくは廉価で行うべきではないかという点  
に關しましては、ただいま工技院の方から御説明  
したとおりでございます。私どもも同様に考え  
ております。すなわち、研究開発の成果として国  
に帰属した特許権等につきましては、国有財産と  
して、いわば国民共有の財産となるものでござい  
まして、これを特定の者に対して、または適正な対  
価なくして譲渡することは、原則として許されな  
いのではないかと考へております。  
ただ、今御説明がありましたように、NEDO  
については今後どうするかという問題につきま  
しては、また御検討の結果も踏まえて、私ども御相談  
に乗ってまいりたいと思つております。

○青山委員 ありがとうございます。せっかく国  
際社会に貢献したいという、こういう姿勢をと  
っていくことが大変意義深いことだと、私も率直に  
評価しております。

しかし、この研究開発の成果が上がるために  
も、なおその成果をどうのよう形で譲渡して活用  
してもらふのかということがより重要であるよう  
に私は思ひます。そういう研究開発の一つの成果  
を、当事者として研究開発に努力したから我々の  
企業が有効に、あるいは研究者にとつて有効に活  
用することができるといふ仕組みであるから  
こそ、なお全体の研究開発がうまくいくのだ、こ  
ういふようなこともぜひ考へていただいで、今後  
そうした方向で取り組んでいただきたいと要望さ  
せていただきます。

質問を終わります。

○渡辺委員長 続いて、工藤委員。

○工藤(員)委員 本法案の提案理由によりますと  
「国際的批判にたえる」ためといふこととす  
る、どの国のどういふ批判にたえようとし  
ているのでありましょか。

それから、現在、日米科学技術協定の改定交渉  
が行われている。その改定交渉の中で、アメリカ  
側から大プロ、次世代などの研究開発の国際的開  
放を要求してきたと伝えられておりますが、事実  
でしょうか。

そしてまた、本法案が実施されるときに、例  
えばアメリカが要求している超電導研究開発など  
にアメリカが参加するようになるのかどうか、あ  
るいはまた五世代コンピュータそのほか、次世  
代基盤技術研究開発等々のプロジェクトにアメリ  
カの企業が参加できるようになるのかどうか、具  
体的に答弁してください。

○山本(員一)政府委員 お答えいたします。

第一点の、いかなる国際批判にたえようとい  
ふものかという点でございますが、先ほどからも  
ございましたが、日本の基礎研究の比率が非常に  
低い、日本は欧米に基礎研究を依存して、応用研

究、開発研究に力を入れていく製品を輸出してい  
る、そういう批判が一つございます。それから第  
二には、日本により多くの研究者を受け入れるべ  
きである、あるいはプロジェクトを開放すべきで  
あるという批判がございます。そのような批判に  
対して私どもとしては、今後日本は、日本のため  
にも研究立国のために必要でございますが、国際  
的なそういう批判にたえる、あるいは国際的な  
貢献を行っていくために、私どもは提案申し上げ  
ておりますような法律をお願いしておるわけで  
ございます。

それから、日米科学技術協定の改定交渉の  
中で大型プロジェクト等の開放を要求しておるの  
かという点につきましても、今、日米両政府の間  
で鋭意非常に精力的に交渉中でございます。ア  
メリカからはいろいろの要請が出されておしま  
す。ただ、具体的な内容につきましては、交渉中  
のことでありまして、アメリカは具体的にどう  
いふ要請をしているかといふことについては差し控  
えさせていただきますと思ひます。

ただ、アメリカがその交渉の過程でだけじゃな  
くて、一般的に私ども通産省の大型プロジェクト  
あるいは次世代の委託費の制度に参加をしたい、  
あるいは研究者を送り込みたいといふ話は、一部  
ではございますが、そういう要請がございまして、要  
請がございまして、私どもとしてはそういう海外  
からの要請につきましても、従来からも受け入れ  
る姿勢でございますが、今後ともできるだけ国際  
協力という点から研究の開放を進めてまいりたい  
と思つておる次第でございます。

それから、超電導等に具体的に参加すること  
になるのかという御質問につきましては、現時点で  
私どもは海外の企業にも共同研究といふようなも  
のを申し入れている案件がございまして、まだ具  
体的にはアメリカ等からそういう参加要請とい  
うものはございません。

以上でございます。

○工藤(員)委員 日米科学技術協力の改定交  
渉とある連動があるといふことがうかがえたわけ

であります。最後の超電導も、昨年七月、レーガン大統領が発表したところのアメリカの超電導開発加速構想、この中ではっきりと「改定交渉進行中の日米科学技術協定の改定、日本政府が進める超電導研究開発に米国が参加できるという内容を盛り込む」という正式の文書、私は本文も持つておりますが、そういうことでありますから、そこまで具体的に進行しているということについてははつきりした方がいんじゃないか、こういうふうな思っています。しかし、私も余り時間がありませんので、ポイントを絞ってこの法案について申し上げたいのです。

この法案そのものかなり不透明な部分が多い。というのは、今進行中でさっぱり内容が知らされてない日米科学技術協定の改定が一体どうなるのかということが、この法案と連動しているにもかかわらず、余りとかほとんど明らかになされていない。実は私も、部屋に外務省とかあるいは関係者を呼びましたけれども、この問題についてはさっぱりお答えにならない。新聞でも広く報道されている問題点についても、報道事項についても何ら答えようとしないうことであるから、きょう本委員会においても外務省も呼ぼうと思ったのですが、呼んだら時間つぶしになると呼んだので呼んでない。しかし、これは連動していることは明らかでありますから、そこで私は、幾つかの意見も述べながら質問を続けざるを得ないわけがあります。

それは、この法案と同時に、今言ったような日米科学技術協定の改定交渉があつて、そこで安保条項が入るのではなからうかということが焦点として伝えられている。そのほか、いわゆる防衛目的特許権協定、その中の第三条がいきなり最近よみがえつてきて実施することになるといふこと、これはまたSDI研究参加協定とも連動している、こういう状況もあります。それから、昨年ここで審議しましたように、外為法の中に安保条項というのが入ってきた。そういうことで、私もかつて自然科学の中で仕事をしてきた者の一人と

してつくづく考えるのですが、日本の戦後の科学技術の研究開発のあり方、平和だとか自主、公開、民主、これが非常に大きく揺るがされている、そういうさなかにこの法案が出されているということをお考えないわけにはいかない。

そういうことで、これは大臣にもちょっと聞いていただきたいのですが、アメリカの最近の科学技術の情勢といえますか、その政策の方向性といえますか、一体どうなっているのかというので、これは「国際問題」という、外務省そのものが出している雑誌ではありませんが、外務省と非常に近いところで出している雑誌のことしの一月号の中に「アメリカの科学技術戦略」というのがありますが、この中で次のような指摘がやられております。一九八〇年代に入ってから、技術移転規制政策の新しい特徴が出てきたということなんです。その特徴は何かという、規制の対象と範囲の拡大である。それで、実はこの規制という問題になりますと、それこそ武器技術とかあるいは防衛関連技術だとか、やれSDI研究開発に参加したときの技術とか、こういうのはかなり限定された範囲で生まれるような問題だと考えられるわけでありまして、実は問題なのは、ここで今問題とされている基礎的な研究の分野でこの規制が非常に厳しくなつてきているという、そのアメリカの科学技術政策がいろいろの影響を与えていることを私は危惧しているわけなんです。

例えばどういふことかといえますと、従来基礎研究といわれたものが、その中が分けられてきた。従来のベシックリサーチと一括されてきたものが、その中から特にファンダメンタルリサーチという分野を引き出しまして、そのファンダメンタルリサーチというのはいわゆる汎用技術と言われるようなものにもなるわけなんです。これは技術化までの距離が近いもの、あるいは重要技術の基礎をなすもの、その成果の扱いを規制しなければならぬということが、特に国家安全保障にかかわる情報の扱い、これは大統領行政命令通告以来、一九八二年ですが、ずっと出さ

れてきて、このファンダメンタルリサーチという定義まで出されるようになってきている、こういうことがあります。

それからまた、従来よくクラスファイド、アンクラスファイドといつて、いわゆる機密と非機密というふうに分けてきたのですが、最近の状況としては、非機密であってもさらに取り扱いは厳重にするものというのが出されてきた。これも実は国防総省の一九八四年の指令として、そういうものが出されてきている。従来、非機密として扱われてきたものももちろん公開が自由な原則でありますけれども、この公開が自由でなくされるようになってきたというところから、現実はどういうところがアメリカで起きてきたか、驚くべきことがこの「国際問題」の中にいろいろ書かれてあります。

例えば学会への参加者をどういふ範囲にすべきであるか、学会での発表する内容について事前に検閲をする。例えばとして一つの例が挙げられておりますが、八二年八月、米国写真・光学技術者協会、SPIE総会へ国防総省が介入をした。発表予定の六百二十六の論文のうち百五十以上が発表の差し止めを食らったということが、ここで伝えられているわけでありまして、またそのほか、契約行為としては、日本の企業がアメリカの企業を買収しようとして国防総省が入つてとめられた例は、京セラ、新日鉄、ミネベア、富士通、いろいろあつたから、これはもう言うまでもなく皆さん御存じのことだと思つて、こういうことからアメリカで基礎研究の分野まで、そしてまた一番基礎的な汎用的な技術の分野まで、その発表とかあるいは移転とか国際交流を厳しく国防総省までが乗り出してきて規制するといふ、こういう動きがある。

こういう事実について、これは工業技術院もアメリカの研究情勢について調査されておりますが、知っているでしょうか。知っているかどうか、そのことだけ答えてください。

経緯は存じております。また、学会における論文発表の一部規制が行われていることも存じております。

○工藤(見)委員 調査したからその点はよく御存じだと思つておりますが、しかし問題は、これからこういう新しい機構をつくつたり、いろいろの制度をつくつて共同研究をしようといふときに、かなり基礎的な分野の研究であっても、そういうアメリカ側の制度とかそれから政策が日本に影響を及ぼしてくるのではないかと、これは、既に述べたところのSDIの研究とかいろいろあります。力が協定で行うであろうところの共同研究というのは、科学者の方から見ても相当基礎的な分野が多く含まれている。そこで安保条項などが入り出したら一体どうなるのか、これは非常に心配されるわけなんです。

それで、昨日大臣は赤旗は読んでいないよといふ答弁だったので、毎日とか朝日ならばその論議に気がつかれたと思つて、例えば日米科学技術協定の改定の問題で、さつきも安保条項、安保条項と言いましたが、例えば毎日「日本側として受け入れられない点をきちんと言ふことだ。具体的には、国家安全保障に関する情報保護の問題である。今日の基礎技術は応用範囲が広く民生品にも軍事利用にもつながるものが多い。」「したがって、軍事技術であるとの認定によつて公表を禁じられるなら、非常に広範な研究が秘密のベールに包まれることになる。これは科学技術の健全な発展の妨げになるし、本来、研究の自由、発表の自由は確保されるべきものだ。」「これは毎日のことしの二月一日の社説であります。朝日も同様の主張がありますが、これは読み上げると時間がかかるので、もう省きますけれども、実はこういう日米科学技術協定の改定のいかんによつては、この法案が予定しているいろいろな国際的な研究が日本に非常に大きなマイナスをもたらす可能性を私は危惧しておりますが、さつき言

つたような新聞社の主張に対しても、大臣としてはそういうことは今後絶対に起こり得ない、起こしてはならない、そういうことが答弁できるでしょうか、お答え願いたいと思います。

○田村国務大臣 失礼しました。お話の発音のつぼがちよつとわからぬところが一カ所あったものですから、失礼しました。

新聞は読んでおられるわけですが、私はもとらと勉強すればいいのですけれども、政党が出しておる新聞というのはほとんど読んだことがありませんので、と言いますと、自分の党の新聞も読んでいないのかということになるわけですが、まあ余り読まない方もありません。

この日米科学技術協力協定につきましては、現在在外交渉の最中でございますから、これは私から具体的なことを申し上げることもどうか。これはやはりばばからなきやなりませんが、外務省が苦勞して交渉しておられるわけでございますから、ただ一般論として申し上げるならば、科学技術の研究成果につきましても、大げさな話になりませんが、成果も、人類の福祉とか生活の向上のために積極的にその活用が図られるように公開される、これが原則であります。私はやはり原則公開ということは大切にしなきゃいかぬと思います。この公開に対して過度の規制を行うということは誠に慎まなきゃならない、私はこのように考えております。

○工藤見形委員 この改定交渉の内容そのものについては、きょうこれ以上触れるつもりもありませんし、また無理だと思えますけれども、私の言った危惧しているところは、ぜひ大臣としても考えていただきたいと思うわけですが、それで、もう少し具体的な問題について伺っていきたいわけですが、対米武器技術供与について交換公文が出てからこれまで何件あったのか。この前三件という答えでしたが、これ以上ふえたのかどうか、これが一点ですね。

それからもう一つ、対米武器技術供与の交換公文の中にこういうくだりがあります。「日本国政府は、武器技術以外の防衛分野における技術の日

本国からアメリカ合衆国に対する供与が、従来から、また、現在においても、原則として制限を課されていらないことを確認し、関係当事者の発意に基づきかつ相互間の同意により実施される防衛分野における技術のアメリカ合衆国に対する供与を歓迎いたします。そのような供与は促進されることになりましょう。」つまり、さっき言った既に述べた三件とは別枠の、防衛分野で民間が実質的にやっている、それで政府が歓迎しているという技術の供与というのは、具体的にどういう形でのくらくらいやられてきたのか、これが二点目の質問です。

三点目の質問がマッカラム報告、後で触れますけれども、この中にこういうくだりがあります。米国防府の軍事利用技術研究開発の国際協力政策目標のために、一九八〇年に国防総省と防衛庁との間でジョイント・システムズ・アンド・テクノロジ・フォーラム、S&T Fと言っております。

日米装備・技術定期協議とこの設けられたというけれども、一九八〇年に武器技術の研究開発の交流としてこういものが設けられて具体的にどう機能してきたのか、どうい結果を生んだのか。

以上三点について、きょうは防衛庁来ていただいておられますから、お答え願いたいと思っております。○島山政府委員 まず第一点目と二点目でございます。まず第一点目、対米武器技術供与で何件供与されたかというの、御質問の中にもありました。依然として三件でございます。

それから第二点目の、対米武器技術供与に簡所に基づきます武器技術以外の、私ども汎用技術と言っておりますが、それがどうい形でどれぐらい出たのかということでございますが、それは先ほどお読み上げいただきましたところにもございいますように自由ということになっております。どうい形で出たかということについては特にフォーローをいたしておりません。

○別府説明員 お答え申し上げます。三つ目はS&T F、日米装備・技術定期協議についての御質問かと思っております。先生も触れられました。第一回目が一五年の九月にワシントンで開かれまして以来、第十回目といたしまして六十二年の十一月二十三日、二十四日、ワシントンにおいて開かれております。

この日米装備・技術定期協議と申しますのは、日米防衛当局間におきます装備・技術面における協力の一つといたしまして設けられたものでございまして、基本的に毎回、私どもがFMSあるいはライセンズによって装備品を調達しております。その関係、あるいは資料交換に関する取り決めに基づきます資料交換の状況に関する意見交換、あるいは装備・技術分野におきます当面の懸案事項、今後の装備・技術協力のあり方といったようなことに関しまして、日米の防衛当局間で協力関係の一層の緊密化を図ることを目的として開かれております。

○工藤見形委員 それ技術の交流にどうい役割を果たしたかということ、答弁を避けられたと思っております。それから先ほどの答弁の中で、防衛関連技術を私どもは汎用技術と呼んでいいと言いましたが、これは正確ではないので、前に私、商工委員会で質問したときはもっと正確な答弁をいただきました。武器技術と、もう一つは武器技術ではないけれども防衛分野技術という範疇があるのです。ディフェンス・リレーテッド・テクノロジという範疇。それからもう一つ外にあるのがデュアルユースで汎用になるわけで、この三つが使い分けられているのが今の状況ですから、単純に何で汎用と言ったら正しくない。これだけ訂正を求めておきます。

そこで具体的に、武器技術供与の取り決めか、あるいはさっき言った日米の装備・技術定期協議の一つの結果としてか、マッカラム調査団というのが三回にわたって日本にやってきておりまして、特にそこでは十一企業あるいは防衛庁の技術研究本部を訪れて、アメリカの国防総省やアメリカ

カの軍需産業から見て、この場合は特に電子光学とミリ波に絞ってどうい技術が進んでいるのか調査を行ったわけでありまして、その結果として非常にはっきりしてきたのは、例えばマイクロ波・ミリ波技術、ガリウム砒素の機器、衛星放送受信装置、それから電子光学では半導体レーザー、可視光画像素子、赤外線画像素子、光ファイバーではその通信機器、ディスプレイでは高解像度のCRT、液晶プラズマ、マイクロエレクトロニクスではガリウム砒素のデジタルIC、これらを含めて非常に注目されるということが出てきているわけですが。

特にこの中で問題になるのは、この報告の一つの結論としてそこ何と言っているかという、日本の政府当局者は米国の関心を十分に理解し、電子光学、ミリ波技術の交換協力体制樹立において積極的に協力する姿勢を見せているということでありまして、このように、電子光学とミリ波技術という分野での日米の技術交換協力体制に積極的な姿勢を見せたということですが、これは具体的に防衛庁なにか通産省なのか、そしてその後どうい協力が行われているのか、具体的に答弁願いたいと思っております。

○児玉(幸)政府委員 防衛庁関係でもし何かありましたら後で答弁を申し上げますが、まず私の方の関係で御返事を申し上げますと、マッカラムさんを団長とする調査団は日本に三回参っております。五十九年七月、六十年四月、それから六十二年八月でございます。六十二年の五月には最終報告を出しておりますので、今、工藤先生お読みになりましたのはその最終報告の一部であるうかと思っております。この調査団は、御指摘のように日本の電子光学、オプトエレクトロニクス、それからミリ波技術等の状況がどうであるかということ調査することを目的として参ったものでございます。

防衛分野の技術の対米供与につきましては、先ほど先生もお読み上げになりましたような態度が日本の基本的なものです。つまり、関係当事者の

発意及び相互間の同意による供与を歓迎するとい  
うのが基本的な姿勢になっておりますので、私  
もいたしましては調査団がやっておりますので、私  
も調査することについては協力をするということに  
いたしました。実際に私どものところにこの調  
査団が参りましたのは、一般的な表敬訪問とい  
うことでございます。また、輸出関連の法制につ  
いての説明を聞く、こういったようなものでござ  
いまして、具体的な協力関係について協議したこ  
とは一切ございません。

○別府説明員 お答え申し上げます。

マッカラム報告につきましては、先生先ほどそ  
の報告について述べられたとおりで、今通産省の  
方から基本にお答えありましたのと私どもとし  
ては同じスタンスでございまして、ただ私どもと  
いたしましては、この調査結果を踏まえまして調  
査報告書というのには既に公表されたことはもち  
ろん今御指摘のとおり承知しておりますけれども、  
本調査報告はあくまでも米国防省の資料でござ  
いまして、その内容そのものについて防衛庁がコ  
メントする立場にはございませんが、先ほど日米装  
備・技術定期協議との関連で御質問かと思いま  
したけれども、先生も先ほど日米装備・技術定期協  
議というのとは日米間の技術の相互交流の促進の一  
環としてあるんだとおっしゃいましたとおりで  
ございまして、そのような観点からこの装備・技  
術定期協議の中におきましても適宜意見交換等は  
やっておりますけれども、この調査報告そのもの  
のとかかわりについては先ほど述べたとおりで  
ございます。

○工藤(見)委員 これは八五年二月二十二日、私  
が商工委員会で同じ趣旨の質問をしたことがある  
のですが、実はさっきマッカラム調査団が挙げ  
た、日本が非常に進んでいてぜひ国防総省として  
取り入れたいという技術の具体的な、もう繰り返  
しません、ガリウム砒素素子であるとかいろいろ  
ありますけれども、そういうものというのには、こ  
れは工業技術院に伺いますけれども、これまで通  
産省あるいは工業技術院として非常に力を入れて

開発を尽くしてきた分野ではないだろうか。  
そしてまた、問題とされている十一の企業とい  
うのは、その中の日本航空電子工業を除いてあと  
の十社というのは、例えば応用計測制御システム  
が開発とか新機能素子開発であるとか、あるいは  
光反応材料研究開発であるとか科学技術用高速計  
算システムであるとか、そのほか第五世代コンピ  
ューター開発プロジェクト、こういった大プロとか  
次世代に必ず顔を出すようなメンバーであるとい  
うことは事実なのではないでしょうか。その点に  
限って答弁をいただきたいと思っております。

○飯塚政府委員 御指摘のいわゆるオプトエレク  
トロニクス技術あるいはミリ波、マイクロ波等の  
技術、これにかかわる技術開発、確かに私どもの  
大型プロジェクトの幾つかのテーマでそれらの一  
部を対象としたものがございまして。

○工藤(見)委員 さっき挙げた十一の会社という  
のは、名前わからないですか。かかわってきたと  
いうことわかる人、答弁してください。

○飯塚政府委員 ちょっと手元にはございません。  
それは富士通、日電、日立、東芝、三菱電機、  
沖、松下、シャープ、ソニー、住友電工というこ  
とでありますから、それはそれぞれのプロジェクト  
の参加企業の名前を見ればそのまま合いますか  
ら、これ以上繰り返す必要はないと思っております。  
こういうことで、先ほど来出した一つの問題と  
いうのは、実はこの法案そのものに非常に不透明  
な部分がある。それは、日米科学技術協力協定の  
交渉の方向がどうなるかによって非常に大きな問  
題がある。それでもう一方では、このような武器  
技術の交流ということで汎用的な技術は自由に移  
せるんだという、防衛目的、軍事目的に使うと  
いうことがわかっていながら取り返もうとする、  
そういう状況が具体的に起こっている。そして、  
そもそもその日本の持っている技術は何かという  
と、通産省が一番力を入れて開発し、日本が世界  
的に進んでいるという分野の技術である。そう  
いうことになる、これからの新しい機構や制度

○工藤(見)委員 引き続き、法案の内容に即して  
伺います。

研究基盤整備事業について伺いますが、これは  
全部開いても大変ですから釜石、清水の海洋バイ  
オの研究センターについて聞くわけですが、もう  
基金とか出資とか融資とかそういう関係はいわ  
けですが、第三セクターになると考えられます  
が、その管理者の構成というのはい体どうなるの

○山本(真一)政府委員 御質問の点でございま  
す。その三つの委託制度、それを支援するための  
研究を私どもの国立研究所でもやっております。  
その分は従来どおり国立研究所で続けることにな  
ります。

私どもが現在民間に委託しております大プロ  
制度、次世代制度、医療福祉機器制度、この三つ  
については、私どもとしては原則すべてNEDO  
に移しかえたいと思っております。ただ、六十  
三年度におきましては、そのうち一部、過渡期で  
ございまして下期から考えておりますので、全  
部ということにはならないかと思っておりますが、六  
十四年度においてさらにその措置を進めて、制度と  
しては私どものこの三つの仕掛け、三つの制度を  
NEDOにお願いをしたいと思っております。

○山本(真一)政府委員 第三セクターの資本金を  
まず申し上げます。資本金につきましては、出資  
のうちの三分の二を限度といたしましてNEDO  
が出資いたしました。残り三分の一を地方自治体  
と民間企業が出資するというふうに考えておりま  
す。

御指摘の管理者がどういう構成で、どこが主  
導するかという点につきましては、まだ具体的なイ  
メージができておりませんが、今の出資の構成と  
いうのが一つの参考になるかと思っております。

○工藤(見)委員 長期的にペイをするというよう  
な話なんです、その長期がまた大変問題で、当  
面からしてそれは問題になると思うわけですが、  
具体的に海洋バイオセンターというものが東燃の  
清水と新日鉄のある釜石と、最初から企業の名  
前まで出てこの法案と非常に結びついていてい  
うことに、いろいろ先ほど来の質疑の中でも同じ  
ような指摘があったように思いますけれども、実  
際言うところの報道を見ますと、東燃も新  
日鉄も海洋バイオ研究会なんかつくって、そうし  
て自分たちがやろう。それでしかも、ちょうど新  
日鉄は今計画として釜石の高炉をとめようなどと  
いう考え方ですから、ひとつ工場の空き地を提供  
すれば、もちろんこれは有償で会社にとっても大  
変結構な話である。東燃も恐らくそういうことな  
ので、かなりこういう企業側の先行していたブラ

が進めるであらう、さらに日本の技術の前進とか  
国際協力の前進というのはい体どうい内容にな  
っていくであろうかということ、私は一連の批  
判、問題点の指摘を行ってきたわけでありませ  
ん。それで、余り時間がありませんから、法案に基  
いてもう一、二点聞いていきたいと思っております。  
先ほど来の質問でもありましたけれども、もう  
一度念を押しておきたいのは、新機構の行う研究  
開発について、いわゆる大プロとか次世代とか医  
療福祉機器の三つの研究分野で、その委託研究部  
分だけが移るのかあるいはその三つのものが全部  
新機構に移るのか、そのほかのものは将来また移  
ることはないのか、その点について先ほど来の答  
弁でまだはつきりしませんので答えていただきた  
いと思っております。

○山本(真一)政府委員 御質問の点でございま  
す。その三つの委託制度、それを支援するための  
研究を私どもの国立研究所でもやっております。  
その分は従来どおり国立研究所で続けることにな  
ります。

私どもが現在民間に委託しております大プロ  
制度、次世代制度、医療福祉機器制度、この三つ  
については、私どもとしては原則すべてNEDO  
に移しかえたいと思っております。ただ、六十  
三年度におきましては、そのうち一部、過渡期で  
ございまして下期から考えておりますので、全  
部ということにはならないかと思っておりますが、六  
十四年度においてさらにその措置を進めて、制度と  
しては私どものこの三つの仕掛け、三つの制度を  
NEDOにお願いをしたいと思っております。

○山本(真一)政府委員 第三セクターの資本金を  
まず申し上げます。資本金につきましては、出資  
のうちの三分の二を限度といたしましてNEDO  
が出資いたしました。残り三分の一を地方自治体  
と民間企業が出資するというふうに考えておりま  
す。

御指摘の管理者がどういう構成で、どこが主  
導するかという点につきましては、まだ具体的なイ  
メージができておりませんが、今の出資の構成と  
いうのが一つの参考になるかと思っております。

○工藤(見)委員 長期的にペイをするというよう  
な話なんです、その長期がまた大変問題で、当  
面からしてそれは問題になると思うわけですが、  
具体的に海洋バイオセンターというものが東燃の  
清水と新日鉄のある釜石と、最初から企業の名  
前まで出てこの法案と非常に結びついていてい  
うことに、いろいろ先ほど来の質疑の中でも同じ  
ような指摘があったように思いますけれども、実  
際言うところの報道を見ますと、東燃も新  
日鉄も海洋バイオ研究会なんかつくって、そうし  
て自分たちがやろう。それでしかも、ちょうど新  
日鉄は今計画として釜石の高炉をとめようなどと  
いう考え方ですから、ひとつ工場の空き地を提供  
すれば、もちろんこれは有償で会社にとっても大  
変結構な話である。東燃も恐らくそういうことな  
ので、かなりこういう企業側の先行していたブラ

が進めるであらう、さらに日本の技術の前進とか  
国際協力の前進というのはい体どうい内容にな  
っていくであろうかということ、私は一連の批  
判、問題点の指摘を行ってきたわけでありませ  
ん。それで、余り時間がありませんから、法案に基  
いてもう一、二点聞いていきたいと思っております。  
先ほど来の質問でもありましたけれども、もう  
一度念を押しておきたいのは、新機構の行う研究  
開発について、いわゆる大プロとか次世代とか医  
療福祉機器の三つの研究分野で、その委託研究部  
分だけが移るのかあるいはその三つのものが全部  
新機構に移るのか、そのほかのものは将来また移  
ることはないのか、その点について先ほど来の答  
弁でまだはつきりしませんので答えていただきた  
いと思っております。

○山本(真一)政府委員 御質問の点でございま  
す。その三つの委託制度、それを支援するための  
研究を私どもの国立研究所でもやっております。  
その分は従来どおり国立研究所で続けることにな  
ります。

私どもが現在民間に委託しております大プロ  
制度、次世代制度、医療福祉機器制度、この三つ  
については、私どもとしては原則すべてNEDO  
に移しかえたいと思っております。ただ、六十  
三年度におきましては、そのうち一部、過渡期で  
ございまして下期から考えておりますので、全  
部ということにはならないかと思っておりますが、六  
十四年度においてさらにその措置を進めて、制度と  
しては私どものこの三つの仕掛け、三つの制度を  
NEDOにお願いをしたいと思っております。

○山本(真一)政府委員 第三セクターの資本金を  
まず申し上げます。資本金につきましては、出資  
のうちの三分の二を限度といたしましてNEDO  
が出資いたしました。残り三分の一を地方自治体  
と民間企業が出資するというふうに考えておりま  
す。

御指摘の管理者がどういう構成で、どこが主  
導するかという点につきましては、まだ具体的なイ  
メージができておりませんが、今の出資の構成と  
いうのが一つの参考になるかと思っております。

○工藤(見)委員 長期的にペイをするというよう  
な話なんです、その長期がまた大変問題で、当  
面からしてそれは問題になると思うわけですが、  
具体的に海洋バイオセンターというものが東燃の  
清水と新日鉄のある釜石と、最初から企業の名  
前まで出てこの法案と非常に結びついていてい  
うことに、いろいろ先ほど来の質疑の中でも同じ  
ような指摘があったように思いますけれども、実  
際言うところの報道を見ますと、東燃も新  
日鉄も海洋バイオ研究会なんかつくって、そうし  
て自分たちがやろう。それでしかも、ちょうど新  
日鉄は今計画として釜石の高炉をとめようなどと  
いう考え方ですから、ひとつ工場の空き地を提供  
すれば、もちろんこれは有償で会社にとっても大  
変結構な話である。東燃も恐らくそういうことな  
ので、かなりこういう企業側の先行していたブラ

が進めるであらう、さらに日本の技術の前進とか  
国際協力の前進というのはい体どうい内容にな  
っていくであろうかということ、私は一連の批  
判、問題点の指摘を行ってきたわけでありませ  
ん。それで、余り時間がありませんから、法案に基  
いてもう一、二点聞いていきたいと思っております。  
先ほど来の質問でもありましたけれども、もう  
一度念を押しておきたいのは、新機構の行う研究  
開発について、いわゆる大プロとか次世代とか医  
療福祉機器の三つの研究分野で、その委託研究部  
分だけが移るのかあるいはその三つのものが全部  
新機構に移るのか、そのほかのものは将来また移  
ることはないのか、その点について先ほど来の答  
弁でまだはつきりしませんので答えていただきた  
いと思っております。

○山本(真一)政府委員 御質問の点でございま  
す。その三つの委託制度、それを支援するための  
研究を私どもの国立研究所でもやっております。  
その分は従来どおり国立研究所で続けることにな  
ります。

私どもが現在民間に委託しております大プロ  
制度、次世代制度、医療福祉機器制度、この三つ  
については、私どもとしては原則すべてNEDO  
に移しかえたいと思っております。ただ、六十  
三年度におきましては、そのうち一部、過渡期で  
ございまして下期から考えておりますので、全  
部ということにはならないかと思っておりますが、六  
十四年度においてさらにその措置を進めて、制度と  
しては私どものこの三つの仕掛け、三つの制度を  
NEDOにお願いをしたいと思っております。

○山本(真一)政府委員 第三セクターの資本金を  
まず申し上げます。資本金につきましては、出資  
のうちの三分の二を限度といたしましてNEDO  
が出資いたしました。残り三分の一を地方自治体  
と民間企業が出資するというふうに考えておりま  
す。

御指摘の管理者がどういう構成で、どこが主  
導するかという点につきましては、まだ具体的なイ  
メージができておりませんが、今の出資の構成と  
いうのが一つの参考になるかと思っております。

○工藤(見)委員 長期的にペイをするというよう  
な話なんです、その長期がまた大変問題で、当  
面からしてそれは問題になると思うわけですが、  
具体的に海洋バイオセンターというものが東燃の  
清水と新日鉄のある釜石と、最初から企業の名  
前まで出てこの法案と非常に結びついていてい  
うことに、いろいろ先ほど来の質疑の中でも同じ  
ような指摘があったように思いますけれども、実  
際言うところの報道を見ますと、東燃も新  
日鉄も海洋バイオ研究会なんかつくって、そうし  
て自分たちがやろう。それでしかも、ちょうど新  
日鉄は今計画として釜石の高炉をとめようなどと  
いう考え方ですから、ひとつ工場の空き地を提供  
すれば、もちろんこれは有償で会社にとっても大  
変結構な話である。東燃も恐らくそういうことな  
ので、かなりこういう企業側の先行していたブラ

が進めるであらう、さらに日本の技術の前進とか  
国際協力の前進というのはい体どうい内容にな  
っていくであろうかということ、私は一連の批  
判、問題点の指摘を行ってきたわけでありませ  
ん。それで、余り時間がありませんから、法案に基  
いてもう一、二点聞いていきたいと思っております。  
先ほど来の質問でもありましたけれども、もう  
一度念を押しておきたいのは、新機構の行う研究  
開発について、いわゆる大プロとか次世代とか医  
療福祉機器の三つの研究分野で、その委託研究部  
分だけが移るのかあるいはその三つのものが全部  
新機構に移るのか、そのほかのものは将来また移  
ることはないのか、その点について先ほど来の答  
弁でまだはつきりしませんので答えていただきた  
いと思っております。

○山本(真一)政府委員 御質問の点でございま  
す。その三つの委託制度、それを支援するための  
研究を私どもの国立研究所でもやっております。  
その分は従来どおり国立研究所で続けることにな  
ります。

私どもが現在民間に委託しております大プロ  
制度、次世代制度、医療福祉機器制度、この三つ  
については、私どもとしては原則すべてNEDO  
に移しかえたいと思っております。ただ、六十  
三年度におきましては、そのうち一部、過渡期で  
ございまして下期から考えておりますので、全  
部ということにはならないかと思っておりますが、六  
十四年度においてさらにその措置を進めて、制度と  
しては私どものこの三つの仕掛け、三つの制度を  
NEDOにお願いをしたいと思っております。

○山本(真一)政府委員 第三セクターの資本金を  
まず申し上げます。資本金につきましては、出資  
のうちの三分の二を限度といたしましてNEDO  
が出資いたしました。残り三分の一を地方自治体  
と民間企業が出資するというふうに考えておりま  
す。

御指摘の管理者がどういう構成で、どこが主  
導するかという点につきましては、まだ具体的なイ  
メージができておりませんが、今の出資の構成と  
いうのが一つの参考になるかと思っております。

○工藤(見)委員 長期的にペイをするというよう  
な話なんです、その長期がまた大変問題で、当  
面からしてそれは問題になると思うわけですが、  
具体的に海洋バイオセンターというものが東燃の  
清水と新日鉄のある釜石と、最初から企業の名  
前まで出てこの法案と非常に結びついていてい  
うことに、いろいろ先ほど来の質疑の中でも同じ  
ような指摘があったように思いますけれども、実  
際言うところの報道を見ますと、東燃も新  
日鉄も海洋バイオ研究会なんかつくって、そうし  
て自分たちがやろう。それでしかも、ちょうど新  
日鉄は今計画として釜石の高炉をとめようなどと  
いう考え方ですから、ひとつ工場の空き地を提供  
すれば、もちろんこれは有償で会社にとっても大  
変結構な話である。東燃も恐らくそういうことな  
ので、かなりこういう企業側の先行していたブラ

が進めるであらう、さらに日本の技術の前進とか  
国際協力の前進というのはい体どうい内容にな  
っていくであろうかということ、私は一連の批  
判、問題点の指摘を行ってきたわけでありませ  
ん。それで、余り時間がありませんから、法案に基  
いてもう一、二点聞いていきたいと思っております。  
先ほど来の質問でもありましたけれども、もう  
一度念を押しておきたいのは、新機構の行う研究  
開発について、いわゆる大プロとか次世代とか医  
療福祉機器の三つの研究分野で、その委託研究部  
分だけが移るのかあるいはその三つのものが全部  
新機構に移るのか、そのほかのものは将来また移  
ることはないのか、その点について先ほど来の答  
弁でまだはつきりしませんので答えていただきた  
いと思っております。

ンを裏打ちするような形で、この海洋バイオが飛  
び出して来たのではないかとすることはだれしも  
考えるわけですが、それはどういふ経過だったの  
ですか。東燃とが新日鉄とか、この海洋バイオ研  
究会あたりがかなり強く働きかけたというような  
ことはなかったのですか。

○鈴木(直)政府委員 バイオテクノロジーを振興  
している立場で申し上げたいと思います。

バイオの対象になる生物でございしますが、従来  
は陸上植物、陸上生物が非常に対象が多かったの  
でございしますが、非常に多様性に富んでおります  
生物がございします海上に開いては、従来余り  
手がつけられておりました。我が国は御存  
じのとおりに海に囲まれておりますし、特に御指  
摘の二地域について考えてみますと、釜石の方は  
御存じのとおり暖流と寒流がぶつかるところでご  
ざいまして、非常に多様な生物が期待されます。  
その地域には国立大学の研究所等々もございまし  
て、現実には海流その他に対する研究も進んでい  
るわけにございします。清水については申し上げま  
すと、駿河湾というのは大変深い湾でございまし  
て、一説によりますと南極の海の水が流れ込んで  
いると言われるくらいにございまして、深海魚そ  
の他が非常に豊富であると言われておりますの  
で、今申し上げましたような点から、かねてから  
海洋バイオに関心がある方々はその釜石あるいは  
また清水に研究所を設置するのが望ましいのでは  
ないか、こういう議論の積み重ねでこういう経緯  
になってきているわけにございします。

○工藤(見)委員 時間がありませんから、この問  
題で最後にちょっと申し上げたいのは、東燃にし  
ても新日鉄にしても非常に資金力が豊かで、しか  
も自分の敷地が使えるというのならもう少し自分  
が中心になってやればいいのに、公的な資金を流  
し込んで、しかも第三セクターに貸せばそこから  
賃料も上がるといふ、ちょっと虫のいい仕掛けが  
できるんではないかというところも考えます。  
それから、先ほども答弁の中にありましたが、  
ども、外国の例を見ましても、こういう研究施設

といるのはあるじがなければだめですね。ある研  
究所の主体がいて、新しいタイプの研究施設とい  
うのは、使ってみたらだめだからということでは  
次と改造したり積み上げていかなければいけな  
い。そこでノーハウが出てくるのに、寄り合い世  
帯みたいで、きょうはここが使つてあすはあそこ  
が使つてというふうな、雑多なホテルみたいなこ  
とで研究施設のいいのができるわけはない。こう  
いうことで研究を本場に一つの研究目的で進めよ  
うとするときに、共同使用にするにしろ中心にな  
るどこかの大学だとか、場合によればどこかの企  
業の研究機関でしょうが、それが中心になってそ  
の施設を持つて、そして積み上げていく。そうい  
うことなしに、本場に赤字になったら一体どうな  
るかわけのわからないようなものが幾つも一遍に  
できていく。しかも、これまでこういうスタイル  
でやってみてどこかで成功したという経験があれ  
ば私もまだ理解できるけれども、今まで全然そう  
いうことはない。世界にあるかというところ、世界  
どこにもない。そういうところは大胆過ぎる  
と思ふのです。

そういう問題も感じますが、時間となりまし  
たので、私の質問を終わります。

○渡辺委員長 これより討論に入ります。  
討論の申し出がありますので、順次これを許し  
ます。奥田幹生君。

○奥田(幹)委員 私は、自由民主党、日本社会党  
・護憲共同、公明党・国民会議及び社民党・民主  
連合を代表して、産業技術に関する研究開発体制  
の整備に関する法律案について、賛成の討論を行  
います。

御承知のとおり、近年、対外不均衡の拡大など  
を背景に種々の貿易経済摩擦が発生するなど、我  
が国を取り巻く国際経済環境は極めて厳しいもの  
があります。

また、同時に、我が国経済社会は、国際化、技  
術革新、情報化が飛躍的に進展する中で、国民の  
価値観の多様化、社会の成熟化など、その基本的  
構造に大きな変化をもたらす変革期にあります。  
このような状況の中で、我が国は、内外の環境  
変化に適切に対応しつつ、経済社会の安定的発展  
基盤の形成を図るとともに、世界経済の発展のた  
めに、その国際的地位にふさわしい役割を担って  
いくことが必要となっております。

そのためには、新たな時代を開き、経済社会の  
発展を促す産業技術に関する研究開発を積極的に  
推進していくことが不可欠であります。産業技術  
に關しては、我が国に対して、これまで欧米諸國  
の基礎研究に多くを依存し、その成果を活用して  
今日の繁栄を築いたという国際的批判があること  
も事実であります。こうした批判にこたえるため  
にも、我が国のみならず先導的・基礎的分野におけ  
る技術開発に果敢に取り組み、技術開発を通じて  
国際社会への積極的貢献を果たしていくことが、  
我が国に課せられた避けられない使命となつて  
おります。

本案は、このような課題に対処するため、新エ  
ネルギー・産業技術総合開発機構に産業技術に關  
する研究開発、研究基盤施設の整備、国際的な共  
同研究に対する助成などの業務を、国際的に協調  
しつつ、総合的、計画的かつ効率的に行わせるた  
めの措置を講ずるものであります。そして、まさ  
にこれによって、我が国の置かれていた国際的地  
位を踏まえた、産業技術の研究開発体制を整備さ  
れるわけでありまして、本案は、まさに時宜に  
かなった適切なものであると考える次第でありま  
す。

以上から、本案に賛成の意を表明し、討論  
を終わります。(拍手)

○渡辺委員長 次に、藤原ひろ子君。

○藤原(ひ)委員 私は、日本共産党・革新共同を  
代表いたしました。産業技術法案について反対の  
討論を行います。

反対理由の第一は、アメリカのレーガン政権が

対ソ軍事戦略の一環として、アメリカの技術優位  
の保持に全力を挙げ、そのために日本の先端技術  
を取り込もうとしている中で、この法案が国際的  
協調をうたい文句に、これに積極的に協力してい  
くものになつていくことでもあります。

現在行われている日米科学技術協定の改定交渉  
の中では、安全保障事項が焦点となつており、ア  
メリカ側は日本の科学技術の対米開放を求めると  
一方、対社会主義国への流出規制についてはコ  
ム並みの厳しい規制措置をとるよう強く迫ってい  
ると伝えられています。また、SDI研究参加協  
定に続き、機密特許の実施が行われようとしてお  
り、対米武器技術供与の一環として、日本企業の  
汎用技術が米軍事技術として移転される動きもあ  
ります。こうしたアメリカの技術戦略のもとで、  
この法案に基づく国際共同研究などに研究成果の  
公開の制限などの規制が及ぶことは必至でありま  
す。日本の科学技術の平和的、民主的發展をゆが  
めるものであることは言うまでもありません。

第二に、従来から特定の大企業へ集中的に巨額  
な技術開発補助金が出されてきましたが、今後は  
アメリカなどの大企業もその対象となります。改  
組された新機構が新しいトネル機関となり、國  
民の目の届かないところでますます巨額な大企業  
への事実上の補助金、委託費が出されていくこと  
であります。さらに、特許権など研究成果の帰属  
についても、従来は国の専有から研究委託先の大  
企業との共有などへと、制度を改悪していく条件  
をつくるものでもあります。

第三は、法案に基づき予定されている研究基盤  
整備事業が、特定の大企業の利益に奉仕する性格  
を持つていくことでもあります。計画されている施  
設は、新日鉄や三井グループなどの遊休施設の活  
用であり、施設整備資金の主要部分にはNIT株  
式売却益を含む公的資金が充てられ、研究成果  
は特定の民間企業が入手する新たな仕組みとなる  
ことが予想されることでもあります。

以上で反対討論を終わります。(拍手)

○渡辺委員長 これにて討論は終局いたしました

た。

○渡辺委員長 これより採決に入ります。

産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律案について採決いたします。

本家に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○渡辺委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○渡辺委員長 次に、先刻付託になりました内閣提出、地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。田村通商産業大臣。

地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○田村國務大臣 地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

近時の円高等による産業構造調整の進行や海外直接投資の増加によって、従来、工場の立地によ

る雇用や所得の創出に大きく依存してきた地域経済は、現在、大きな影響を受けているところであります。

他方、経済の高度化、ソフト化の急速な進展により、我が国の産業活動においては、従来からの直接生産部門、すなわち工場に比し、研究所やソフトウェア業等のいわゆる産業の頭脳部分のウェイトが著しく増大しつつあります。しかしながら、今後の成長が大きく期待できるこうした産業の頭脳部分は、大都市圏、特に東京へ一極集中する傾向にあります。

このような状況のもとで、地域経済の発展を図り、地域住民の生活の向上と国民経済及び国土の均衡ある発展を実現していくためには、このような産業の頭脳部分を地域において集積させることにより、地域産業の高度化を図っていくことが喫緊の課題となっております。また、このような方向は、先に閣議決定いたしました第四次全国総合開発計画においても明らかにされているところであり、同計画が目標とする多極分散型国土の形成に大きく寄与するものと考えられます。

このような課題に対応するため、今般、本法律案を提案した次第であります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、産業の製品もしくは役務の開発力、生産、販売もしくは役務の提供に関する技術または経営の能率が向上することを産業の高度化ということとし、産業の高度化に特に寄与すると認められる事業を特定事業ということといたします。

第二に、本法による措置が講じられる地域は、産業の集積の程度が著しく高い地域以外の地域であること、特定事業の集積により、地域産業の高度化が期待できること、必要な人材の確保が可能であること等の要件に該当する地域といたします。

第三に、主務大臣は、特定事業の集積を促進する措置を講じようとする地域の設定、特定事業の集積の目標の設定等に関する指針を集積促進指針

として定めることといたします。

第四に、都道府県は、集積促進指針に基づき、集積促進地域の区域、特定事業の集積の目標、業務用地等の施設の整備等に関し集積促進計画を作成し、主務大臣の承認を受けることができることといたします。

第五に、地域振興整備公団の業務に、集積促進地域における特定事業の用に供する業務用地の造成、産業の高度化に資する研究開発、研修等を行う施設の整備に対する出資等の業務を追加することといたします。

第六に、産業基盤整備基金の業務に、集積促進地域において特定事業を行う者に対する債務保証の業務を追加することといたします。

第七に、特定事業を営む者に対し、その取得資産についての特別償却、特別土地保有税の非課税、事業所税の減免措置の税制上の優遇措置を講ずるほか、地方公共団体の行う不均一課税に対する減取補てん措置等を講ずることといたします。

その他、集積促進計画を達成するために必要な資金の確保、施設の整備、国の援助、農地法等による処分についての配慮等必要な規定を設けることといたします。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○渡辺委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時三十七分散会

地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律案  
地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積

積の促進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、産業の集積の程度が著しく高い地域及びその周辺の地域以外の特定の地域について、当該地域及びその周辺の地域の産業の高度化に寄与する特定事業の集積を促進する措置を講ずることにより、地域経済の発展と産業の配置の適正化を図り、もって地域住民の生活の向上と国民経済及び国土の均衡ある発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「産業の高度化」とは、産業の製品若しくは役務の開発力、生産、販売若しくは役務の提供に関する技術又は経営の能力が向上することをいう。

2 この法律において「特定事業」とは、その集積を促進することが産業の集積の程度が著しく高い地域及びその周辺の地域以外の地域の産業の高度化に特に寄与すると認められる業種として政令で定めるものに属する事業をいう。

(地域)

第三条 この法律による特定事業の集積を促進する措置は、次に掲げる要件に該当する地域について講じられるものとする。

一 産業の集積の程度が著しく高い地域及びその周辺の地域であつて政令で定めるもの以外の地域であること。

二 自然的経済的社会的条件からみて一体として特定事業の集積を図ることが相当と認められる地域であること。

三 その地域又はその周辺の地域における産業及び特定事業の集積の状況からみて、その地域に特定事業が集積することにより、これらの地域における産業の高度化が相当程度図られると認められること。

四 特定事業の業務に必要な知識又は技術を有する人材の確保が可能であること。

五 高速自動車国道、空港その他の高速輸送に係る施設及び特定事業の業務に必要な情報を



第三十六条第三号中「第十九条第一項及び第二項」とあるのは「第十九条第一項及び第二項並びに特定事業集積促進法第七条」とする。

(産業集積整備基金の行い) 特定事業集積促進業務

第九条 産業集積整備基金(以下「基金」という。)

は、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号。以下「特定施設整備法」という。)

第四十条第一項に規定する業務のほか、承認集積促進地域における特定事業の集積を促進するため、次の業務を行う。

一 承認集積促進地域において特定事業を行う者に対し、その事業に必要な資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

(特定施設整備法の特例)

第十条 前条の規定により基金の業務が行われる場合には、特定施設整備法第四十条第二項中「前項第一号の業務」とあるのは「前項第一号の業務及び地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律(以下「特定事業集積促進法」という。)

第九条第一号の業務」とし、特定施設整備法第六十三条第三号中「第四十条第一項」とあるのは「第四十条第一項及び特定事業集積促進法第九条」とする。

(課税の特例)

第十一条 承認集積促進地域において、特定事業を営む者が当該特定事業の用に供するために新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した建物及びその附属設備、機械及び装置並びに器具及び備品については、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、特別償却を行うことができる。

(固定資産税の不均一課税に伴う措置)

第十二条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六條第二項の規定により、自治省令で定める地方公共団体が、承認集積促進地域において特定事業の用に供する設備のうち自治省令で定めるものを新設した者については、当該設備に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、その措置が自治省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(その措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限り)のうち自治省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(その措置が自治省令で定める日以後に行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

(資金の確保)

第十三条 国及び地方公共団体は、承認集積促進地域における特定事業の集積を円滑に促進するために必要な資金の確保に努めるものとする。

(施設の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、承認集積促進計画の達成に資するために必要な施設の整備に努めるものとする。

(国の援助等)

第十五条 国及び地方公共団体は、承認集積促進計画の達成に資するため、承認集積促進計画の実施に必要な事業を行う者等に対する助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

2 地方公共団体が承認集積促進計画を達成するために行う事業に要する費用に充てるために起す地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をすることができる。

(農地法等による処分についての配慮)

第十六条 国の行政機関の長又は都道府県知事は、承認集積促進地域内の土地を承認集積促進計画で定める施設の用に供するための農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該承認集積促進計画で定める特定事業の集積が促進されるよう配慮するものとする。

律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該承認集積促進計画で定める特定事業の集積が促進されるよう配慮するものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(基金の持分の払戻しの禁止の特例)

第二条 政府及び日本開発銀行以外の出資者は、基金に対し、この法律の施行の日から起算して一月を経過した日までの間に限り、その持分の払戻しを請求することができる。

2 基金は、前項の規定による請求があつたときは、特定施設整備法第十八条第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、基金は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

第四条 地方税法の一部を次のように改正する。

第七十三条の四第一項第十六号中「限る。」の用に供する不動産」の下に「並びに地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律(昭和六十三年法律第 号)第七條第一項第一号に規定する業務(政令で定めるものに限る。)

の用に供する不動産」を加える。

第五百八十六條第二項中第一号の四を第一号の五とし、第一号の三の次に次の一号を加える。

一 四 地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律第五條第四項に規定する承認(同法第六條第一項に規定する承認を含む。)に係る同法第五條第一項の集積促進計画において定められた同条第二項第一号に規定する集積促進地域の区域

において、同法第二條第二項に規定する特定事業のうち政令で定めるものを営む者であつて、当該事業の用に供する設備で政令で定めるものを新設し、かつ、当該設備に係る建物(政令で定めるものに限る。)を建設したもので政令で定めるものが当該建物の敷地の用に供する土地(これと一体的に使用される土地で政令で定めるものを含む。)

附則第三十二條の三第三項中「次条に」を「第十項及び次条に」に改め、同条第十一項中「第九項」を「第十項」に改め、同条第十項の表の下欄中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10 指定都市等は、事業所用家屋で地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律第二條第二項に規定する特定事業のうち政令で定めるものを専ら営む法人が同法第七條第一項に規定する承認集積促進計画(昭和六十五年三月三十一日までの間に同法第五條第四項の規定による承認(同法第六條第一項の規定による承認を含む。))を受けたものに限り、第一号において定められた同法第五條第二項第一号に規定する集積促進地域の区域内に設置される事業所等において行う当該事業の用に供する施設(政令で定めるものに限る。)に係るものの新築又は増築で当該法人が建築主であるものに係る新増設事業所床面積に對しては、当該新築又は増築が当該承認の日から五年以内の期間で政令で定める期間内に行われたときに限り、第七百一條の三十二條第一項の規定にかかわらず、新増設に係る事業所税を課することができない。この場合において、第七百一條の三十四條第十項の規定を準用する。

附則第三十二條の三の二中第十一項を第十二項とし、第八項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第七項中「第十項」を「第十一項」に改



め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 前条第十項に規定する施設に係る事業所等において同項に規定する法人が行う事業に対して課する事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、同項に規定する承認の日から同項の政令で定める期間を経過する日以後に最初に終了する事業年度分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積（第七百一条の三十四（事業に係る事業所税に関する部分に限る。）の規定の適用を受けるものを除く。以下本項において同じ。）から当該施設に係る事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合において、第七百一条の四十一第八項の規定を準用する。

附則第三十七條第十四項、第三十八條第十一項及び第三十九條第十一項中「附則第三十二條の第三十項」を附則第三十二條の第三十一項に、「第九項」を第十項に改める。  
（印紙税法の一部改正）

第五條 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「並びに産業構造転換円滑化臨時措置法（昭和六十二年法律第二十四号）第十一條第一号及び第四号（産業基盤整備基金の業務）」を「産業構造転換円滑化臨時措置法（昭和六十二年法律第二十四号）第十六條第一号及び第四号（産業基盤整備基金の業務）の業務並びに地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律（昭和六十三年法律第 号）第九條第一号（産業基盤整備基金の行う特定事業集積促進業務）」に改める。  
（建設省設置法の一部改正）

第六條 建設省設置法（昭和二十三年法律第一百三十号）の一部を次のように改正する。

第三條第三号の二の次に次の一号を加える。  
三の三 地域産業の高度化に寄与する特定事

業の集積の促進に関する法律（昭和六十三年法律第 号）の施行に関する事務を管理すること。

（国土庁設置法の一部改正）

第七條 国土庁設置法（昭和四十九年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第四條中第二十二号を第二十三号とし、第二十一号を第二十二号とし、第二十号を第二十一号とし、第十九号の次に次の一号を加える。

二十 地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律（昭和六十三年法律第 号）の施行に関する事務を処理すること。

第七條第一項中「第四條第二十号」を「第四條第二十一号」に改める。

理由

最近における内外の経済的環境の変化の下で、産業の集積の程度が著しく高い地域及びその周辺の地域以外の特定の地域における地域産業の高度化を通じての地域経済の発展と産業の配置の適正化が要請されている状況にかんがみ、これらの地域の産業の高度化に寄与する特定事業の集積を促進するため、集積促進指針及び集積促進計画の策定等について定めるとともに、地域振興整備公団及び産業基盤整備基金の業務に当該特定事業の集積を促進するために必要な業務を追加する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和六十三年四月一日印刷

昭和六十三年四月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局